

指定管理者制度導入の方針

平成18年3月

阪南市

目 次

第 1 章 指定管理者制度の概要について

1	はじめに-----	1
2	「公の施設」とは-----	1
3	指定管理者制度導入の背景と目的-----	1
4	制度の枠組み-----	1

第 2 章 指定管理者制度導入の具体的な考え方について

1	本市の施設が抱える課題-----	4
2	新地方行革指針と指定管理者制度-----	5
3	本市の財政状況-----	6
4	指定管理者制度導入の基本方針-----	7
5	指定管理者制度導入に当たっての留意事項-----	8
6	各施設の具体的な指定管理者制度導入の方針-----	10

資料	公共性評価-----	12
資料	指定管理者制度導入の可能性点検票-----	13
資料	指定管理者制度に関する各施設の方針-----	14

第 3 章 指定管理者の指定の手続き等について

1	指定期間-----	16
2	利用料金制度-----	16
3	個人情報保護-----	16
4	指定管理者の募集方法-----	16
5	指定管理者選定委員会等の設置-----	18
6	指定管理者との協定の締結-----	19

資料	指定管理者制度導入にかかるスケジュール-----	20
資料	公の施設評価調書-----	21

第1章 指定管理者制度の概要について

1 はじめに

この方針は、平成15年9月地方自治法の一部改正により地方公共団体が設置する公の施設の管理手法に指定管理者制度が導入されたことに伴い、その対応について本市の考え方を定めるものである。

2 「公の施設」とは

公の施設とは地方自治法第244条第1項に「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と規定しており、学校等の教育施設、病院等の医療施設、保育所等の児童福祉施設や老人福祉施設、公営住宅や公民館等のほか、道路、公園、河川等を含む広い範囲のものを含んでいる。

なお、市役所の庁舎や試験研究施設等は、直接住民の利用に供するためのものではないので、公の施設には含まれない。

3 指定管理者制度導入の背景と目的

「公の施設」の管理委託は、これまで公共団体、公共的団体、政令で定める出資法人に限定されてきたが、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため民間事業者の有するノウハウを活用することが有効であるとの考えから、民間事業者やNPO法人、市民団体等が管理運営を代行できるように受託主体を拡大したもので、この制度を「指定管理者制度」という。

4 制度の枠組み

(1) 条例・規則の整備

指定管理者制度導入するに当たって条例に次の事項を定める必要がある。

それぞれの公の施設の条例で指定管理者制度を採ること。

地方公共団体は、条例で、法人その他の団体で地方公共団体が指定するもの（指定管理者）に公の施設の管理を行わせることができる旨を規定。

指定手続、業務の具体的範囲、管理の基準等を条例で定めること。

公の施設の条例で 申請、選定、事業計画の提出等指定管理者を選定する際の指定の手続、施設の休館日、開館時間、使用制限等の管理の基準、施設、

設備の維持管理、個別の使用許可等の業務の具体的な範囲、 その他必要な事項を定めることを要する。

利用料金制を採用できること。

地方公共団体は、適当と認めるときは、当該公の施設の利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させることができる。

利用料金は、地方公共団体の条例で定めるところにより、指定管理者があらかじめ当該地方公共団体の承認を得て定める。

(2) 指定管理者の指定

議会の議決を経て指定管理者を指定すること。

指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ、指定管理者に管理を行なわせる施設の名称及び所在地、指定管理者に指定する団体の名称及び住所、指定の期間等の事項について議会の議決を要する。

(3) 管理委託を行っている施設

平成15年地方自治法一部改正法の施行時において管理委託を行っている施設については、経過措置により、平成18年9月1日までは従来どおり管理委託制度を続けることができるが、その期限が過ぎると管理委託制度は廃止となり、直営、指定管理者制度の導入のどちらかを選択することとなる。

(4) 全国の指定管理者制度導入の状況

指定管理者制度は新しい制度であるが、全国に自治体において急速に普及しつつあり、総務省が発表した「公の施設の指定管理者制度の導入状況に関する調査結果(平成16年12月)」によると、平成16年6月1日時点で1,550施設において指定管理者が指定されている。

【指定管理者制度と管理委託制度比較表】

項 目	指定管理者制度	管理委託制度
受託主体	・法人その他の団体（法人格は必ずしも必要ではない。） ・民間事業者（個人は不可）	・公共団体 ・公共的団体 ・政令で定める出資法人
法的性格	議会の「指定」の議決により公の施設の管理権限について指定を受けた者に委任する。「管理の代行」	条例を根拠として締結される委託契約。「公法上の契約関係」
管理権限	指定管理者が有する。「指定の手續」・「管理の基準」・「業務の範囲」は、条例で定める。	設置者たる地方公共団体が有する。
ア 施設の使用許可	条例で定めるところにより、指定管理者が行うことができる。	受託者はできない
イ 基本的な利用条件の設定	「管理の基準」として条例で定めることを要する。	受託者はできない。
ウ 不服申し立てに対する決定、行政財産の目的外使用許可	指定管理者はできない。	受託者はできない。
公の施設の設置者としての責任	地方公共団体	地方公共団体
管理運営上利用者に損害を与えた場合	地方公共団体に責任が生じる。	地方公共団体に責任が生じる。
利用料金制	条例で定めることにより採ることができる。	条例で定めることにより採ることができる。

第2章 指定管理者制度導入の具体的な考え方について

1 本市の施設が抱える課題

公の施設を含めた本市の公共施設では次のような課題を有しており、指定管理者制度導入を考えるに当たっては、一定の配慮が必要となる。

(1) 市民へ提供するサービス水準の硬直化

生涯学習や生涯スポーツへの関心の高まりなど市民のニーズが多様化するなか、各施設において開館時間の延長や、開館日数の拡大、事業の多様化等の要求が増加している。

しかし、市の直営施設が多いために、変則的な勤務体系への対応が取りにくいことや、近年の財政状況の悪化等により市民のニーズに十分応えることが困難な状況にあり、市民へ提供するサービス水準が硬直化する傾向にある。

(2) 施設の老朽化

公の施設を含む本市の公共施設の多くは、丘陵部の民間開発が急速に進んだ昭和40年代から昭和50年代、また平成3年の市制施行前後に建設されており、老朽化が進行しているが、近年の財政悪化により大規模な改修は困難な状況にある。

老朽化が進む公共施設の機能維持については、施設本来の機能確保に加え、災害時の避難場所確保といった市民の安心・安全なまちづくりを推進する観点からも大きな課題となっている。

(3) 施設のあり方の見直しと再編

本市の公共施設の多くは人口急増の過程で建設しているが、急速な少子高齢化の進展により人口構造が大きく変化し、現在の市民ニーズに十分対応できていない状況にある。

また、平成17年国勢調査(大阪府速報)によると本市人口が初めて減少に転じるなか、類似団体と比較(平成15年度決算バランスシートより)すると義務教育施設を含む教育施設が非常に多い状況にある。

こうした状況を踏まえ、公の施設を含む全ての公共施設において、そのあり方を再点検し、存続、廃止を含めた再編を進めることが課題となっている。

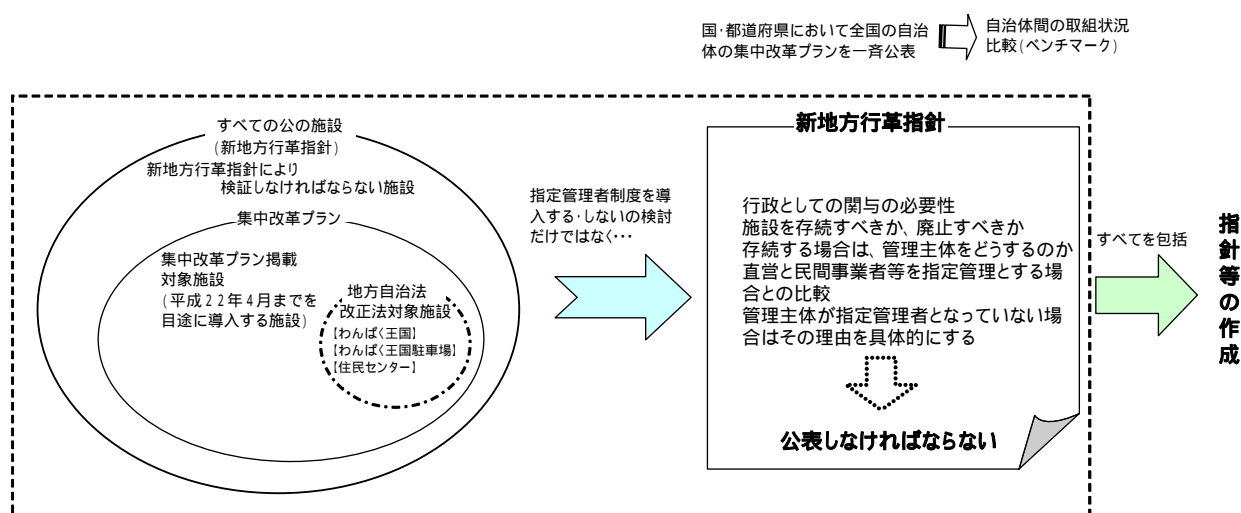
2 新地方行革指針と指定管理者制度

平成17年3月に総務省より「地方公共団体における行政改革推進のための新たな指針の策定について」、いわゆる新地方行革指針が示され、平成17年度中に行政改革の具体的取り組み内容を「集中改革プラン」として策定、公表することとされた。

その取り組み項目の一つである指定管理者制度の活用については、現在直営で管理しているものを含め、全ての公の施設について、管理のあり方についての検証を行い、存続か廃止かを含め検証結果を公表することとされた。

また、管理の主体が指定管理者制度となっていない場合にはその理由等を具体的に示すこととされ、換言すれば、存続する施設については特別な理由がある場合を除き、全ての公の施設へ指定管理者制度を導入する方向が示されたところである。

新地方行革指針・集中改革プラン・指定管理者制度の関係について



指定管理者制度の活用（新地方行革指針抜粋）

現在直営で管理しているものを含め、全ての公の施設について、管理のあり方についての検証を行い、検証結果を公表すること。

特に、平成15年9月の指定管理者制度の創設に係る地方自治法の改正前の管理委託制度により出資法人、公共団体又は公共的団体へ管理委託している公の施設については、平成18年9月の指定管理者制度への移行期限までに、当該出資法人等を指定管理者に指定するか、新たに民間事業者等を指定管理者に指定するか、当該施設を廃止するか等、管理のあり方についての検証を行うこと。

管理のあり方の検証に際しては、各施設ごとに、行政としての関与の必要性、存続すべきか廃止すべきか、存続する場合には管理主体をどうするかなどについて、民間事業者等を指定管理者とする場合との比較等も含め、その理由を明らかにした上で、住民等に対する説明責任を十分に果たすこと。

公の施設の管理状況については、管理の主体や、管理主体が指定管理者となっていない場合にはその理由等の具体的な状況を公表すること。

3 本市の財政状況

(1) これまでの財政再建の取り組み

本市では昭和60年に「阪南町行政改革大綱」を策定して以降、数次にわたる行財政改革に取り組んできた。

しかし、右肩上がりの経済成長の終焉や急速な少子高齢化の進展等に伴い、市税収入が大幅に減少するなか、人件費、福祉関連経費、借入金の返済といった義務的経費の負担が増加し危機的な財政状況に陥ったことから、柔軟でスリムな行財政システムの構築を目指し、平成14年9月に数値目標を明確にした「阪南市財政再建実施計画」を策定した。

平成15年度から平成19年度までを財政再建緊急5ヵ年とし、市民、議会の理解と協力を得ながら、全職員が一丸となって財政の再建に取り組んできた結果、平成17年10月時点の項目達成率は88%となり、平成15年度から平成17年度までの3年間の累積効果額は約15億円と見込んでいる。

(2) 今後の財政見通し

平成16年度決算をもとに平成22年度までの財政予測を行った結果、平成22年度には財政再建団体に転落する危機を迎えることが判明した。

しかし、平成17年12月議会において、都市計画税・法人市民税の税率改定、可燃ごみ収集の有料化、下水道使用料の改定などの提案が可決されたことから、平成22年度の財政再建団体転落は回避できる見通しであるが、市民へ負担を求める以上、さらなる行政運営コストの縮減を進める必要がある。

なお、懸命な財政再建の取り組みにもかかわらず財政状況が悪化している主な要因は次のとおりである。

【財政悪化の主な要因】

三位一体改革による地方交付税及び国庫補助負担金の大幅減少

地価の下落に伴う固定資産税など市税収入の減少

生活保護世帯の高齢化による保護費及び母子家庭増加に伴う児童扶養手当など扶助費の増加

高齢化社会の進展による、国民健康保険・老人保健・介護保険特別会計への繰出し金の増加

団塊の世代を中心とする職員退職に伴う退職手当の増加

(3) 今後の財政再建の取り組みについて

阪南市集中改革プランの策定

新地方行革指針に基づき、阪南市財政再建実施計画をベースに平成21年度までの目標効果額を整理したものを「阪南市集中改革プラン」として平成17年度中に策定、公表することとし、本指定管理者制度導入の方針についても、同プランに反映させる。

阪南市財政再建実施計画の見直し

現計画の目標年次を平成19年度としているが、三位一体改革の影響等により、計画当初の収支見通しよりも財政状況が悪化している。

こうしたことから、阪南市財政再建実施計画を平成18年度中に見直すこととする。なお、阪南市集中改革プランの取り組み内容は財政再建実施計画見直しの内容に反映（包含）する。

4 指定管理者制度導入の基本方針

公の施設における市民サービスの水準については、包括的に施設の管理を行う指定管理者制度の趣旨に基づき、公募など透明性を確保した選定方法により決定した民間企業やNPO法人、市民団体などの力を活用することによって、一定の改善が期待できる。

また、本市では受益者負担の適正化の視点から使用料、手数料の改定を進めているが、市民へ負担を求める前提として行政運営コストの縮減が強く求められており、指定管理者制度に基づく利用料金制度の柔軟な活用などにより施設運営コストを縮減できる可能性がある。

さらに、新地方行革指針において公の施設への指定管理者制度導入の方向性が示されたことも踏まえ、本市の公の施設に対する指定管理者制度導入の基本方針を次のとおりとする。

(1) 基本方針

特別な理由があるものを除き、段階的に指定管理者制度を導入する。

(2) 指定管理者制度導入の視点

市民サービスの向上が図ることができるか（市民福祉のさらなる向上）
直営と比較して効果的、効率的な運営ができるか
施設運営の安定性・公平性を保てるか

(3) 指定管理者制度導入の基本的な考え方

指定管理者制度導入の基本的な考え方については次のとおりとするが、効果的な制度運営とその充実を図るため、継続的に検証を行い、必要に応じて見直すものとする。

管理委託施設等

公の施設の管理運営のあり方を見直し、指定管理者制度への移行を検証し、指定管理者制度へ移行する施設については、条例整備や指定管理者の指定等の諸準備を終え、平成18年9月までに指定管理者制度に移行する。

新規開設施設

新規に設置する公の施設については、原則として開設時から指定管理者による管理運営を行うこととする。

なお、地域密着型施設でその管理を地域の団体に特定する合理的な理由がある場合や、PFI事業において当該事業者を指定管理者に指定する場合など、指定管理者となるべき団体が特定される場合や、業務の特殊性等によりその施設の適正な管理運営ができる団体の公募が困難であると認められる場合は非公募により指定管理者を選定する。

直営施設

現在、市が直営で管理運営を行っている施設については、移行の要件が整ったものから段階的に指定管理者制度の導入を図ることとする。

5 指定管理者制度導入に当たっての留意事項

(1) 指定管理者選定の公平性・透明性の確保

指定管理者の選定に当たっては、民間企業やNPO法人、市民団体等のノウハウの導入により、市民サービスのさらなる向上や施設の効果的かつ効率的な運営が図られるなど導入効果が大きく期待できる施設については、競争原理を確保し、より公正かつ透明な選定方法を確保するため、原則として公募により指定管理者を選定する。

(2) 指定管理者受託団体の存在確認と育成

指定管理者制度は、受託団体として想定される民間企業や公益法人にとっては行政分野へ参入する好機であり、また、NPO法人や市民団体等にとっても行政

との協働や市民参加の機会となり得るものである。

指定管理者の選定に当たっては、公正な公募に基づき積極的な民間企業の参入やNPO法人、市民団体等による管理を推進することが、本来の指定管理者制度の趣旨に合致するものであり、こうした団体の参画を積極的に促す必要がある。

したがって、適切な受託団体存在の確認とあわせ、将来的に指定管理者の受託者となる可能性のあるNPO法人、市民団体等の育成についても検討する必要がある。

(3) 円滑な事業移行に向けた施設改修

指定管理者制度導入に当たり、多くの公の施設で建物や設備などの経年劣化が進行していることから、指定管理者への円滑な事業移行、また安定的な施設運営を確保する観点から一定の施設改修が必要となるケースが予測される。

指定管理者制度導入目的の一つとして施設運営経費の縮減があることから、縮減した経費の一部を施設改修費として活用することを検討する必要がある。

(4) 利用料金制度の活用

条例の定めを基準とする利用料金制度は、指定管理者による効率的な経営に向けた経済的インセンティブ(経済的誘因・刺激)の発揮に有効であると考えられることから、施設の性格、設置目的等を踏まえて、積極的に導入する。

また、利用の実態や受益者負担の適正化の視点を踏まえ、利用料金の改定や各種団体への減免制度の見直しが必要である。

なお、施設において利用料金だけで管理費用に満たない場合には、委託契約の方法について検討する必要がある。

(5) 指定管理者への継続的な評価

指定管理者のサービスの提供状況や、公平性の確保など管理の実施状況について、当初の提案内容どおり実施されているかといった状況をチェックするため、指定管理者を指定した後も毎年度継続して評価を行う必要があることから、評価の手法について検討する必要がある。

(6) 指定管理者制度導入分野における施策立案機能等のあり方

公の施設の管理運営を指定管理者に委ねた場合においても、生涯学習、生涯スポーツ、福祉等の分野における施策のあり方、立案機能は市の責務として役割を

果たす必要があることから、組織のあり方を含め各分野における施策立案機能等の維持向上について検討する必要がある。

(7) 施設のあり方の再検討

市民ニーズが多様化するなか、施設のあり方については行政としての関与の必要性、存続すべきか廃止すべきか、存続する場合は管理主体をどうするかなどについて検討を行い、市民に対する説明責任を果たすことが重要であり、新地方行革指針においてもこうした方向が示されたところである。

本市においては事務事業評価システムを活用し、「目的の妥当性」、「効果・成果の妥当性」、「必要性」、「公民の役割分担」、「効率性」の5つの視点を用いて公共施設の総合評価を行っており、指定管理者制度の導入前及び導入後についても事務事業評価システム等を活用しながら存続、廃止を含め施設のあり方について検討する必要がある。

6 各施設の具体的な指定管理者制度導入の方針

(1) 公の施設の公共性の点検・評価

それぞれの公の施設について、設置目的や利用状況が異なっていることから、各施設の内容について再度点検・評価する必要がある。

本市においては平成14年度以降毎年事務事業評価システムを実施しており、一般事務事業の評価と併せ、施設の管理運営についても総合評価を行い公表しているが、改めて「必需・共同消費性(非市場的)」、「選択・共同消費性(非市場的)」、「選択・個人消費性(市場的)」、「必需・個人消費性(市場的)」の観点から公民の役割分担を検証し、総合的に指定管理者制度導入について点検・評価を行った。

その結果が、12、13ページの資料「公共性評価」、「指定管理者制度導入の可能性点検票」であり、基礎資料については、21ページ以降の「公の施設評価調書」である。

なお、指定管理者の選定に当たっては、点検・評価の結果を踏まえ検討する必要がある。

(2) 具体的な指定管理者制度導入の方針

各施設の指定管理者制度導入の時期を次の6つに分類する。

平成 1 8 年 4 月に指定管理者制度を導入する施設

平成 1 9 年 4 月を目途に指定管理者制度を導入する施設

平成 2 2 年 4 月までを目途に指定管理者制度を導入する施設

平成 2 2 年 4 月以降、順次指定管理者制度を導入する施設

当面直営とするが、社会環境の変化等により指定管理者制度の導入を検討する施設

指定管理者制度の導入を含め、あらゆる手法を研究、検討する施設

また、各施設の詳細については 1 4、1 5 ページの資料「指定管理者制度に関する各施設の方針」で整理している。

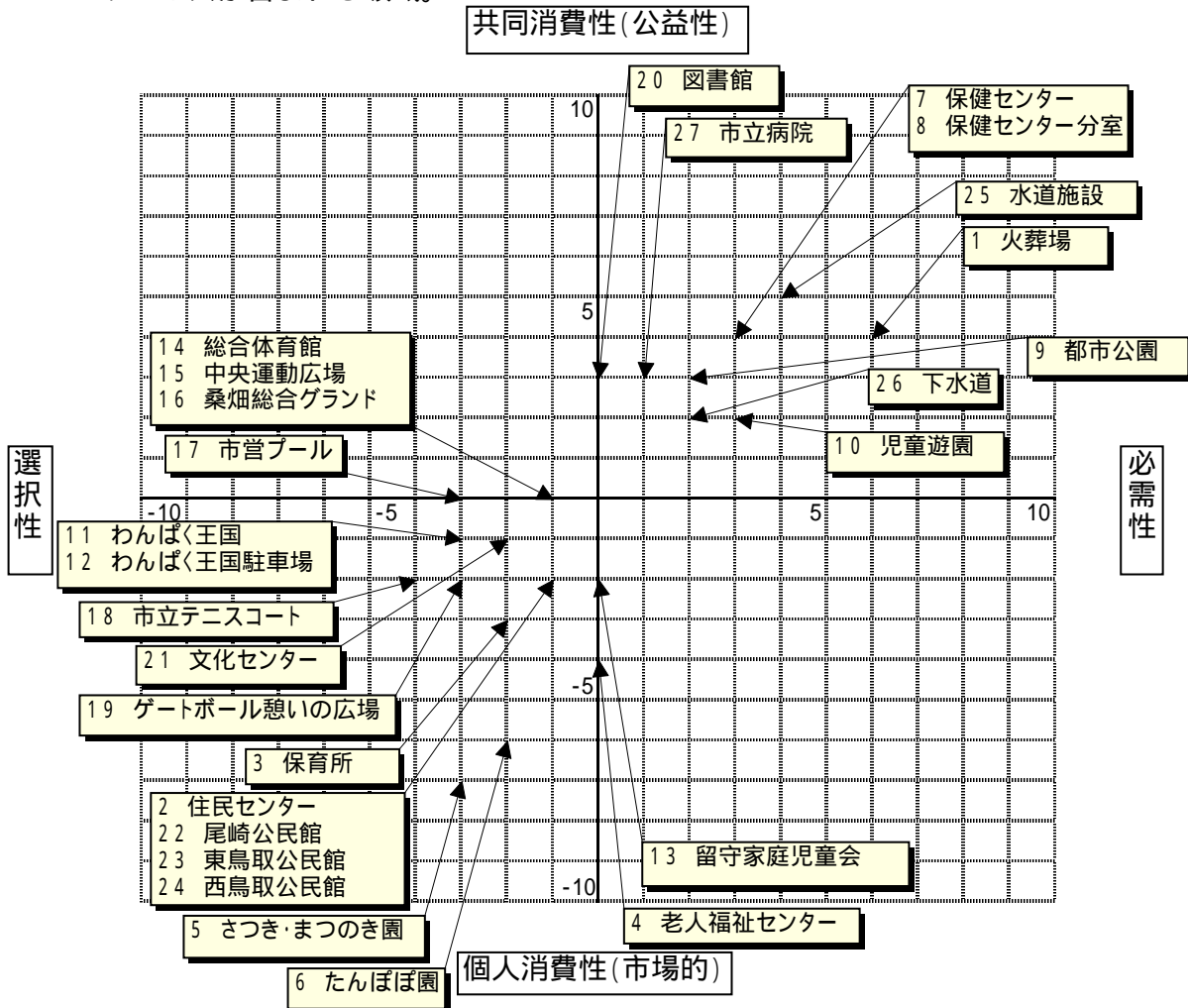
公共性評価

選択・共同消費性（非市場的）

人によって必要性が異なるが、民間にあまりないサービス。より多くの人たちが利益を受け、欠かせられないかどうかはサービスを提供する人、される人の中で考えることができるようなサービスが含まれる領域。

必需・共同消費性（非市場的）

専ら行政が提供するサービス。より多くの人たちが利益を受け、しかも日常欠かせられないサービスが含まれる領域。



選択・個人消費性（市場的）

人によって必要性がことなり、民間にもあるサービス。個人的な利益に関わるが、格別欠かせられないということではないサービスが含まれる領域。

必需・個人消費性（市場的）

主として行政が提供しているが、民間にもあるサービス。個人的な利益を受け、しかも日常欠くことができないサービスが含まれる領域。

下記施設については、個別法により、民間事業者等に管理を委ねることについて制約がある施設であるため、対象外としている。

- | | |
|-------|----------|
| 28 道路 | 31 市立幼稚園 |
| 29 河川 | 32 市立小学校 |
| 30 水路 | 33 市立中学校 |

指定管理者制度導入の可能性点検票

- 1 個別法により、民間事業者等に管理を委ねることについて制約がない
- 2 指定管理者に管理運営を委ねる際には、大規模改修の必要性がない
- 3 同様又は類似のサービスを提供しうる事業者等が存在する
- 4 他の自治体において、当該サービスへの指定管理者制度を導入している例がある
- 5 利用者等から、現在提供しているサービスよりさらにサービスの向上について要望がある
- 6 直営よりも、外部委託した方が、管理運営費において、低コストとなることが期待できる。
- 7 施設の管理に高度な専門的技術力を必要とする
- 8 民間に当該サービスの安定した供給能力がある。
- 9 指定管理者制度を導入しても守秘義務の担保が図られる。
- 10 住民から使用料・手数料を得て運営する施設である。
- 11 一時的にサービスを停止しても、住民の生命や生活に重大な影響を与えない施設である。
- 12 現在サービスを提供している職員の勤務条件等に大きな影響を与えない。(分限処分に該当するか否か)

「はい」に該当する項目が多いほど、指定管理者制度を適用することが可能であり、かつ相当の効果を得ることができると考えられます。

はい 11 いいえ 1	5 さつき・まつのき園	
	6 たんばぼ園	
はい 10 いいえ 2	13 留守家庭児童会	
	17 市営プール	
	18 市立テニスコート	
	21 文化センター	
はい 9 いいえ 3	3 保育所	
	12 わんぱく王国駐車場	
	24 西鳥取公民館	
	26 下水道	
	27 市立病院	
はい 8 いいえ 4	1 火葬場	
	7 保健センター	
	11 わんぱく王国	
	14 総合体育館	
	20 図書館	
	22 尾崎公民館	
	23 東鳥取公民館	
はい 7 いいえ 5	2 住民センター	
	4 老人福祉センター	
	8 保健センター分室	
	9 都市公園	
	15 中央運動広場	
	16 桑畑総合グラウンド	
はい 6 いいえ 6	25 水道施設	
はい 5 いいえ 7	10 児童公園	
	19 ゲートボール憩いの広場	
1 個別法により、民間事業者等に管理を委ねることについて制約がある施設	28 道路	31 市立幼稚園
	29 河川	32 市立小学校
	30 水路	33 市立中学校

指定管理者制度に関する各施設の方針

阪南市の各施設について、今後の指定管理者制度導入の考え方を次のとおり区分した。

表中の区分について

区分1：平成18年4月に指定管理者制度を導入する施設

区分2：平成19年4月を目途に指定管理者制度を導入する施設

区分3：平成22年4月までを目途に指定管理者制度を導入する施設

区分4：平成22年4月以降、順次指定管理者制度を導入する施設

区分5：当面直営とするが、社会環境の変化等により指定管理者制度の導入を検討する施設

区分6：指定管理者制度の導入を含め、あらゆる手法を研究、検討する施設

区分1～6を原則としつつ、具体的な制度導入年次については、市民サービスの向上、効率的・効果的な運営、施設運営の安定性・公平性、行政と市民の協働推進、施設改修の必要性、想定受託団体の状況等の視点を踏まえ、さらに検討を進める。

(単位：千円)

評価調査 番号	施設名	部名	区分	今後の方針	特記事項	受託想定団体例(他事例等)	開設時期	従事職員数 概算(人)	施設の管理運営経費(平成17年度当初予算)						備考		
									事業費総額				使用料等の収入 (B)	一般財源額 (A-B)			
									(A)	内人件費	内事業費	内資本的経費					
5	知的障害者通所授産施設(さつき園) 身体障害者デイサービス施設(まつのき園)	保健福祉部	1	さつき園・まつのき園について、平成18年4月より、社会福祉法人ヘレンケラー財団を指定管理者として施設の管理運営を行う。	平成17年12月定例会議で指定議決を得た。	・社会福祉法人ヘレンケラー財団に決定	平成3年	9.00	167,845	73,197	94,648	0	23,929	143,916	さつき園・まつのき園合計		
2	住民センター(42カ所) (平成18年9月導入予定)	市民部	2	平成18年9月または19年4月からの指定管理者による管理運営を目指し取組みを進める。	市内全域42カ所に点在していることから、公募ではなく、地元自治会による管理運営を目指す。	・各種市民団体(1 自治会など) ・社会福祉協議会 ・NPO法人(2)	昭和47年～	0.50	25,620	4,067	21,553	0	4,300	21,320			
11	わんぱく王国 (平成18年9月導入予定)	事業部					平成7年	0.26	159,776	2,115	21,292	136,369	0	159,776			
12	わんぱく王国駐車場 (平成18年9月導入予定)	事業部					平成9年	0.00	7,078	0	7,078	0	4,300	2,778			
13	留守家庭児童会	生涯学習部					昭和57年	1.00	38,204	8,133	30,071	0	17,319	20,885			
4	老人福祉センター	保健福祉部	3	民間事業者等のノウハウや経営手法を活用することにより、利用者のニーズに対応した柔軟できめ細やかなサービスの提供や効率的な管理運営による経費の縮減等が期待できることから、平成22年4月までを目途に指定管理者制度導入を推進する。 各施設への具体的な制度導入年次は、想定受託団体の状況、施設改修の必要性などを踏まえさらに検討を進める。	利用者が固定化し、利用者数が減少傾向にある。	・民間事業者 ・公益法人 ・社会福祉協議会 ・NPO法人 ・各種市民団体(老人クラブなど)	昭和59年	2.00	32,662	16,266	16,396	0	0	32,662			
6	たんぼぼ園	保健福祉部					昭和46年	4.00	43,805	32,532	11,273	0	43,805				
14	総合体育館	生涯学習部					昭和57年	0.20	27,905	1,627	26,278	0	7,880	20,025			
15	中央運動広場 (光陽台グラウンド)	生涯学習部					昭和50年	0.10	6,818	813	6,005	0	947	5,871			
	昭和59年						-	-	-	-	-	-	-	中央運動広場を含む			
16	桑畑総合グラウンド (桑畑テニスコート含む)	生涯学習部					平成4年	0.15	110,689	1,220	6,005	103,464	1,163	109,526			
17	市営プール(中央)	生涯学習部					施設の老朽化、少子化の進展等によりプール利用者は減少傾向にある。 PTAなど市民団体への管理運営委託を検討している。 学校プールは上荘プール(平成3年開設)のみであるが、他5プールも水泳授業に活用されている。	桑畑テニスコートと比較すると利用率は低い。	昭和58年	0.25	41,247	2,033	13,352	25,862	620	40,627	上荘プール経費含む
	昭和59年																
	昭和42年																
	昭和62年 昭和60年																
18	市立テニスコート	生涯学習部					昭和55年	0.10	3,948	813	3,135	0	1,024	2,924			
20	図書館	生涯学習部					平成元年	7.40	125,018	60,184	26,846	37,988	159	124,859	施設維持管理経費は、文化センターで一括している		
21	文化センター	生涯学習部	平成元年	4.00	112,671	32,532	80,139	0	12,000	100,671							
22	尾崎公民館	生涯学習部	昭和39年	4.00	38,195	32,532	5,663	0	1,252	36,943							
23	東鳥取公民館	生涯学習部	昭和45年	4.00	41,036	32,532	8,504	0	1,000	40,036							
24	西鳥取公民館	生涯学習部	平成6年	4.00	109,229	32,532	11,526	65,171	1,700	107,529							

評価調査 番号	施設名	部名	区分	今後の方針	特記事項	受託想定団体例（他事例等）	開設時期	従事職員数 概算（人）	施設の管理運営経費（平成17年度当初予算）				使用料等の収入 （B）	一般財源額 （A-B）	備考	
									事業費総額 （A）	内人件費	内事業費	内資本的経費				
1	火葬場	市民部	4	現状では導入事例が少なく、火葬業務を担える指定管理者が限定されていることから、先行事例の成果や今後の事業者の参入状況を踏まえ、指定管理者制度導入を検討する。	施設の老朽化が進んでいる。 関東地方で指定管理者制度を含め民間事業者の参入が進んでいる。	・民間事業者 ・公益法人	昭和35年	1.20	16,511	9,760	6,751	0	8,275	8,236		
3	保育所(4カ所)	保健福祉部		現在1園の保育所民営化の取組みを進めているところであり、この成果を見極めつつ、市民サービス向上と効率的かつ効果的な管理運営について研究を進める。	西鳥取保育所の平成19年4月民営化に向け、取り組みを進めている。	・民間事業者 ・公益法人	昭和42年～	52.00	641,101	422,916	212,540	5,645	89,106	551,995		
7	保健センター	保健福祉部		現状では導入事例が少なく、保健業務を担える指定管理者が限定されていることから、先行事例の成果や今後の事業者の参入状況を踏まえ、指定管理者制度導入を検討する。	高齢化社会が進展するなか、介護保険法など高齢者の保健福祉制度の改正により、将来、保健センターの役割が変化していくことが予想される。	・社会福祉協議会 ・社団法人	昭和61年	14.00	125,745	113,862	11,883	0	0	125,745		
8	保健センター分室	保健福祉部				・社会福祉協議会	平成16年 (前保健所は昭和39年)	0.00	3,370	0	3,370	0	0	3,370		
9	都市公園(28カ所)	事業部	5	既に導入しているアダプトプログラム(まちの里親制度)等を活用しながら、地域団体との協働管理を推進する。	平成17年度で、アダプトプログラム活動団体は12団体、活動区域は19地区となっている。 主に東鳥取地区のゲートボールクラブが利用している。	・各種市民団体 ・NPO法人	昭和50年～	2.06	46,796	16,754	30,042	0	0	46,796		
10	児童遊園(55カ所)	事業部					昭和48年～	-	-	-	-	-	-	-	-	都市公園に含む
19	ゲートボール憩いの広場	生涯学習部					昭和58年	0.01	359	81	278	0	0	359		
25	水道施設	上下水道部	5	止めることができないライフラインであり、非常時の対応や都市計画との関係など、公的な関与が不可欠であると考えられることから、業務の一部について民間的手法を活用しつつ、当面は直営で運営する。	平成16年6月より検針・徴収業務について市内全域での民間委託を開始した。	・民間事業者 ・公益法人	昭和32年	23.00	1,987,592	196,665	435,060	1,355,867	1,790,513	197,079	人件費に、資本的経費分含む	
26	下水道	上下水道部		法的には指定管理者制度適用は可能であるが、下水道処理場を対象としていることから、南大阪湾岸南部流域下水道組合について、関係機関と連携し指定管理者制度導入の検討を行う。 また、排水区域内の下水道義務付けや悪質下水の排除規制、公権力の行使に係る事務には指定管理者制度の適用ができないことから、業務の一部について民間的手法を活用しつつ、当面は直営で運営する。	流域下水道組合について、大阪府主導であり方の見直しが進められている。 使用料については、水道料金と併せて徴収を行っている。	・民間事業者 ・公益法人	平成5年	10.00	1,294,952	80,820	493,778	720,354	183,000	1,111,952	収入は一般会計繰入金を除いた額	
27	市立病院	市立病院事務局	6	指定管理者制度の導入又は地方公営企業法の全部適用などを含め、平成18年度より抜本的に経営手法の見直しに着手する予定である。	【地方公営企業法の全部適用とは】 これまで「財務規定」のみ法適用してきたが、全部適用により「組織及び身分取扱いに関する規定」を新たに適用することとなる。	・民間事業者 ・公益法人	昭和27年	151.00	2,587,768	1,228,083	1,298,149	61,536	1,572,821	1,014,947		
1 各種市民団体： 法人格を持たない団体を含む。指定管理者は個人を除き広く門戸が開けられている。								合計	294.23	7,795,940	2,402,069	2,881,615	2,512,256	3,721,308	4,074,632	
2 NPO法人： ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的に制定された特別法である「特定非営利活動促進法」に基づき設立(認証)された特定非営利活動法人のこと。								合計 (水道・下水道・病院除く)	110.23	1,925,628	896,501	654,628	374,499	174,974	1,750,654	企業会計等除く
3 公益法人： 公益法人とは一般に、民法第34条に基づいて設立される社団法人又は財団法人を指し、その設立には、公益に関する事業を行うこと、営利を目的としないこと、主務官庁の許可を得ることが必要である。 また、広義の公益法人として、学校法人、社会福祉法人、宗教法人、医療法人などを含める場合があるが、これらはそれぞれ私立学校法、社会福祉事業法、宗教法人法、医療法などに基づいて設立されたものに対し、財団法人、社団法人は民法により設立されたものなので民法法人と称される。ここでは、広義の公益法人を意味する。								合計 (さつき園・まつのき園・公園・水道・下水道・病院除く)	99.16	1,710,628	806,469	529,660	374,499	151,045	1,559,583	区分1～4の合計

1 人件費には退職給与引当金は含んでいない
2 人件費は職員1名あたり8,133千円で積算(平成17年度当初予算ベース、正規職員のみ、共済費等含む、退職手当除く、企業会計は予算書より抽出)

道路、河川、水路、市立幼稚園、市立小学校、市立中学校は、公の施設であるものの個別法によって民間事業者等に管理を委ねることに制約があることから、本表より除外している。

第3章 指定管理者の指定の手続き等について

1 指定期間

指定管理者の指定の期間は、原則5年とする。ただし、施設によって合理的な理由がある場合は、別途定めることができる。

2 利用料金制度

指定管理者制度導入に際し、併せて利用料金制度を導入することにより、自立的運営が図られる施設（市からの財政支援を受けずに採算が見込まれる施設）、あるいは指定期間内に自立的経営が見込まれる施設については、利用料金制度の積極的な導入を図ることとし、条例を整備する。

3 個人情報保護

利用者の個人情報の適正な取扱いを確保するため、それぞれの公の施設の条例で明文化するとともに、阪南市個人情報保護条例中に指定管理者に関する規定を設けるものとする。

4 指定管理者の募集方法

指定管理者の募集は、原則として、公の施設ごとに行う。ただし、複数の施設の管理運営を同一の指定管理者に行わせることが適当と判断される場合は、一括して募集を行うことができることとする。

また、募集要項及び業務内容を詳細に記載した仕様書は、各施設所管部局において、施設ごとに作成する。

(1) 公募の実施

公募を実施するときは、市役所の掲示板その他必要な場所において、次に掲げる事項を参考に、あらかじめ公告し、併せて概要をホームページで公表する。

公の施設の概要（名称、所在地、建物概要等）

当該公の施設の前年度における利用者数及び施設の運営に係る事項

指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

指定の期間
利用料金制の有無
申請者の資格及び申請方法
申請に係る提出期限
選定の基準
その他市長が必要と認める事項

(2) 申請者の資格

申請者の資格は、次に掲げる事項を参考に、公の施設ごとに定める。

団体であること（法人格の有無は問わないが、法律上、個人は指定管理者になることはできない。）。

団体又はその代表者（カの場合、代表者に準ずる地位にある者を含む。）が次の者に該当しないこと。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 本市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

エ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがあり、その取消しの日から2年を経過しない者

オ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加資格）の規定に抵触することとなる者

カ 本市の市議会議員、市長並びに地方自治法第180条の5第1項及び第3項の委員会の委員又は委員である者

(3) 申請関係書類の提出

申請関係書類 申請に当たっては、申請書その他必要書類を提出するものとする。

提出期間 申請関係書類の提出期間は、原則として公告日の翌日から起算して14日を経過した後の期間とする。

(4) 公募によらない場合の措置

公募によらず候補者を選定する場合の申請関係書類の提出期限は、施設所管部局が指示する期限とする。

5 指定管理者選定委員会等の設置

(1) 選定委員会

所掌事務

ア 指定管理者の募集及び選定に必要な事項に関すること。

組織

ア 選定委員会は、外部の識見を有する者、当該公の施設を所管する部局の職員その他の委員をもって組織する。

イ 選定委員会の庶務は施設担当課が行う。

(2) 選定基準等

選定委員会は、指定管理者を選定する場合には、次の各号に掲げる事項を参考に選定基準を用い、かつ、総合的に判断するものとする。

利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上

当該施設を運営するに当たっての効率化への取り組み

当該業務に対する意欲・熱意

当該施設を運営するに当たって、安全性への十分な配慮

当該施設に類似する施設における運営実績

経営の安全性・継続性

施設運営における法令等の遵守状況

事業者としての理念・姿勢

職員の育成体制

環境保護及び障害者の雇用・人権教育等の福祉政策に対する姿勢

(3) 選定結果の通知

選定結果については、速やかに申請者に通知する。

(4) 選定委員会の会議の非公開

選定委員会の会議の内容については、法人の技術情報や信用情報にかかわる内

容が公開されてしまう可能性があるため、会議そのものについては非公開とする。

(5) 事業実施状況の監視

指定管理業務の実施状況を把握し、良好な管理の状態を確保するため、必要に応じ、検証・審査を行う組織について検討する。

6 指定管理者との協定の締結

次に掲げる事項を参考に、指定管理者と協定を締結する。

なお、指定期間全体に及ぶ事項については基本協定、委託料のように毎年度取り決めるべき事項については年度協定として締結するものとする。

指定管理者に行わせる管理業務の範囲

指定管理者が行う管理の基準

施設の使用許可に関する基準

管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

市が支払う管理運営委託費に関する事項

障害者法定雇用率等達成への取り組み

利用料金に関する事項

指定管理者と市の負担区分

事業報告に関する事項

人権研修の実施

その他

指定管理者制度導入にかかるスケジュール

時期		会議名等	主な内容
平成17年2月	上旬	経営会議	さつき園・まつのき園の指定管理者制度導入の方針について説明した
平成17年2月	中旬	厚生文教常任委員会	さつき園・まつのき園の指定管理者制度導入の方針について説明した
平成17年3月	中旬	厚生文教常任委員会	さつき園・まつのき園の指定管理者制度導入の方針について説明した(効果額等)
		総務常任委員会	指定管理者制度の概要について報告した
平成17年3月	下旬	総務省が新地方行革指針発表	全ての自治体において、公の施設に指定管理者制度を適用するか、直営で管理するかの検証結果を平成17年度中に作成・公表することが示される
平成17年5月	上旬	経営会議	新地方行革指針(集中改革プラン)の概要を説明した
平成17年5月 ～7月	中旬 ～下旬	平成17年度事務事業評価調書作成・ヒアリング	事務事業評価説明会で新地方行革指針(集中改革プラン)を説明した 調書様式2(施設管理運営事業)に基づき、公の施設のあり方を検証した。 全ての公の施設について指定管理者制度導入を検討することを明記した
平成17年6月	上旬	6月定例会	さつき園・まつのき園条例改正議決(指定管理者制度導入について)
平成17年6月	下旬	指定管理者制度説明会	各施設に指定管理者制度の概要について説明した
平成17年9月	上旬 ～下旬	各施設において公の施設評価調書作成	
平成17年10月	上旬	経営会議	指定管理者制度の取組み予定について報告した 集中改革プランの本市の取組み方向について報告した
	中旬	第1回指定管理者制度導入検討会	新地方行革指針(集中改革プラン)の内容確認と本市の取組み方向について報告した 指定管理者制度の基本的な方針について確認した
	下旬	総務常任委員会	集中改革プランの本市の取組み方向について報告した
		議会・市民	議会、市民に平成17年度事務事業評価調書を提出、公開した
平成17年11月 ～12月	下旬 ～上旬	公の施設評価調書に基づく各施設ヒアリング	
平成17年12月	上旬	12月定例会	さつき園・まつのき園条例改正議決(指定管理者の指定) 住民センター、わんぱく王国の条例改正議決(指定管理者制度の導入について)
平成17年12月	下旬	第2回指定管理者制度導入検討会	指定管理者制度導入の方針(素案)について検討し、確認した
平成18年1月	上旬	経営会議	指定管理者制度導入の方針(素案)について報告し、検討した
平成18年1月	下旬	第3回指定管理者制度導入検討会	指定管理者制度導入の方針(素案)の修正について検討した
平成18年2月	上旬	経営会議	指定管理者制度導入の方針(素案)の修正について報告した 集中改革プラン(素案)について検討した
平成18年2月	中旬	総務常任委員会	指定管理者制度導入の方針(素案)について報告した 集中改革プラン(素案)について報告した
平成18年2月	下旬	第4回指定管理者制度導入検討会	指定管理者制度導入の方針(案)について検討した
平成18年3月	上旬	経営会議	指定管理者制度導入の方針(案)について報告した 集中改革プラン(最終案)について報告した
平成18年3月	上旬	総務常任委員会	指定管理者制度導入の方針(案)について報告した 集中改革プラン(最終案)について報告した
平成18年3月	中旬以降	市民、国・府へ公開、報告	指定管理者制度導入の方針について公開、報告する 集中改革プランについて公開、報告する

公の施設評価調書

N01

入力は、 のセルのみです。

施設の概要

施設名称	阪南市立火葬場		所管担当課	市民部生活環境課																																																																			
施設所在地	阪南市下出409番地																																																																						
施設開設時期	昭和35	年度	増改築時期		年度																																																																		
耐用年数	25	年	残存年数	0	年																																																																		
運営形態	一部委託																																																																						
施設設置目的	遺体の火葬。																																																																						
施設設置根拠法令等	墓地埋葬等に関する法律																																																																						
施設の概要	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>事業概要</td> <td colspan="5">死亡された市民等を火葬する。</td> </tr> <tr> <td>規模</td> <td>延床面積</td> <td>343</td> <td>m²</td> <td>敷地面積</td> <td>1,112</td> </tr> <tr> <td>施設の内容</td> <td colspan="5">火葬炉4基 動物火葬炉1基</td> </tr> <tr> <td>開館時間</td> <td colspan="5">午前9時半～午後4時半(最終拾骨時間は午後7時)</td> </tr> <tr> <td>休館日</td> <td colspan="5">1月1日</td> </tr> <tr> <td>施設利用の予約方法及び解約方法</td> <td colspan="5">生活環境課にて火葬場使用届け提出</td> </tr> <tr> <td>施設利用対象者</td> <td colspan="5">市内にて葬儀を行う場合のみ使用可能</td> </tr> <tr> <td>対象者規模(H17.3.31)</td> <td colspan="5">524</td> </tr> <tr> <td>対象者規模(当初)</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>将来予測</td> <td colspan="5">高齢化に伴い、死亡者の増加が見込まれる</td> </tr> <tr> <td>利用料</td> <td>有</td> <td>減免制度</td> <td></td> <td>有</td> <td></td> </tr> </table>					事業概要	死亡された市民等を火葬する。					規模	延床面積	343	m ²	敷地面積	1,112	施設の内容	火葬炉4基 動物火葬炉1基					開館時間	午前9時半～午後4時半(最終拾骨時間は午後7時)					休館日	1月1日					施設利用の予約方法及び解約方法	生活環境課にて火葬場使用届け提出					施設利用対象者	市内にて葬儀を行う場合のみ使用可能					対象者規模(H17.3.31)	524					対象者規模(当初)						将来予測	高齢化に伴い、死亡者の増加が見込まれる					利用料	有	減免制度		有	
事業概要	死亡された市民等を火葬する。																																																																						
規模	延床面積	343	m ²	敷地面積	1,112																																																																		
施設の内容	火葬炉4基 動物火葬炉1基																																																																						
開館時間	午前9時半～午後4時半(最終拾骨時間は午後7時)																																																																						
休館日	1月1日																																																																						
施設利用の予約方法及び解約方法	生活環境課にて火葬場使用届け提出																																																																						
施設利用対象者	市内にて葬儀を行う場合のみ使用可能																																																																						
対象者規模(H17.3.31)	524																																																																						
対象者規模(当初)																																																																							
将来予測	高齢化に伴い、死亡者の増加が見込まれる																																																																						
利用料	有	減免制度		有																																																																			

目標達成度評価

施設利用状況

最大利用件数	524
目標利用件数	463

区分	14年度(決算)	15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)
総利用件数(A)	407	463	524	463
利用状況				
火葬件数	407	463	524	463
利用率	77.7%	88.4%	100.0%	88.4%
目標達成度	87.9%	100.0%	113.2%	100.0%

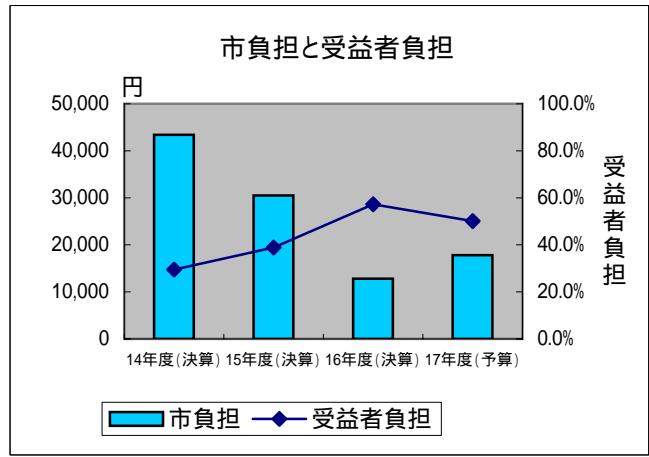
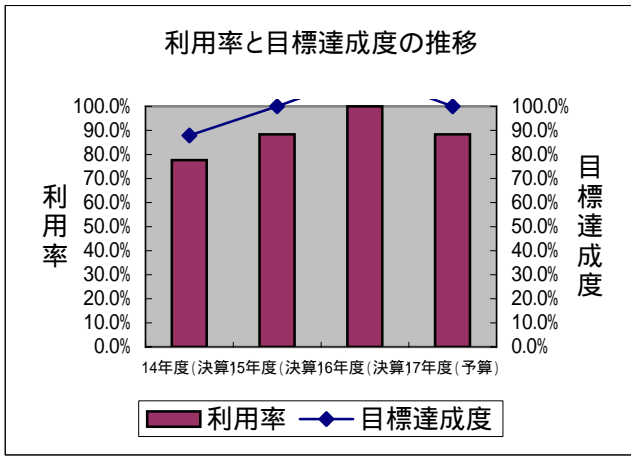
効率性評価

年間経費

(千円)	
建設費	
用地費	1,520

区分		14年度(決算)	15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)
資本的経費	公債費				
	計	0	0	0	0
経常経費	正規職員数	1.40	1.40	1.17	1.20
	人件費	12,166	11,640	9,206	9,760
	事業費	12,777	11,420	6,337	6,751
	計(B)	24,943	23,060	15,543	16,511
総経費(C)		24,943	23,060	15,543	16,511
最大利用年間収入(D) 1		7,353	8,967	8,902	8,275
減免非適用の場合の実収入		7,353	8,967	8,902	8,275
実収入(E)		7,287	8,934	8,842	8,275
受益者負担率	対経常経費(D)/(B)	29.5%	38.9%	57.3%	50.1%
	対総経費(D)/(C)	29.5%	38.9%	57.3%	50.1%
利用1件当たりの市負担((C-E)/A)		43	31	13	18

1 最大利用年間収入には、減免制度について考慮せず、すべての利用において満額の収入があることを想定してください。

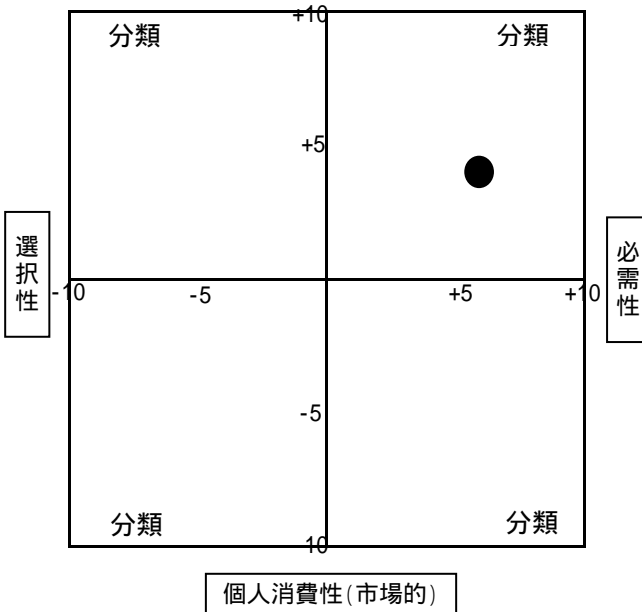


事業領域評価

類似施設	施設名	運営主体	総利用件数(年間)	利用料金
行政	別紙参照			
民間				

公共性評価

共同消費性(公益性)



分類	必需・共同消費性(非市場的)
	専ら行政が提供するサービス。より多くの人たちが利益を受け、しかも日常欠かせられないサービスが含まれる領域。

総合評価

目標達成度	故人の火葬に係ることなので、目標数値を設定できない。
効率性	一日4件を上限とし、火葬を行っている。一日5件の火葬は困難である。
公共性	民間でも可能な事業であるが、持続性の確保が必要なため、現在、公共で行っている。

火葬業務・霊柩車運転業調査結果

	貝塚市	泉佐野市	田尻町	熊取町	泉南市	岬町
火葬業務について	直営 職員2名 嘱託1名	直営 職員数4名	直営 嘱託1名 ※嘱託が不在の時 は業者委託	直営 嘱託員3名	直営 職員数2名	全部委託
運営方法						
委託金額			50,000/回			6,678,000/17年度
火葬件数(委託件数)	652件/平成16年度	876件/平成16年度	109件/平成16年度 (1件/平成16年度)	255件/平成16年度	364件/平成16年度	219件/平成16年度
霊柩車運転業務について	委託 関西自動車㈱	市が所有	所有していない (自治会所有)	所有していない	市が所有	町が所有
・所有						
・車体形状	宮型	スポーツワゴンを霊柩車に改装			箱型バン	箱型バン
・使用料金	25,830(29,080) 生保(18,580)	10,000			無料	17,000但しH17.4.1~H18.3.31まで使用 許可したものについては8,500と読み替 えて適用する。(町外者には、使用許可
・運転業務	委託 関西自動車㈱	直営(市職員が運転)			直営	業者委託
・委託金額	使用料金と同じ					14,700/1回当たり
・運転件数	267件/平成16年度	447件/平成16年度			182件/平成16年度	104件/平成16年度
・紹介(指定業者制) 指定業者数	なし	なし				なし
火葬場使用料金 ()内料金は市 外	大人(満12歳以上)15,000(22,500) 小人(12歳未満)10,000(22,500) 胎児5,000(7,500) 骨揚げなし2,500(3,750) 身体一部2,500(3,750)	大人(満12歳以上)13,000(40,000) 小人(12歳未満)9,000(40,000) 死産児5,000(10,000) 人体一部(切断部)5,000(10,000)	大人(満15歳以上)15,000(30,000) 小人(生後7日~15歳未満)10,000(20,000) 胎児(生後7日まで)5,000(10,000) 人体一部(切断部)5,000(10,000)	大人(12歳以上)5,000(20,000) 小人(12歳未満)4,000(20,000) 胎児1,000(2,000) 人体の一部1,000(2,000)	16歳以上12,000(24,000) 15歳以下8,000(16,000) 生活保護家庭 16歳以上5,000 15歳以下4,000	(満12歳以上)22,000(58,000) (満12歳未満)15,000(38,000) 胎児10,000(26,000) 手術肢体等10,000(26,000)
改正年月日・改定予定(料金)	平成10年6月	平成15年4月1日 平成18年4月1日改定予定	平成17年4月1日	平成8年9月1日・検討中	昭和58年4月1日・検討中	平成17年4月1日
棺料金 (市内・市外)	特大10,000(13,800) 普通 7,500(11,300) 小人 4,000(11,300)	棺の斡旋はしていません	市内・市外一律 装具一式16,000			なし
改正年月日・改定予定(料金)	平成10年6月	なし	条例なし			
小動物火葬料金	1体 700円	1体1,500(市内住民のみ)	(町内住民のみ) 持ち込み1,000 収集運搬2,000	1体1,000	1体1,600(市内住民のみ受付)	1体2,100(市内住民のみ受付)
改正年月日・改定予定(料金)	平成6年6月?	平成16年10月1日・不明	不明	現在検討中	平成15年12月1日・検討中	なし
火葬証明手数料	1通 250円	1通 450円	1通 300円	1通 200円		1通 300円
改正年月日・改定予定(料金)	平成10年6月	平成16年10月1日・不明	平成17年4月1日			平成17年4月1日
改葬証明手数料	無料(改葬許可申請のみ)	1通 450円	1通 300円	1通 200円		1通 300円
改正年月日・改定予定(料金)		平成16年10月1日・不明	平成17年4月1日			平成17年4月1日
担当部署・担当 者 瓦 内線	環境生活部生活衛生課 井上 忠昭 0724-33-7282(直通)	生活産業部環境衛生課 堀田 0724-63-1212(2282)	民生部生活環境課 峰上 0724-66-5005(221)	住民部環境企画課 真鍋 0724-52-1001(116)	環境整備課 西本 0724-83-0001(358)	住民福祉部住民生活課 今坂 0724-92-2714(直通)

公の施設評価調書

N01

入力は、 のセルのみです。

施設の概要

施設名称	住民センター	所管担当課	商工観光課				
施設所在地	阪南市内42箇所						
施設開設時期	昭和47～	年度	増改築時期		年度		
耐用年数		年	残存年数		年		
運営形態	委託						
施設設置目的	市における住民福祉の向上と地域社会の振興に資するため						
施設設置根拠法令等	阪南市立住民センター条例						
施設の概要	事業概要						
	規模	延床面積		m ²	敷地面積		m ²
	施設の内容						
	開館時間	午前9時から午後10時まで					
	休館日	なし					
	施設利用の予約方法及び解約方法	自治会長					
	施設利用対象者	市民					
	対象者規模(H17.3.31)						
	対象者規模(当初)						
	将来予測						
	利用料	有	減免制度	無			

目標達成度評価

施設利用状況

最大利用件数
目標利用件数

区分	14年度(決算)	15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)
総利用件数(A)	0	2,538	5,071	5,300
利用状況				
	0	2,538	5,071	5,300
利用率	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
目標達成度	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!

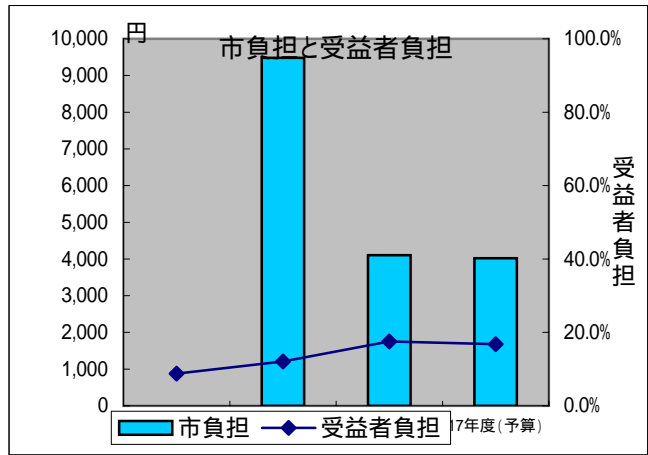
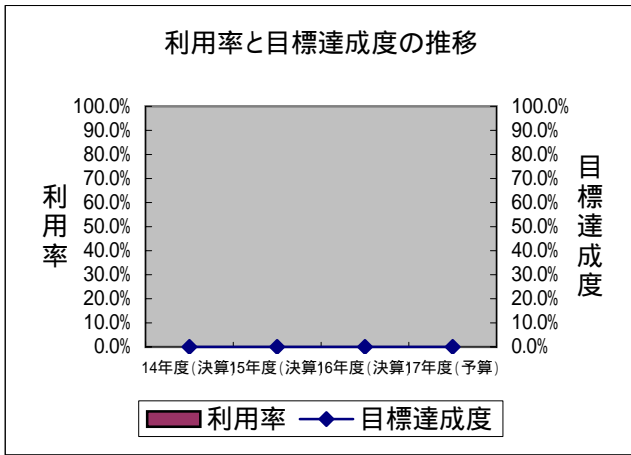
効率性評価

年間経費

(千円)
建設費
用地費

区分		14年度(決算)	15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)
資本的経費	公債費				
	計	0	0	0	0
経常経費	正規職員数	0.5	0.5	0.5	0.5
	人件費	4,345	4,157	3,934	4,067
	事業費	29,482	23,211	21,289	21,553
	計(B)	33,827	27,368	25,223	25,620
総経費(C)		33,827	27,368	25,223	25,620
最大利用年間収入(D) 1		2,969	3,301	4,422	4,300
減免非適用の場合の実収入					
実収入(E)		2,969	3,301	4,422	4,300
受益者負担率	対経常経費(D)/(B)	8.8%	12.1%	17.5%	16.8%
	対総経費(D)/(C)	8.8%	12.1%	17.5%	16.8%
利用1件当たりの市負担((C-E)/A)		#DIV/0!	9	4	4

1 最大利用年間収入には、減免制度について考慮せず、すべての利用において満額の収入があることを想定してください。

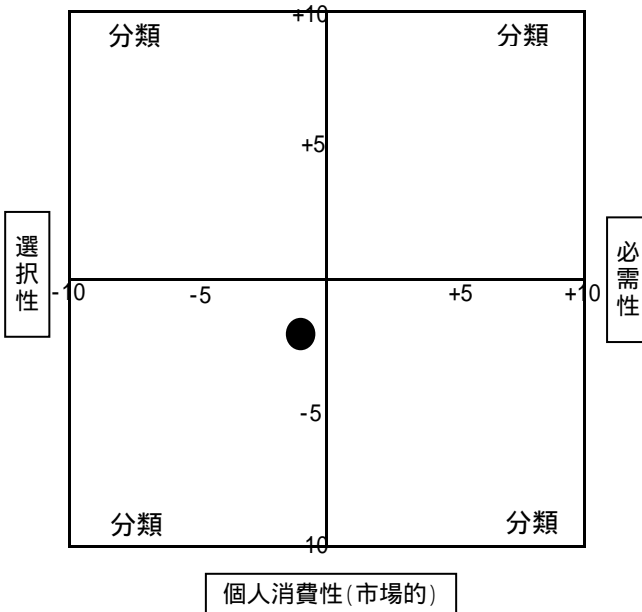


事業領域評価

類似施設	施設名	運営主体	総利用件数(年間)	利用料金
行政	住民センター	各自治会	5,153	・500～2000円 (一般)・10000～ 25000円(葬儀)
民間				

公共性評価

共同消費性(公益性)



分類 選択・個人消費性(市場的)
 人によって必要性がことなり、民間にもあるサービス。
 個人的な利益に関わるが、格別欠かせられないということではないサービスが含まれる領域。

総合評価

目標達成度	地域福祉の向上等、市民のニーズに合わせサービスの提供を行なっているため目標を設定していない。
効率性	・民間の葬儀社の参入により葬儀件数が減少しているため、その分の収入が減少している。 ・H15年10月より一般使用については、使用料を徴収しており、葬儀使用料と併せて維持管理経費に充当している。
公共性	地区住民の集会その他、自治会活動の場として地域密着型の施設であるので公共性が高く評価できる。

公の施設評価調書

N01

入力は、 のセルのみです。

施設の概要

施設名称	公立保育所	所管担当課	こども家庭課
施設所在地	市内4カ所		
施設開設時期	昭和42～昭和49	年度	増改築時期
耐用年数	30	年	残存年数
運営形態	直営		
施設設置目的	保護者の労働または疾病等の事由により、児童の保育に欠けるところがある場合に保護者の申し込みに基づき保育を実施する。		
施設設置根拠法令等	児童福祉法、阪南市保育設置条例、阪南市保育所保育の実施条例		
施設の概要	<p>事業概要</p> <p>本市在住で、児童の保護者及び同居の親族いずれもが条例に定める理由により児童を保育できない場合、申込をする。保育料は各家庭の所得状況に応じ、市の規則にて定めた額を納める。</p> <p>規模</p> <p>延床面積 4,144 m² 敷地面積 9,340 m²</p> <p>施設の内容</p> <p>保育室、遊戯室、事務室、医務室、休憩室、調乳室、沐浴室等</p> <p>開館時間</p> <p>午前7時30分～午後7時</p> <p>休館日</p> <p>日曜、祝日</p> <p>施設利用の予約方法及び解約方法</p> <p>こども家庭課にて申請</p> <p>施設利用対象者</p> <p>阪南市内の0歳～5歳児で保育に欠ける児童</p> <p>対象者規模(H17.3.31)</p> <p>保育所入所児童数 600名</p> <p>対象者規模(当初)</p> <p>保育所入所児童数 300名</p> <p>将来予測</p> <p>少子化であるが保育ニーズの多様化により保育児童数が横ばい</p> <p>利用料</p> <p>有 減免制度 無</p>		

目標達成度評価

施設利用状況

最大利用件数	600
目標利用件数	600

区分	14年度(決算)	15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)
総利用件数(A)	549	567	582	600
利用状況				
	549	567	582	600
利用率	91.5%	94.5%	97.0%	100.0%
目標達成度	91.5%	94.5%	97.0%	100.0%

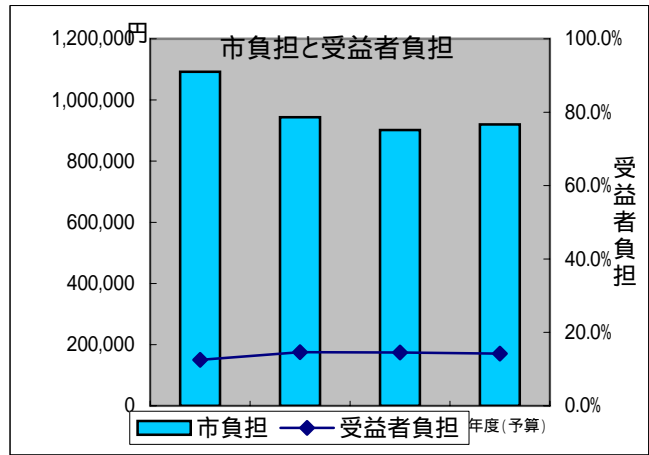
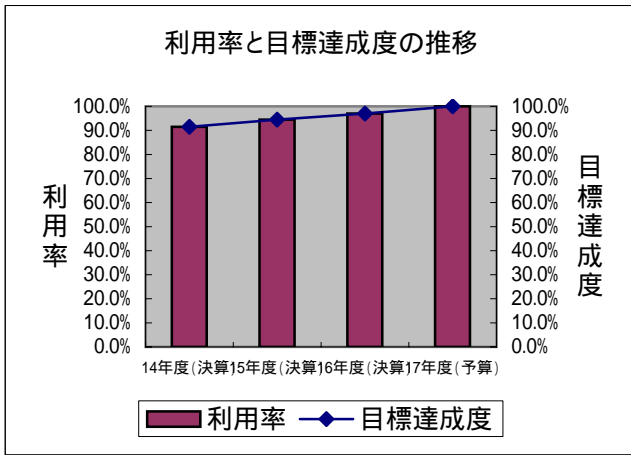
効率性評価

年間経費

(千円)	
建設費	
用地費	

区分		14年度(決算)	15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)
資本的経費	公債費	3,829	5,780	5,713	5,645
	計	3,829	5,780	5,713	5,645
経常経費	正規職員数	56	52	51	52
	人件費	486,640	432,328	401,268	422,916
	事業費	190,480	182,552	202,123	212,540
	計(B)	677,120	614,880	603,391	635,456
総経費(C)		680,949	620,660	609,104	641,101
最大利用年間収入(D) 1		85,325	90,564	88,474	91,080
減免非適用の場合の実収入		81,440	85,773	84,218	89,106
実収入(E)		81,440	85,773	84,218	89,106
受益者負担率	対経常経費(D)/(B)	12.6%	14.7%	14.7%	14.3%
	対総経費(D)/(C)	12.5%	14.6%	14.5%	14.2%
利用1件当たりの市負担((C-E)/A)		1,092	943	902	920

1 最大利用年間収入には、減免制度について考慮せず、すべての利用において満額の収入があることを想定してください。

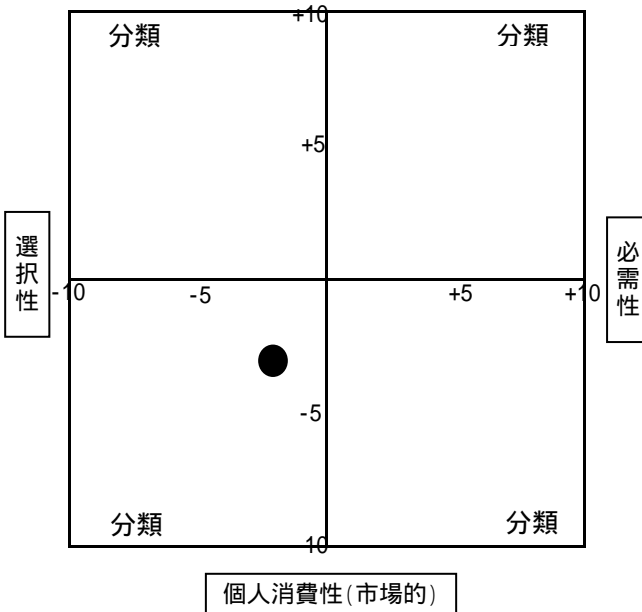


事業領域評価

類似施設	施設名	運営主体	総利用件数(年間)	利用料金
行政	泉南市(5所)	公立	入所児童数724名	保育料
民間	ワンワン保育園 しいの実保育園	社会福祉法人	入所児童数282名	保育料

公共性評価

共同消費性(公益性)



分類 選択・個人消費性(市場的)

人によって必要性がことなり、民間にもあるサービス。
個人的な利益に関わるが、格別欠かせられないということではないサービスが含まれる領域。

個人消費性(市場的)

総合評価

目標達成度	毎年保育ニーズが増加しほぼ目標に達している。
効率性	保育所運営経費について、児童1人あたりをみると、公立保育所は民立保育所の約1.2倍のコストがかかっている。
公共性	民間の類似施設が存在し、選択性のあるサービスの領域である。

公の施設評価調書

N01

入力は、 のセルのみです。

施設の概要

施設名称	阪南市立老人福祉センター		所管担当課	老人福祉センター																																																										
施設所在地	阪南支自然田1880-5																																																													
施設開設時期	59	年度	増改築時期		年度																																																									
耐用年数	25	年	残存年数	4	年																																																									
運営形態	直営																																																													
施設設置目的	本誌在住の高齢者に対し、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションの便宜を総合的に供与し、健康で明るい生活を営んでもらうことを目的とする。																																																													
施設設置根拠法令等	老人福祉法第20条の7 阪南市立老人福祉センター条例																																																													
施設の概要	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>事業概要</td> <td colspan="4">生活、健康、身上等に関する相談。 健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等の事業。</td> </tr> <tr> <td>規模</td> <td>延床面積</td> <td>1,063</td> <td>m²</td> <td>敷地面積</td> <td>3,682</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>施設の内容</td> <td colspan="4">ラウンジ、浴室、カラオケルーム</td> </tr> <tr> <td>開館時間</td> <td colspan="4">午前9時から午後4時まで</td> </tr> <tr> <td>休館日</td> <td colspan="4">土、日曜日、国民の祝日(敬老の日を除く)12月30日～翌年1月4日</td> </tr> <tr> <td>施設利用の予約方法及び解約方法</td> <td colspan="4">なし</td> </tr> <tr> <td>施設利用対象者</td> <td colspan="4">本市に居住する60歳以上の者</td> </tr> <tr> <td>対象者規模(H17.3.31)</td> <td colspan="4">14,616人</td> </tr> <tr> <td>対象者規模(当初)</td> <td colspan="4">不明</td> </tr> <tr> <td>将来予測</td> <td colspan="4">少子高齢化に伴い逡増していく</td> </tr> <tr> <td>利用料</td> <td>無</td> <td>減免制度</td> <td colspan="2">無</td> </tr> </table>					事業概要	生活、健康、身上等に関する相談。 健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等の事業。				規模	延床面積	1,063	m ²	敷地面積	3,682	m ²	施設の内容	ラウンジ、浴室、カラオケルーム				開館時間	午前9時から午後4時まで				休館日	土、日曜日、国民の祝日(敬老の日を除く)12月30日～翌年1月4日				施設利用の予約方法及び解約方法	なし				施設利用対象者	本市に居住する60歳以上の者				対象者規模(H17.3.31)	14,616人				対象者規模(当初)	不明				将来予測	少子高齢化に伴い逡増していく				利用料	無	減免制度	無	
事業概要	生活、健康、身上等に関する相談。 健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等の事業。																																																													
規模	延床面積	1,063	m ²	敷地面積	3,682	m ²																																																								
施設の内容	ラウンジ、浴室、カラオケルーム																																																													
開館時間	午前9時から午後4時まで																																																													
休館日	土、日曜日、国民の祝日(敬老の日を除く)12月30日～翌年1月4日																																																													
施設利用の予約方法及び解約方法	なし																																																													
施設利用対象者	本市に居住する60歳以上の者																																																													
対象者規模(H17.3.31)	14,616人																																																													
対象者規模(当初)	不明																																																													
将来予測	少子高齢化に伴い逡増していく																																																													
利用料	無	減免制度	無																																																											

目標達成度評価

施設利用状況

最大利用件数	24,500
目標利用件数	24,500

区分	14年度(決算)	15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)
総利用件数(A)	22,234	23,170	21,002	21,000
利用状況				
	22,234	23,170	21,002	21,000
利用率	90.8%	94.6%	85.7%	85.7%
目標達成度	90.8%	94.6%	85.7%	85.7%

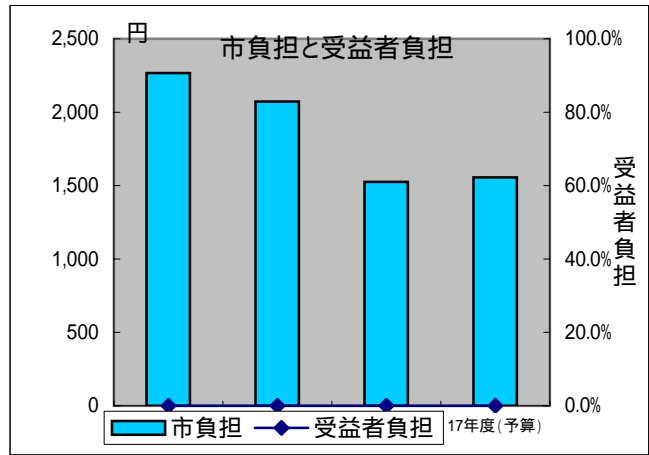
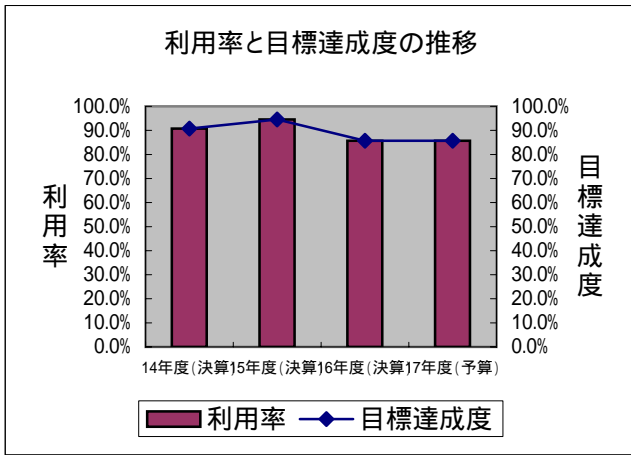
効率性評価

年間経費

(千円)	
建設費	
用地費	

区分		14年度(決算)	15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)
資本的経費	公債費	13,657	13,657	0	0
	計	13,657	13,657	0	0
経常経費	正規職員数	2	2	2	2
	人件費	17,380	16,628	15,736	16,266
	事業費	19,357	17,725	16,309	16,396
	計(B)	36,737	34,353	32,045	32,662
総経費(C)		50,394	48,010	32,045	32,662
最大利用年間収入(D) 1		0	0	0	0
減免非適用の場合の実収入		0	0	0	0
実収入(E)		0	0	0	0
受益者負担率	対経常経費(D)/(B)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	対総経費(D)/(C)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
利用1件当たりの市負担((C-E)/A)		2	2	2	2

1 最大利用年間収入には、減免制度について考慮せず、すべての利用において満額の収入があることを想定してください。

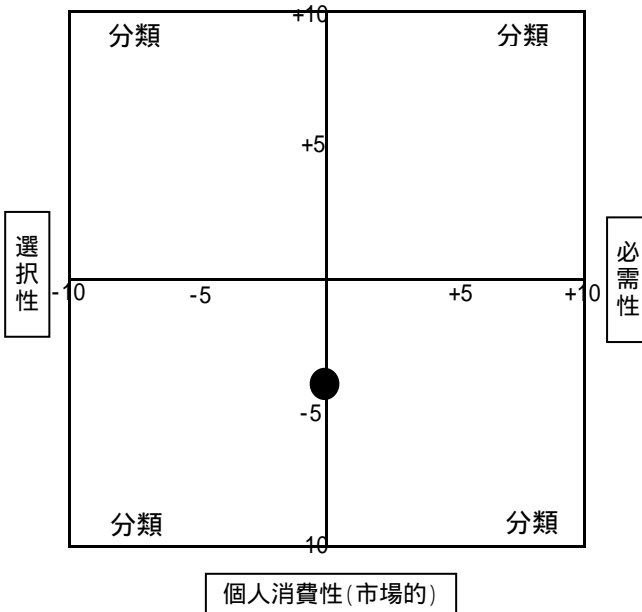


事業領域評価

類似施設	施設名	運営主体	総利用件数(年間)	利用料金
行政	アイピア泉南	泉南市	53,151人	100円
民間				

公共性評価

共同消費性(公益性)



分類 選択・個人消費性(市場的)
 人によって必要性がことなり、民間にもあるサービス。
 個人的な利益に関わるが、格別欠かせられないということではないサービスが含まれる領域。

個人消費性(市場的)

総合評価

目標達成度	利用状況は達成している
効率性	入浴の利用時間の制限により、効率は良くない
公共性	施設の利用は無料であり、公共性は高い

公の施設評価調書

N01

入力は、 のセルのみです。

施設の概要

施設名称	さつき・まつのき園		所管担当課	さつき・まつのき園	
施設所在地	阪南市鳥取中9 - 1				
施設開設時期	平成3	年度	増改築時期	平成17	年度
耐用年数	25	年	残存年数	11	年
運営形態	直営				
施設設置目的	(さつき園)知的障害者を対象に施設において軽作業(授産)を行うとともに、必要な生活援助を行い社会参加・自立を図る。 (まつのき園)在宅障害者を対象に給食・入浴サービス、機能訓練等を提供し、障害者の社会参加を促す。				
施設設置根拠法令等	知的障害者福祉法、身体障害者福祉法、阪南市立知的障害者通所授産施設条例、阪南市立在宅障害者デイサービス施設条例				
施設の概要	事業概要 (さつき園)授産事業、バス送迎、短期入所、入浴サービス (まつのき園)給食、入浴サービス、機能訓練、送迎サービス				
規模	延床面積	1,220	m ²	敷地面積	1,751 m ²
施設の内容	訓練室(2).作業室(5).研修室(1).食堂(1).静養室(1)				
開館時間	午前8時45分～午後5時00分				
休館日	土、日、祝日、年末年始				
施設利用の予約方法及び解約方法	(さつき園)利用開始...支援費支給決定を受け入所申込申請 (まつのき園)利用開始...支援費支給決定を受け利用登録申込				
施設利用対象者	阪南市在住療育手帳及び身体障害者手帳所持者(18歳以上)				
対象者規模(H17.3.31)	療育手帳所持者:304名、身体障害者手帳所持者:2192名				
対象者規模(当初)	療育手帳所持者:150名、身体障害者手帳所持者:1009名				
将来予測	18歳以下の手帳所持者人口から利用者の増加が見込まれる。				
利用料	有		減免制度	無	

目標達成度評価

施設利用状況

最大利用件数	55
目標利用件数	50

区分	14年度(決算)	15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)
総利用件数(A)	45	49	44	44
利用状況				
さつき園	34	40	35	35
まつのき園	11	9	9	9
利用率	80.9%	89.1%	80.0%	80.0%
目標達成度	89.0%	98.0%	88.0%	88.0%

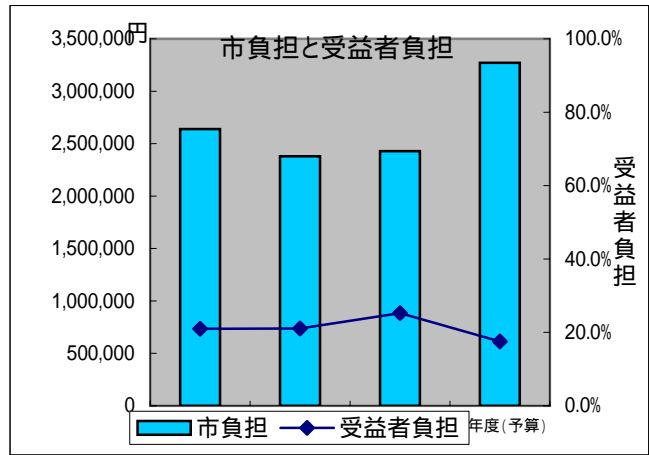
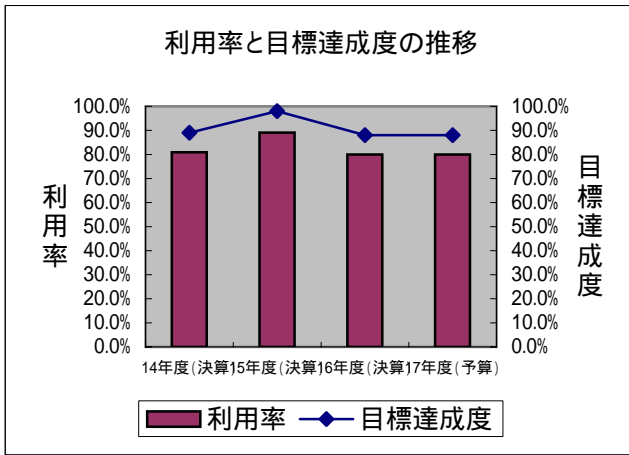
効率性評価

年間経費

(千円)	
建設費	271,556
用地費	161,200

区分		14年度(決算)	15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)
資本的経費	公債費	0	0	0	0
	計	0	0	0	0
経常経費	正規職員数	10	10	10	9
	人件費	86,900	83,140	78,680	73,197
	事業費	54,106	59,145	54,389	94,648
	計(B)	141,006	142,285	133,069	167,845
総経費(C)		141,006	142,285	133,069	167,845
最大利用年間収入(D) 1		29,566	29,947	33,628	29,459
減免非適用の場合の実収入		23,579	25,719	26,228	23,929
実収入(E)		23,579	25,719	26,228	23,929
受益者負担率	対経常経費(D)/(B)	21.0%	21.0%	25.3%	17.6%
	対総経費(D)/(C)	21.0%	21.0%	25.3%	17.6%
利用1件当たりの市負担((C-E)/A)		2,639	2,379	2,428	3,271

1 最大利用年間収入には、減免制度について考慮せず、すべての利用において満額の収入があることを想定してください。

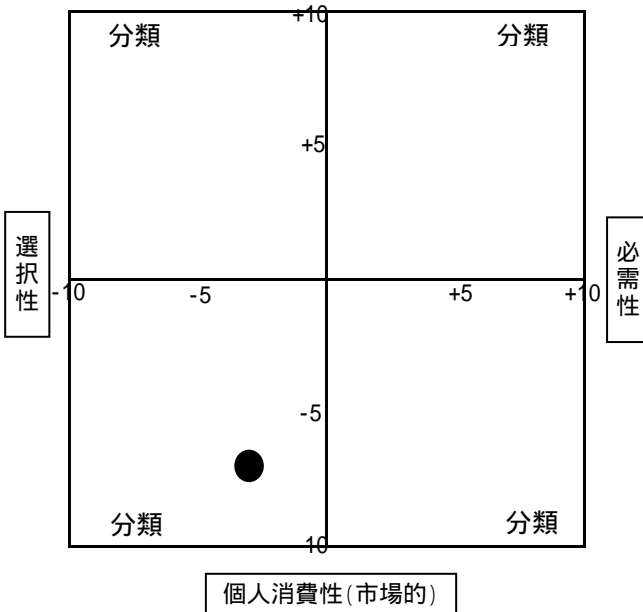


事業領域評価

類似施設	施設名	運営主体	総利用件数(年間)	利用料金
行政				
民間	(岬町)	社会福祉法人	1104人	支援費

公共性評価

共同消費性(公益性)



分類 選択・個人消費性(市場的)

人によって必要性がことなり、民間にもあるサービス。
個人的な利益に関わるが、格別欠かせられないということではないサービスが含まれる領域。

総合評価

目標達成度	さつき園・まつのき園の利用率が、64%・57%となっている。
効率性	市負担には支援費が含まれるが、年間一人当たりの負担が270万円以上が高額である。また、最大利用定員を確保した場合との収入の差が600万円以上と高額である。
公共性	民間の類似施設が存在し、個人消費性・私益性の領域である。

公の施設評価調書

N01

入力は、 のセルのみです。

施設の概要

施設名称	阪南市立たんぼぼ園		所管担当課	こども家庭課																																																																			
施設所在地	阪南市尾崎町1052番地の1																																																																						
施設開設時期	昭和46	年度	増改築時期	年度	年度																																																																		
耐用年数	25	年	残存年数	0	年																																																																		
運営形態	直営																																																																						
施設設置目的	阪南市に居住する障害児に対して(2歳から就学前の児童)日常生活自立に向けて必要な指導、援助を行い、遊びの中から身体・認知機能と情緒の発達を促す保育を目的とする。																																																																						
施設設置根拠法令等	児童福祉法 大阪府障害児通園事業運営補助金交付要項 阪南市立障害児通園施設条例施行規則																																																																						
施設の概要	<table border="1"> <tr> <td>事業概要</td> <td colspan="5">毎日通園・・・週5日保育 ST OT PT訓練 給食 K式発達テスト 週1回親子通園・・・親子保育</td> </tr> <tr> <td>規模</td> <td>延床面積</td> <td>446</td> <td>m²</td> <td>敷地面積</td> <td>1,114</td> </tr> <tr> <td>施設の内容</td> <td colspan="5">保育室(2) 遊戯室(1) 職員室</td> </tr> <tr> <td>開館時間</td> <td colspan="5">午前9時～午後3時</td> </tr> <tr> <td>休館日</td> <td colspan="5">土・日・祝日</td> </tr> <tr> <td>施設利用の予約方法及び解約方法</td> <td colspan="5">毎日通園・・・基準該当児童サービスの支援費制度</td> </tr> <tr> <td>施設利用対象者</td> <td colspan="5">阪南市に居住の障害を有する2歳から就学前までの児童</td> </tr> <tr> <td>対象者規模(H17.3.31)</td> <td colspan="5">18名</td> </tr> <tr> <td>対象者規模(当初)</td> <td colspan="5">23名</td> </tr> <tr> <td>将来予測</td> <td colspan="5">医療的ケアが増え、今後は重度の利用者が増加すると予測</td> </tr> <tr> <td>利用料</td> <td colspan="2">有</td> <td>減免制度</td> <td colspan="2">無</td> </tr> </table>					事業概要	毎日通園・・・週5日保育 ST OT PT訓練 給食 K式発達テスト 週1回親子通園・・・親子保育					規模	延床面積	446	m ²	敷地面積	1,114	施設の内容	保育室(2) 遊戯室(1) 職員室					開館時間	午前9時～午後3時					休館日	土・日・祝日					施設利用の予約方法及び解約方法	毎日通園・・・基準該当児童サービスの支援費制度					施設利用対象者	阪南市に居住の障害を有する2歳から就学前までの児童					対象者規模(H17.3.31)	18名					対象者規模(当初)	23名					将来予測	医療的ケアが増え、今後は重度の利用者が増加すると予測					利用料	有		減免制度	無	
事業概要	毎日通園・・・週5日保育 ST OT PT訓練 給食 K式発達テスト 週1回親子通園・・・親子保育																																																																						
規模	延床面積	446	m ²	敷地面積	1,114																																																																		
施設の内容	保育室(2) 遊戯室(1) 職員室																																																																						
開館時間	午前9時～午後3時																																																																						
休館日	土・日・祝日																																																																						
施設利用の予約方法及び解約方法	毎日通園・・・基準該当児童サービスの支援費制度																																																																						
施設利用対象者	阪南市に居住の障害を有する2歳から就学前までの児童																																																																						
対象者規模(H17.3.31)	18名																																																																						
対象者規模(当初)	23名																																																																						
将来予測	医療的ケアが増え、今後は重度の利用者が増加すると予測																																																																						
利用料	有		減免制度	無																																																																			

目標達成度評価

施設利用状況

最大利用件数	24
目標利用件数	23

区分	14年度(決算)	15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)
総利用件数(A)	21	24	17	18
利用状況				
毎日通園	13	13	12	12
週1回親子通園	8	11	5	6
利用率	87.5%	100.0%	70.8%	75.0%
目標達成度	91.3%	104.3%	73.9%	78.3%

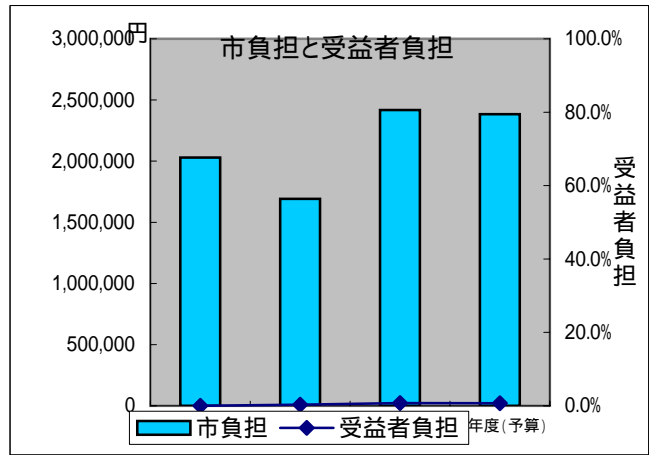
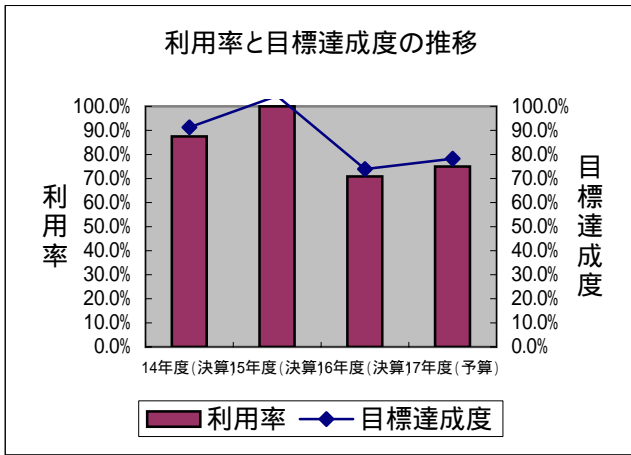
効率性評価

年間経費

(千円)	
建設費	
用地費	0

区分		14年度(決算)	15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)
資本的経費	公債費	0	0	0	0
	計	0	0	0	0
経常経費	正規職員数	4	4	4	4
	人件費	34,760	33,256	31,472	32,532
	事業費	7,855	7,979	10,551	11,273
	計(B)	42,615	41,235	42,023	43,805
総経費(C)		42,615	41,235	42,023	43,805
最大利用年間収入(D) 1			134	309	309
減免非適用の場合の実収入			634	923	905
実収入(E)			634	923	905
受益者負担率	対経常経費(D)/(B)	0.0%	0.3%	0.7%	0.7%
	対総経費(D)/(C)	0.0%	0.3%	0.7%	0.7%
利用1件当たりの市負担((C-E)/A)		2,029	1,692	2,418	2,383

1 最大利用年間収入には、減免制度について考慮せず、すべての利用において満額の収入があることを想定してください。

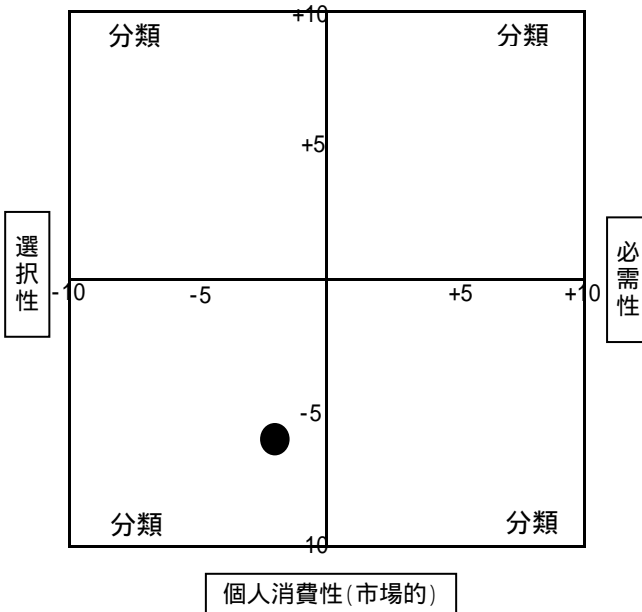


事業領域評価

類似施設	施設名	運営主体	総利用件数(年間)	利用料金
行政	子育て支援センター	泉南市	定員20名	0
民間	貝塚市こどもデイケアいずみ	社会福祉法人	定員50名	措置扱い

公共性評価

共同消費性(公益性)



分類	選択・個人消費性(市場的)
人によって必要性がことなり、民間にもあるサービス。 個人的な利益に関わるが、格別欠かせられないということではないサービスが含まれる領域。	

総合評価

目標達成度	利用率は、横ばい状態である。
効率性	支援費制度を導入し、利用料を徴収する
公共性	機関連携の部分で公的にバックアップが必要なこと

公の施設評価調書

N01

入力は、 のセルのみです。

施設の概要

施設名称	阪南市立保健センター		所管担当課	健康増進課																																																										
施設所在地	阪南市黒田236番地の1																																																													
施設開設時期	昭和61年4月	年度	増改築時期		年度																																																									
耐用年数	25	年	残存年数	6	年																																																									
運営形態	直営																																																													
施設設置目的	市民の健康管理を始め、保健衛生知識の啓発・普及・各種健康診査・健康教育・予防接種の実施																																																													
施設設置根拠法令等	阪南市立保健センター条例(昭和61年3月29日 条例第3号)																																																													
施設の概要	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>事業概要</td> <td colspan="4">市民の健康教育・健康相談・健康診査・予防接種・栄養教室・機能訓練の実施</td> </tr> <tr> <td>規模</td> <td>延床面積</td> <td>1,248</td> <td>m²</td> <td>敷地面積</td> <td>2,240</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>施設の内容</td> <td colspan="4">指導室(1)診察室(1)消毒室(1)相談室(2)会議室(3)調理室(1)</td> </tr> <tr> <td>開館時間</td> <td colspan="4">午前9時～午後5時15分</td> </tr> <tr> <td>休館日</td> <td colspan="4">土・日・祝日及び年末年始(12月30日～1月4日)</td> </tr> <tr> <td>施設利用の予約方法及び解約方法</td> <td colspan="4">(予約)来館し所定申請用紙の提出による。(解約)来館または電話にて受付</td> </tr> <tr> <td>施設利用対象者</td> <td colspan="4">阪南市民</td> </tr> <tr> <td>対象者規模(H17.3.31)</td> <td colspan="4">市内住民登録数59,836名と市外在住者</td> </tr> <tr> <td>対象者規模(当初)</td> <td colspan="4">阪南市民</td> </tr> <tr> <td>将来予測</td> <td colspan="4">高齢者社会に伴い65歳以上を中心とした利用者の増加</td> </tr> <tr> <td>利用料</td> <td>無</td> <td>減免制度</td> <td colspan="2">無</td> </tr> </table>					事業概要	市民の健康教育・健康相談・健康診査・予防接種・栄養教室・機能訓練の実施				規模	延床面積	1,248	m ²	敷地面積	2,240	m ²	施設の内容	指導室(1)診察室(1)消毒室(1)相談室(2)会議室(3)調理室(1)				開館時間	午前9時～午後5時15分				休館日	土・日・祝日及び年末年始(12月30日～1月4日)				施設利用の予約方法及び解約方法	(予約)来館し所定申請用紙の提出による。(解約)来館または電話にて受付				施設利用対象者	阪南市民				対象者規模(H17.3.31)	市内住民登録数59,836名と市外在住者				対象者規模(当初)	阪南市民				将来予測	高齢者社会に伴い65歳以上を中心とした利用者の増加				利用料	無	減免制度	無	
事業概要	市民の健康教育・健康相談・健康診査・予防接種・栄養教室・機能訓練の実施																																																													
規模	延床面積	1,248	m ²	敷地面積	2,240	m ²																																																								
施設の内容	指導室(1)診察室(1)消毒室(1)相談室(2)会議室(3)調理室(1)																																																													
開館時間	午前9時～午後5時15分																																																													
休館日	土・日・祝日及び年末年始(12月30日～1月4日)																																																													
施設利用の予約方法及び解約方法	(予約)来館し所定申請用紙の提出による。(解約)来館または電話にて受付																																																													
施設利用対象者	阪南市民																																																													
対象者規模(H17.3.31)	市内住民登録数59,836名と市外在住者																																																													
対象者規模(当初)	阪南市民																																																													
将来予測	高齢者社会に伴い65歳以上を中心とした利用者の増加																																																													
利用料	無	減免制度	無																																																											

目標達成度評価

施設利用状況

最大利用件数	22,000
目標利用件数	17,000

区分	14年度(決算)	15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)
総利用件数(A)	22,263	16,182	15,392	17,000
利用状況				
	22,263	16,182	15,392	17,000
利用率	101.2%	73.6%	70.0%	77.3%
目標達成度	131.0%	95.2%	90.5%	100.0%

効率性評価

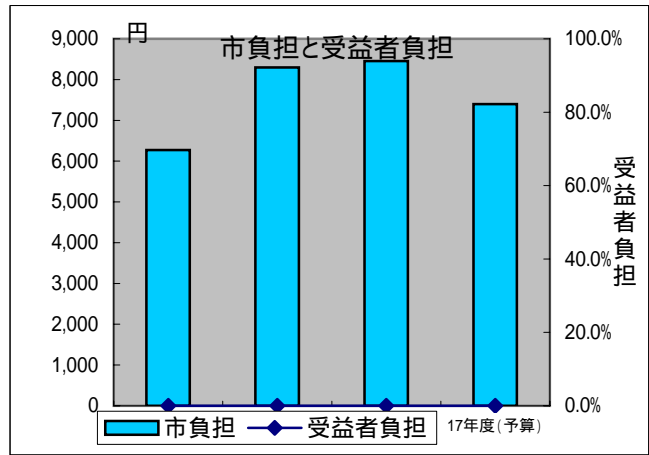
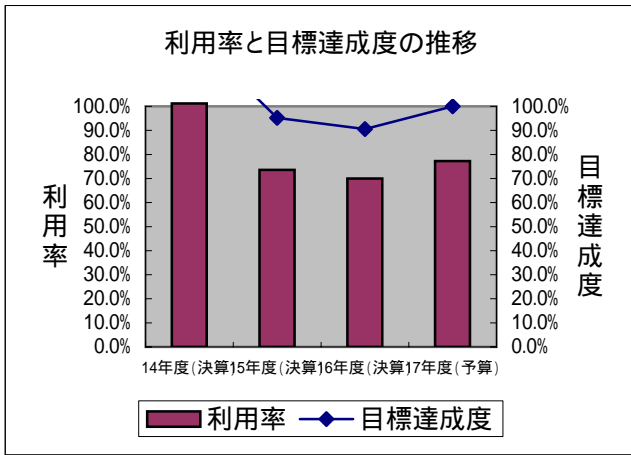
年間経費

(千円)

建設費	267,604
用地費	9,470

区分		14年度(決算)	15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)
資本的経費	公債費	0	0	0	0
	計	0	0	0	0
経常経費	正規職員数	15	15	15	14
	人件費	130,350	124,710	118,020	113,862
	事業費	9,324	9,560	12,118	11,883
	計(B)	139,674	134,270	130,138	125,745
総経費(C)		139,674	134,270	130,138	125,745
最大利用年間収入(D) ¹		0	0	0	0
減免非適用の場合の実収入		0	0	0	0
実収入(E)		0	0	0	0
受益者負担率	対経常経費(D)/(B)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	対総経費(D)/(C)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
利用1件当たりの市負担((C-E)/A)		6	8	8	7

1 最大利用年間収入には、減免制度について考慮せず、すべての利用において満額の収入があることを想定してください。

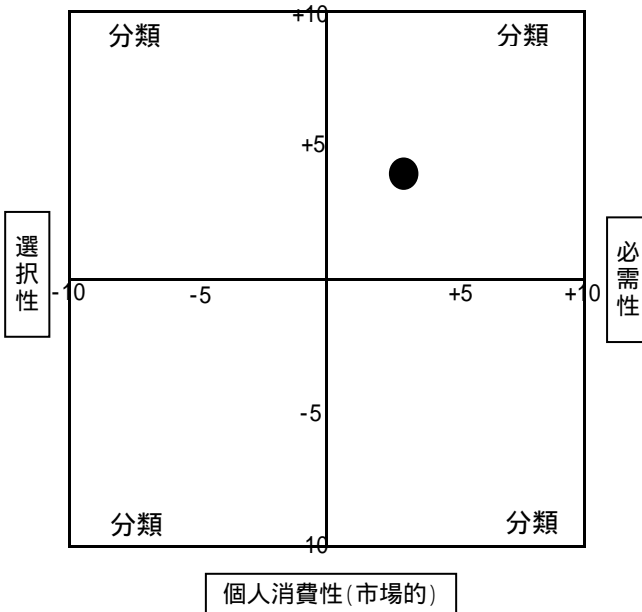


事業領域評価

類似施設	施設名	運営主体	総利用件数(年間)	利用料金
行政	保健センター・保健所	都道府県・市町村	160件(19,000人)	一部あり
民間	なし	なし	なし	なし

公共性評価

共同消費性(公益性)



分類 必需・共同消費性(非市場的)

専ら行政が提供するサービス。より多くの人たちが利益を受け、しかも日常欠かせられないサービスが含まれる領域。

個人消費性(市場的)

総合評価

目標達成度	H14～16年は目標達成率90%を超えているのでほぼ達成している。
効率性	年間事業計画を作成し、通知や申込みにより事業を実施している。
公共性	地域に密着した健康増進。

公の施設評価調書

N01

入力は、 のセルのみです。

施設の概要

施設名称	阪南市立保健センター分室		所管担当課	健康増進課																																																																			
施設所在地	阪南市尾崎町1丁目10番7号																																																																						
施設開設時期	昭和39年	年度	増改築時期	年度	年度																																																																		
耐用年数	25	年	残存年数	0	年																																																																		
運営形態	直営																																																																						
施設設置目的	市民の健康管理を始め、保健衛生知識の啓発・普及・各種健康診査・健康教育・予防接種の実施																																																																						
施設設置根拠法令等	阪南市立保健センター条例(昭和61年3月29日 条例第3号)阪南市立保健センター分室取扱要領																																																																						
施設の概要	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>事業概要</td> <td colspan="5">市民の健康管理・保健衛生の啓発・普及、健康診査・健康教育の実施</td> </tr> <tr> <td>規模</td> <td>延床面積</td> <td>1,006</td> <td>m²</td> <td>敷地面積</td> <td>1,043 m²</td> </tr> <tr> <td>施設の内容</td> <td colspan="5">会議室(6)、調理(1)、事務室(2)、応接室(2)、相談室(2)</td> </tr> <tr> <td>開館時間</td> <td colspan="5">午前9時～午後5時15分</td> </tr> <tr> <td>休館日</td> <td colspan="5">土・日・祝日及び年末年始(12月30日～1月4日)</td> </tr> <tr> <td>施設利用の予約方法及び解約方法</td> <td colspan="5">(予約)保健センターに来館し所定申請用紙の提出による。(解約)来館または電話にて受付</td> </tr> <tr> <td>施設利用対象者</td> <td colspan="5">保健所・阪南市民</td> </tr> <tr> <td>対象者規模(H17.3.31)</td> <td colspan="5">保健衛生に携わる市民・グループ</td> </tr> <tr> <td>対象者規模(当初)</td> <td colspan="5">阪南市民</td> </tr> <tr> <td>将来予測</td> <td colspan="5">健康管理の啓発・普及事業への使用の増加</td> </tr> <tr> <td>利用料</td> <td colspan="2">無</td> <td>減免制度</td> <td colspan="2">無</td> </tr> </table>					事業概要	市民の健康管理・保健衛生の啓発・普及、健康診査・健康教育の実施					規模	延床面積	1,006	m ²	敷地面積	1,043 m ²	施設の内容	会議室(6)、調理(1)、事務室(2)、応接室(2)、相談室(2)					開館時間	午前9時～午後5時15分					休館日	土・日・祝日及び年末年始(12月30日～1月4日)					施設利用の予約方法及び解約方法	(予約)保健センターに来館し所定申請用紙の提出による。(解約)来館または電話にて受付					施設利用対象者	保健所・阪南市民					対象者規模(H17.3.31)	保健衛生に携わる市民・グループ					対象者規模(当初)	阪南市民					将来予測	健康管理の啓発・普及事業への使用の増加					利用料	無		減免制度	無	
事業概要	市民の健康管理・保健衛生の啓発・普及、健康診査・健康教育の実施																																																																						
規模	延床面積	1,006	m ²	敷地面積	1,043 m ²																																																																		
施設の内容	会議室(6)、調理(1)、事務室(2)、応接室(2)、相談室(2)																																																																						
開館時間	午前9時～午後5時15分																																																																						
休館日	土・日・祝日及び年末年始(12月30日～1月4日)																																																																						
施設利用の予約方法及び解約方法	(予約)保健センターに来館し所定申請用紙の提出による。(解約)来館または電話にて受付																																																																						
施設利用対象者	保健所・阪南市民																																																																						
対象者規模(H17.3.31)	保健衛生に携わる市民・グループ																																																																						
対象者規模(当初)	阪南市民																																																																						
将来予測	健康管理の啓発・普及事業への使用の増加																																																																						
利用料	無		減免制度	無																																																																			

目標達成度評価

施設利用状況

最大利用件数	12,000
目標利用件数	2,000

区分	14年度(決算)	15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)
総利用件数(A)	0	0	1,371	1,888
利用状況				
	-	-	1,371	1,888
利用率	0.0%	0.0%	11.4%	15.7%
目標達成度	0.0%	0.0%	68.6%	94.4%

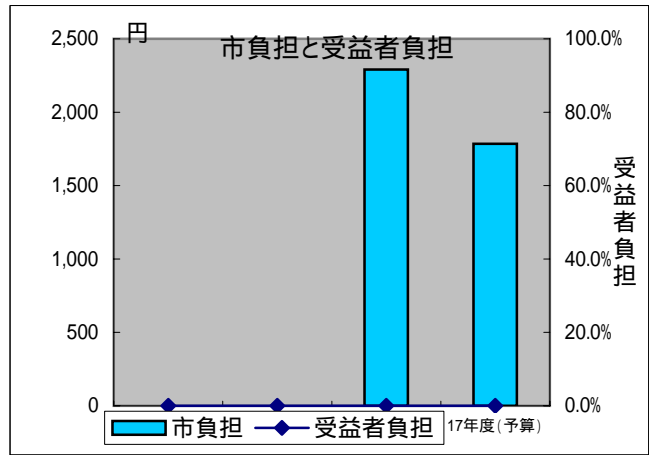
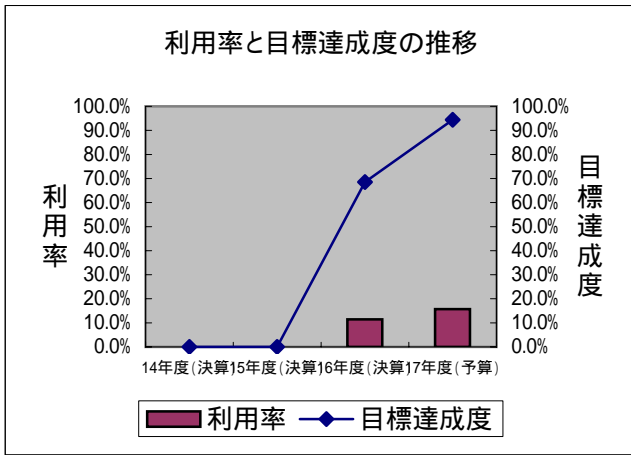
効率性評価

年間経費

(千円)	
建設費	0
用地費	0

区分		14年度(決算)	15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)
資本的経費	公債費	-	-	0	0
	計	0	0	0	0
経常経費	正規職員数	-	-	0	0
	人件費	#VALUE!	#VALUE!	0	0
	事業費	-	-	3,140	3,370
	計(B)	#VALUE!	#VALUE!	3,140	3,370
総経費(C)		#VALUE!	#VALUE!	3,140	3,370
最大利用年間収入(D) 1		-	-	0	0
減免非適用の場合の実収入		-	-	0	0
実収入(E)		-	-	0	0
受益者負担率	対経常経費(D)/(B)	#VALUE!	#VALUE!	0.0%	0.0%
	対総経費(D)/(C)	#VALUE!	#VALUE!	0.0%	0.0%
利用1件当たりの市負担((C-E)/A)		#VALUE!	#VALUE!	2	2

1 最大利用年間収入には、減免制度について考慮せず、すべての利用において満額の収入があることを想定してください。

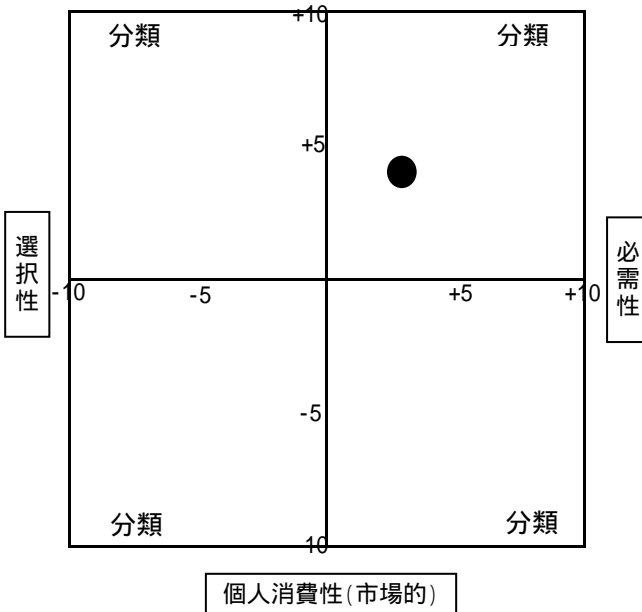


事業領域評価

類似施設	施設名	運営主体	総利用件数(年間)	利用料金
行政	なし	なし	なし	なし
民間	なし	なし	なし	なし

公共性評価

共同消費性(公益性)



分類	必需・共同消費性(非市場的)
	専ら行政が提供するサービス。より多くの人たちが利益を受け、しかも日常欠かせられないサービスが含まれる領域。

総合評価

目標達成度	市民グループの保健衛生活動・保健所の保健事業で前年比25%の利用増。
効率性	健康増進活動に限られ、一般市民にとって、施設維持費が反映されていない。
公共性	地域に密着した健康増進。

公の施設評価調書

N01

入力は、 のセルのみです。

施設の概要

施設名称	都市公園	所管担当課	事業部管理課
施設所在地	阪南市内 別紙 29		
施設開設時期	別紙	年度	増改築時期
耐用年数	40	年	残存年数
運営形態	一部委託		
施設設置目的	公共の福祉の増進に資する		
施設設置根拠法令等	都市公園法、阪南市都市公園条例		
施設の概要	事業概要		
規模	延床面積	m ²	敷地面積
施設の内容	326,559 m ²		
開館時間			
休館日			
施設利用の予約方法及び解約方法			
施設利用対象者			
対象者規模(H17.3.31)			
対象者規模(当初)			
将来予測			
利用料	無	減免制度	無

目標達成度評価

施設利用状況

最大利用件数
目標利用件数

区分	14年度(決算)	15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)
総利用件数(A)	0	0	0	0
利用状況				
利用率	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
目標達成度	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!

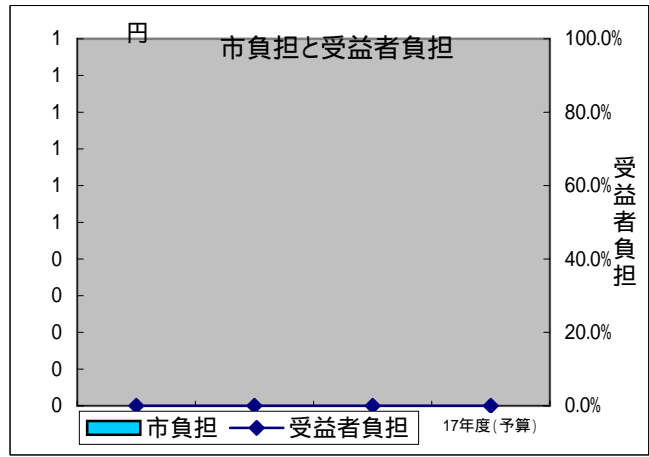
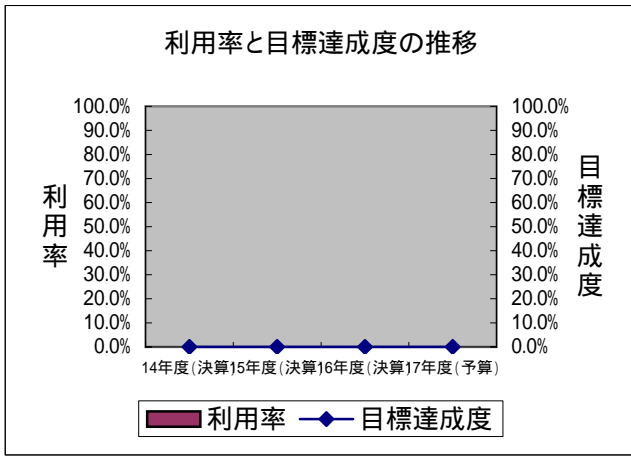
効率性評価

年間経費

(千円)
建設費
用地費

区分		14年度(決算)	15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)
資本的経費	公債費				
	計	0	0	0	0
経常経費	正規職員数	2.06	2.06	2.06	2.06
	人件費	17,901	17,127	16,208	16,754
	事業費	29,686	30,220	28,957	30,042
	計(B)	47,587	47,347	45,165	46,796
総経費(C)		47,587	47,347	45,165	46,796
最大利用年間収入(D) 1		0	0	0	0
減免非適用の場合の実収入		0	0	0	0
実収入(E)		0	0	0	0
受益者負担率	対経常経費(D)/(B)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	対総経費(D)/(C)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
利用1件当たりの市負担((C-E)/A)		#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!

1 最大利用年間収入には、減免制度について考慮せず、すべての利用において満額の収入があることを想定してください。

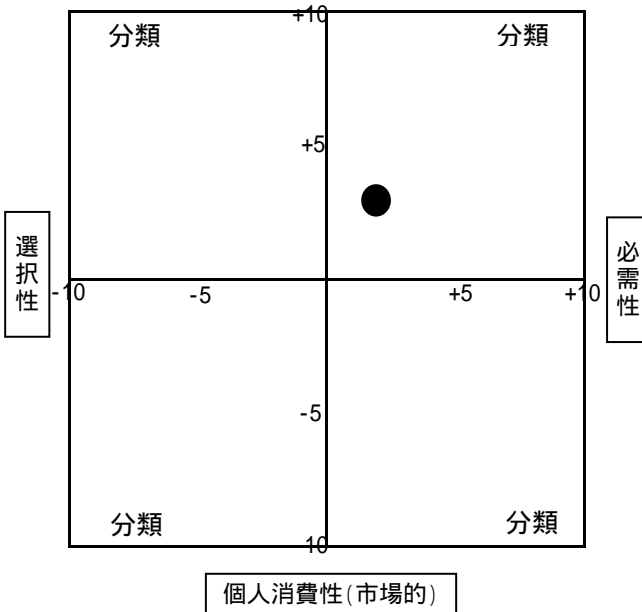


事業領域評価

類似施設	施設名	運営主体	総利用件数(年間)	利用料金
行政				
民間				

公共性評価

共同消費性(公益性)



分類	必需・共同消費性(非市場的)
	専ら行政が提供するサービス。より多くの人たちが利益を受け、しかも日常欠かせられないサービスが含まれる領域。

個人消費性(市場的)

総合評価

目標達成度	
効率性	
公共性	

阪南市都市計画公園

(平成17年3月31日現在)

番号	公園名	位置 (代表地番)	計 画 決 定			事 業 認 可 (決 定)			開 設		種 別	摘 要
			告示 年月日 番 号	面積(ha)	土地所有者	告示 年月日 番 号	面積(ha)	執行年度別	年 月 日	面積(m ²) 公簿 実測		
2.2.1	福 島	尾崎町5丁目309-3	昭62.8.5 町告23号	0.17	(市)	昭63.6.17 府告799号	0.17	昭63~平元	平2.3.31	1,657.58 1,746.98	街 区	
2.2.2	佐 智 川	鳥取694-1	昭48.1.5 町告11号	0.13	(市)	昭48.11.30 府告1984号 昭49.3.29 府告491号	0.13	昭48		792.61	街 区	
2.2.3	自 然 田	石田625-1	昭50.11.19 町告25号	0.16	(市)	昭50.12.19 府告1780号	0.16	昭50	昭51.4.1	1,749.00 1,592.35	街 区	
2.2.4	舞 1 号	舞3丁目1542-168	昭50.11.19 町告25号	0.19	(市)	昭51.9.16 府告1290号	0.19	昭51	昭52.4.10	1,804.62 1,982.52	街 区	
2.2.5	は つ め	箱作2875-1	昭50.11.19 町告25号	0.25	(民)	昭52.12.14 府告1733号	0.25	昭52	昭53.4.8	22,199.00 2,478.80	街 区	
2.2.6	緑 ヶ 丘	緑ヶ丘2丁目 866-190	昭50.11.19 町告25号	0.19	(市)	昭52.6.22 府告874号	0.19	昭52	昭57.3.25	1,843.34 1,833.35	街 区	
2.2.7	下 出	下出791-23	昭53.3.3 町告4号	0.13	(市)	昭53.5.29 府告810号	0.13	昭53~54	昭55.4.1	1,461.44 1,344.45	街 区	
2.2.8	緑 ヶ 丘 1 号	緑ヶ丘1丁目 866-281	昭62.8.5 町告23号	0.72	(市)				昭57.3.25	7,185.38 7,178.71	街 区	
2.2.9	緑 ヶ 丘 2 号	緑ヶ丘1丁目 866-277	昭62.8.5 町告23号	0.13	(市)				昭57.3.25	1,321.78 1,310.66	街 区	
2.2.10	鴻 の 台	箱作2861-103	昭62.8.5 町告23号	0.15	(市)				昭57.3.25	2,012.00 2,019.01	街 区	
2.2.11	光 陽 台 1 号	光陽台2丁目3-3	昭62.8.5 町告23号	0.13	(市)				昭57.3.25	1,273.46 1,277.21	街 区	
2.2.12	光 陽 台 2 号	光陽台2丁目2-2	昭62.8.5 町告23号	0.21	(市)				昭57.3.25	2,075.14 2,073.73	街 区	
2.2.13	光 陽 台 3 号	光陽台3丁目17-4	昭62.8.5 町告23号	0.13	(市)				昭57.3.25	1,297.48 1,296.65	街 区	
2.2.14	光 陽 台 4 号	光陽台 丁目4-28	昭62.8.5 町告23号	0.69	(市)				昭57.3.25	6,926.39 6,906.56	街 区	
2.2.15	万 葉 台	箱作441-50	昭62.8.5 町告23号	0.16	(市)				昭58.3.31	1,557.40 1,209.29	街 区	
2.2.16	桃の木台東公園 (丘陵東公園)	桃の木台3丁目 9-2	平6.3.2 市告5号	0.30	(市)	平6.9.26 府告1470号	0.30	平10~11	平12.5.1	3,024.30 3,024.30	街 区	
2.2.17	桃の木台西公園 (丘陵西公園)	桃の木台5丁目 423-32	平6.3.2 市告5号	0.30	(市)	平6.9.26 府告1470号	0.30	平6~7	平8.4.5	3,017.78 3,017.78	街 区	
2.2.18	桃の木台南公園 (丘陵南公園)	桃の木台7丁目 12-2	平6.3.2 市告5号	0.30	(市)	平6.9.26 府告1470号	0.30	平7~8	平9.4.1	3,029.03 3,029.03	街 区	
2.2.19	桃の木台中央 公園の一部 (丘陵北公園)	桃の木台4丁目 432-31	平6.3.2 市告5号	0.30	(市)	平6.9.26 府告1470号	0.30	平6~7	平9.4.1	3,000.03 3,000.03	街 区	
3.3.1	桃の木台中央 公園の一部 (飯の峯公園)	桃の木台4丁目 432-11	昭63.3.20 府告416号	2.40	(市)	平5.9.10 府告1268号	2.40	平5~8	平9.4.1	24,045.07 24,045.07	近 隣	
4.4.1	箱 作 公 園	箱作地内	昭62.9.2 府告1134号	4.60	(市)	昭63.6.17 府告799号 平5.3.26 府告513号	4.60	昭63~ 平4 昭63~ 平5	平6.4.1	41,232.46 45,721.00	地 区	
計	21			11.74						132,505.29 117,353.45		

阪南市その他の都市公園

(平成17年4月1日) >

番号	その他の公園	位置	土地所有者	開設		種別	摘要
				年月日	面積(m ²) 公簿 実測		
1	玉田山	自然田1918	(神社)	昭57.5.22	29,854.00 31,509.82	近隣	
2	いずみ鳥取台	自然田466-110	(市)	昭61.3.29	1,525.72 1,534.80	街区	
3	舞2号	舞5丁目1542-409	(市)	平元.3.31	1,297.69 1,304.47	街区	
4	さつき台1号	さつき台1丁目25	(市)	平元.3.31	5,794.00 5,757.97	街区	
5	車屋川	尾崎町7丁目285-39先	(市)	平2.3.31	1,909.06 1,955.85	街区	
6	さつき台2号	さつき台3丁目14	(市)	平2.3.31	1,354.00 1,354.57	街区	
7	桃の木台展望緑地	桃の木台8丁目423-6	(市)	平11.4.1	149,760.00 149,760.57		
計	7公園				191,494.47 193,178.05		
簿	面積の合計				323,999.76		
実	測面積の合計				310,531.50		

阪南都市計画緑地

(平成17年4月1日現在)

番号	名称	位置	計画決定			事業認可(決定)			開設		種別	摘要
			年月日 告示 番号	面積(ha)	土地所有者	年月日 告示 番号	面積(ha)	執行年度別	年月日	面積(m ²) 公簿 実測		
1	桃の木谷緑地	桃の木台4丁目 423-12	昭63.3.30 府告417号	1.6	(市)	平5.9.10 府告1269号	1.6	平5~平8	平9.4.1	16,028.48 16,028.48		

阪南市その他の緑地

(平成17年4月1日現在)

番号	その他の緑地	位置	土地所有者	開設		種別	摘要
				年月日	面積(m ²) 公簿 実測		
1	鳥取池緑地	桑畑地内	(市・個人)	平7.4.1	9,679.00	緑地	近郊緑地

阪南市その他の施設

(平成17年4月1日現在)

番号	その他の施設	位置	土地所有者	開設		種別	摘要
				年月日	面積(m ²) 公簿 実測		
1	わんぱく王国	山中溪地内	(市・自治会・個人)	平7.4.5	48,706.00 119,819.00		保健保安林 近郊緑地

公の施設評価調書

N01

入力は、 のセルのみです。

施設の概要

施設名称	児童遊園	所管担当課	事業部管理課		
施設所在地	阪南市内 別紙 58箇所				
施設開設時期	年度	増改築時期	年度		
耐用年数	年	残存年数	年		
運営形態	一部委託				
施設設置目的	公共の福祉の増進に資する				
施設設置根拠法令等	阪南市児童遊園条例				
施設の概要	事業概要				
規模	延床面積	m ²	敷地面積	17,714	m ²
施設の内容					
開館時間					
休館日					
施設利用の予約方法及び解約方法					
施設利用対象者					
対象者規模(H17.3.31)					
対象者規模(当初)					
将来予測					
利用料					減免制度

目標達成度評価

施設利用状況

最大利用件数
目標利用件数

区分	14年度(決算)	15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)
総利用件数(A)	0	0	0	0
利用状況				
利用率	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
目標達成度	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!

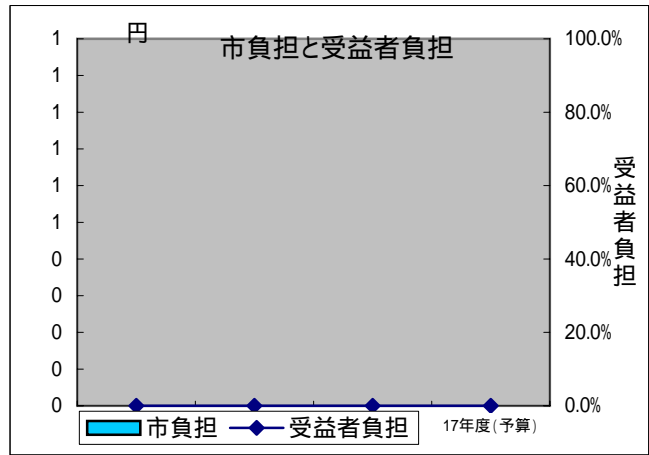
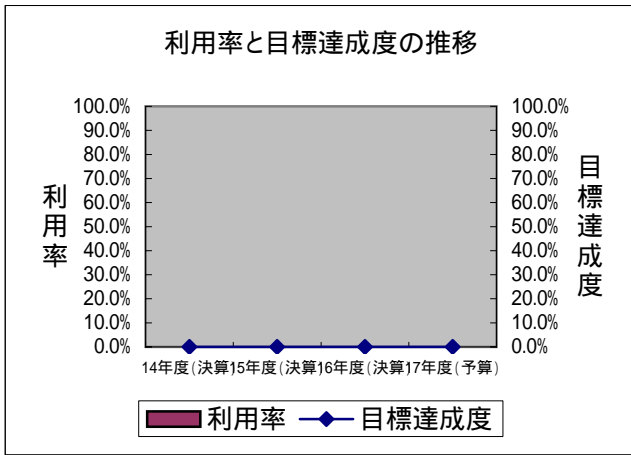
効率性評価

年間経費

(千円)
建設費
用地費

区分		14年度(決算)	15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)
資本的経費	公債費				
	計	0	0	0	0
経常経費	正規職員数	都市公園に含む			
	人件費	0	0	0	0
	事業費				
	計(B)	0	0	0	0
総経費(C)		0	0	0	0
最大利用年間収入(D) 1					
減免非適用の場合の実収入					
実収入(E)					
受益者負担率	対経常経費(D)/(B)	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
	対総経費(D)/(C)	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
利用1件当たりの市負担((C-E)/A)		#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!

1 最大利用年間収入には、減免制度について考慮せず、すべての利用において満額の収入があることを想定してください。

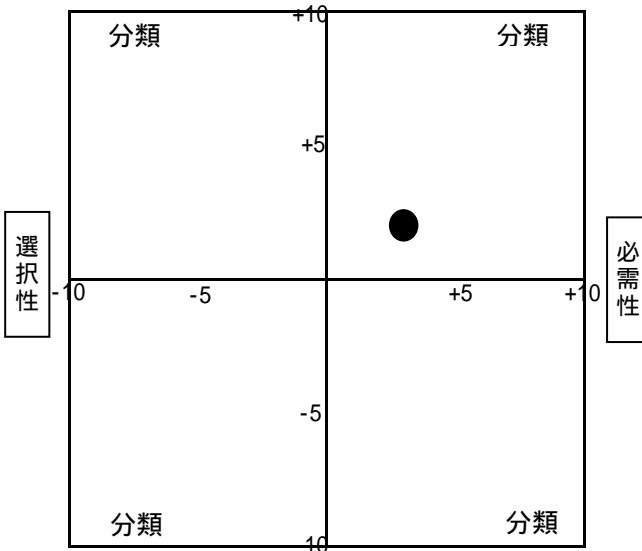


事業領域評価

類似施設	施設名	運営主体	総利用件数(年間)	利用料金
行政				
民間				

公共性評価

共同消費性(公益性)



分類	必需・共同消費性(非市場的)
	専ら行政が提供するサービス。より多くの人たちが利益を受け、しかも日常欠かせられないサービスが含まれる領域。

個人消費性(市場的)

総合評価

目標達成度	
効率性	
公共性	

阪南市児童遊園

(平成17年8月31日現在)

番号	児童遊園名	所在地	面積 (㎡)	使用開始日	番号	児童遊園名	所在地	面積 (㎡)	使用開始日
1	新町	新町298-1	88.00	S48. 7. 1	30	玉田	自然田753-21	138.00	S57. 4. 1
2	箱作東	箱作939	460.07	H8. 8. 22	31	花折川	貝掛346-1-1,347-1-1	267.00	S57. 4. 20
3	舞南	舞4丁目871-259	246.41	S48. 7. 1	32	緑ヶ丘第5	山中溪588-55	321.04	S57. 12. 1
4	舞北	舞1丁目910-1	502.00	S48. 7. 1	33	万葉台第1	箱作441-47	552.77	S58. 4. 1
5	住金	箱作1178-102	144.94	S49. 4. 1	34	万葉台第2	箱作446-148	978.70	S58. 4. 1
6	鳥取三井南	鳥取三井538-172	880.17	S49. 4. 1	35	福島第2	尾崎町8丁目463-8	108.79	S58. 5. 20
7	鳥取三井北	鳥取三井538-171	648.70	S49. 4. 1	36	黒田南	尾崎町32-7,黒田52-10	110.20	S59. 7. 1
8	シーサイド貝掛	貝掛63-7	359.96	S49. 9. 24	37	福島第3	尾崎町8丁目488-14,15	615.44	S59. 7. 23
9	自然田第1光風園	自然田810-4	150.16	S49. 12. 16	38	福島第4	尾崎町8丁目488-11	682.65	S59. 7. 23
10	自然田第2光風園	自然田786-24,766-14	215.24	S50. 10. 6	39	舞東	舞3丁目871-419	100.18	S59. 10. 1
11	えびの	尾崎町1丁目554-5	313.01	S51. 4. 1	40	光陽台	光陽台1丁目2-3	847.00	S60. 1. 1
12	自然田第3光風園	自然田741-4	100.16	S51. 9. 16	41	箱作南	箱作1125-2	100.00	S60. 2. 1
13	東和苑	箱作2874-313	92.92	S51. 5. 1	42	自然田第1	自然田1318-9	131.00	S61. 2. 1
14	沢田	鳥取中452-7,-34	116.97	S53. 10. 1	43	泉州土地プレイランド	貝掛50-6,754-53	529.75	S61. 5. 1
15	黒田	黒田430-29	193.54	S54. 1. 1	44	桑畑	桑畑352-7	519.00	S61. 6. 1
16	箱作西	箱作1617-1,1618,1654-3	652.00	S54. 3. 1	45	玉田第2	自然田758-24,-25	112.39	S62. 7. 1

17	南山中	箱の浦382-67	320.00	S55. 2. 1	46	箱作北	箱作144-19	259.96	H1. 1. 27
18	箱の浦	箱の浦1005-3,-5	474.10	S55. 2. 1	47	舞西	舞2丁目130-7	159.14	H2. 5. 1
19	箱の浦東	箱の浦3320-19	153.32	S55. 2. 1	48	和泉鳥取	和泉鳥取875	472.72	H4. 4. 1
20	福島北	尾崎町8丁目467-47	281.59	S55. 10. 1	49	鳥取三井1号	鳥取三井1539-4	113.42	H8. 8. 22
21	かきはら	山中溪548-17	159.48	S55. 2. 1	50	桜ヶ丘1号	鳥取中601-6,932-2	114.00	H9. 7. 7
22	緑ヶ丘第1	緑ヶ丘3丁目1055-122	246.86	S56. 2. 1	51	佐智川1号	鳥取1186	100.48	H8. 7. 7
23	緑ヶ丘第2	緑ヶ丘3丁目1055-34	340.69	S56. 2. 1	52	佐智川2号	鳥取669-7	204.28	H9. 7. 7
24	緑ヶ丘第3	緑ヶ丘2丁目66-283	812.58	S56. 2. 1	53	和泉鳥取1号	和泉鳥取687-12	147.94	H10. 4. 1
25	緑ヶ丘第4	緑ヶ丘1丁目619-52	292.53	S56. 2. 1	54	黒田1号	尾崎町49-5,6尾崎34-10	194.00	H11. 2. 1
26	下出第1	下出262-59	306.60	S56. 8. 1	55	福島第5	尾崎町8丁目473-4,475-5	330.82	H12. 11. 1
27	下出第2	下出743-15	136.00	S56. 8. 1	56	福島第6	尾崎町8丁目487-8	190.04	H17. 8. 1
28	下出第3	尾崎町158-20,-21	100.07	S56. 8. 1	57	朝日児童遊園	尾崎町3丁目371-6	202.06	H17. 8. 1
29	あたご	舞3丁目868-16	145.38	S56. 8. 1	58	黒田2号児童遊園	鳥取中105-19	178.64	H17. 8. 1
面積合計								17, 714.86	

公の施設評価調書

N01

入力は、 のセルのみです。

施設の概要

施設名称	わんぱく王国	所管担当課	事業部管理課
施設所在地	阪南市山中溪119-8		
施設開設時期	平成7	年度	増改築時期
耐用年数	40	年	残存年数
運営形態	委託		
施設設置目的	自然的歴史的社会的な資源を活用したレクリエーションを市民に提供するとともに地域の活性化を図る。		
施設設置根拠法令等	わんぱく王国条例		
施設の概要	事業概要		
規模	延床面積	195 m ²	敷地面積
			120,000 m ²
施設の内容	ローラーエクスプレス、わんぱくとりで、恐竜		
開館時間	夏期:9:30~5:00 冬期9:30~4:30		
休館日	第3水曜日、年末年始		
施設利用の予約方法及び解約方法			
施設利用対象者	不特定		
対象者規模(H17.3.31)	H16 88,510		
対象者規模(当初)	214,936		
将来予測			
利用料	無	減免制度	無

目標達成度評価

施設利用状況

最大利用件数	214,000
目標利用件数	214,000

区分	14年度(決算)	15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)
総利用件数(A)	92,000	88,000	89,000	90,000
利用状況				
	92,000	88,000	89,000	90,000
利用率	43.0%	41.1%	41.6%	42.1%
目標達成度	43.0%	41.1%	41.6%	42.1%

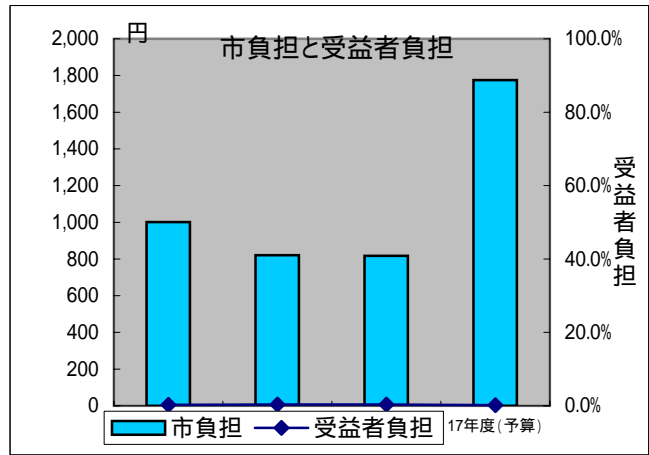
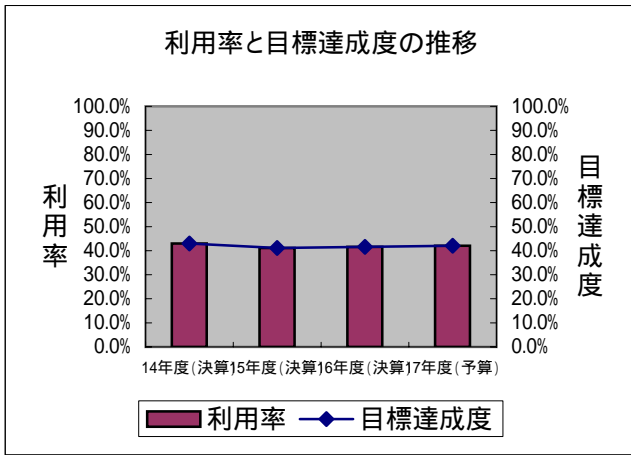
効率性評価

年間経費

(千円)	
建設費	827,528
用地費	140,220

区分		14年度(決算)	15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)
資本的経費	公債費	64,257	49,008	49,711	136,369
	計	64,257	49,008	49,711	136,369
経常経費	正規職員数	0.26	0.26	0.26	0.26
	人件費	2,259	2,162	2,046	2,115
	事業費	25,640	21,054	20,995	21,292
	計(B)	27,899	23,216	23,041	23,407
総経費(C)		92,156	72,224	72,752	159,776
最大利用年間収入(D) 1		240	240	249	249
減免非適用の場合の実収入		300	300	309	309
実収入(E)		0	0	0	0
受益者負担率	対経常経費(D)/(B)	0.9%	1.0%	1.1%	1.1%
	対総経費(D)/(C)	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%
利用1件当たりの市負担((C-E)/A)		1	1	1	2

1 最大利用年間収入には、減免制度について考慮せず、すべての利用において満額の収入があることを想定してください。

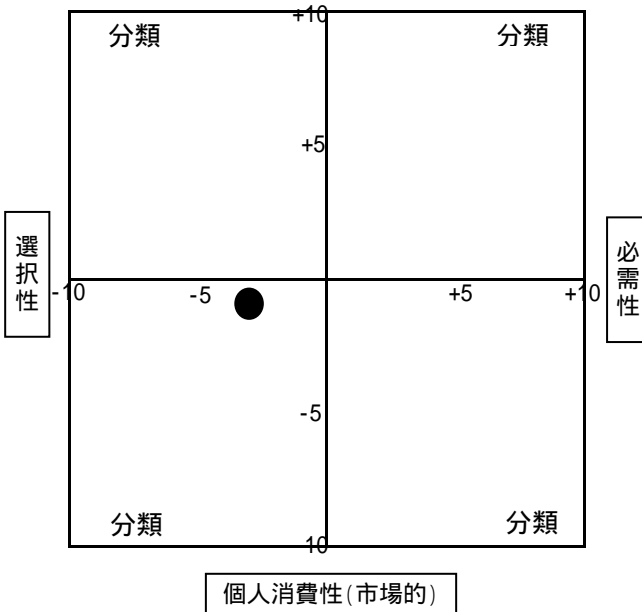


事業領域評価

類似施設	施設名	運営主体	総利用件数(年間)	利用料金
行政				
民間				

公共性評価

共同消費性(公益性)



分類 選択・個人消費性(市場的)
 人によって必要性がことなり、民間にもあるサービス。
 個人的な利益に関わるが、格別欠かせられないということではないサービスが含まれる領域。

総合評価

目標達成度	開園年度に比べて入場者数が平成16年度で41%
効率性	用地借地料が経常的に係る
公共性	民間の類似施設が存在しない

公の施設評価調書

N01

入力は、 のセルのみです。

施設の概要

施設名称	わんぱく王国駐車場	所管担当課	事業部管理課
施設所在地	阪南市山中溪		
施設開設時期	平成9	年度	増改築時期
耐用年数	40	年	残存年数
運営形態	委託		
施設設置目的	わんぱく王国来園者のため		
施設設置根拠法令等	わんぱく王国駐車場条例		
施設の概要	事業概要		
規模	延床面積	m ²	敷地面積
施設の内容	4箇所 150台		
開館時間	夏期:9:30~5:00 冬期:9:30~4:30		
休館日	第3水曜日		
施設利用の予約方法及び解約方法			
施設利用対象者	わんぱく王国来園者		
対象者規模(H17.3.31)	8,600台		
対象者規模(当初)	H9,9,745台		
将来予測	開園から来園者が減少傾向である		
利用料	有	減免制度	有

目標達成度評価

施設利用状況

最大利用件数	9,745
目標利用件数	9,745

区分	14年度(決算)	15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)
総利用件数(A)	7,527	7,884	8,268	8,268
利用状況				
	7,527	7,884	8,268	8,268
利用率	77.2%	80.9%	84.8%	84.8%
目標達成度	77.2%	80.9%	84.8%	84.8%

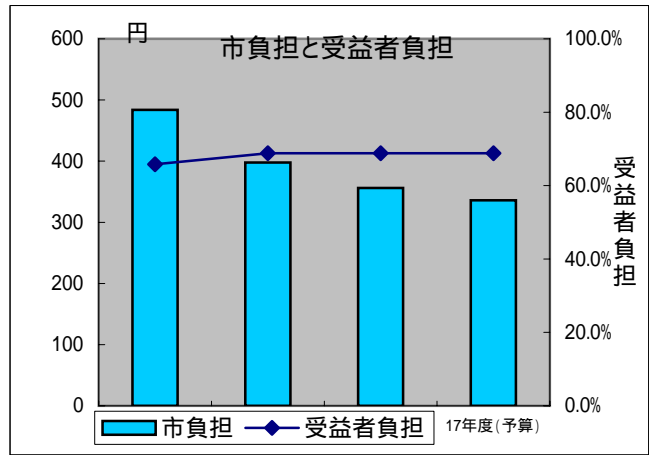
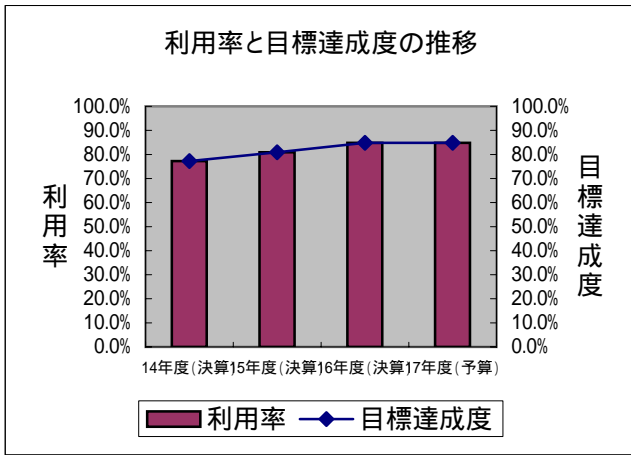
効率性評価

年間経費

(千円)	
建設費	14,670
用地費	

区分		14年度(決算)	15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)
資本的経費	公債費	0	0	0	0
	計	0	0	0	0
経常経費	正規職員数	0	0	0	0
	人件費	0	0	0	0
	事業費	7,404	7,078	7,078	7,078
	計(B)	7,404	7,078	7,078	7,078
総経費(C)		7,404	7,078	7,078	7,078
最大利用年間収入(D) 1		4,872	4,872	4,872	4,872
減免非適用の場合の実収入		3,763	3,942	4,134	4,300
実収入(E)		3,763	3,942	4,134	4,300
受益者負担率	対経常経費(D)/(B)	65.8%	68.8%	68.8%	68.8%
	対総経費(D)/(C)	65.8%	68.8%	68.8%	68.8%
利用1件当たりの市負担((C-E)/A)		0	0	0	0

1 最大利用年間収入には、減免制度について考慮せず、すべての利用において満額の収入があることを想定してください。

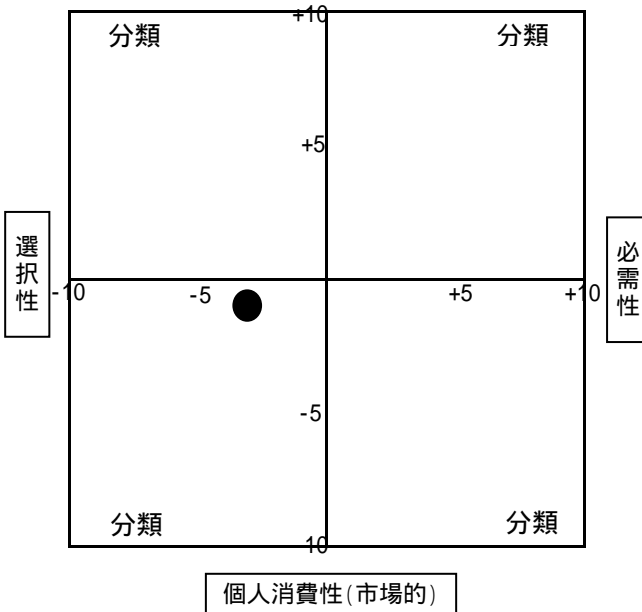


事業領域評価

類似施設	施設名	運営主体	総利用件数(年間)	利用料金
行政				
民間				

公共性評価

共同消費性(公益性)



分類 選択・個人消費性(市場的)

人によって必要性がことなり、民間にもあるサービス。
個人的な利益に関わるが、格別欠かせられないということではないサービスが含まれる領域。

総合評価

目標達成度	過去3年間利用率に顕著な変化なし
効率性	用地借地料が経常的にかかるので収益率が下がる
公共性	民間の類似の施設が存在しない

公の施設評価調書

N01

入力は、 のセルのみです。

施設の概要

施設名称	阪南市留守家庭児童会	所管担当課	教育委員会生涯学習推進課				
施設所在地	市内小学校、幼稚園余裕教室および校庭内専用施設全11箇所						
施設開設時期	昭和57年	年度	増改築時期		年度		
耐用年数		年	残存年数		年		
運営形態	直営						
施設設置目的	放課後保護者が家庭にいない小学1年から3年の児童の健全育成にあたる。						
施設設置根拠法令等	阪南市留守家庭児童会条例						
施設の概要	事業概要						
	放課後および長期学校休業中午後5時まで、就労等の事由により家庭に保護者がいない小学一年から三年までの児童に対し、市内全校区に保育室を設け指導員を配置し、健全育成にあたる。						
	規模	延床面積	64～100	m ²	敷地面積		m ²
	施設の内容	小学校、幼稚園の余裕教室および校庭内の専用施設					
	開館時間	12:30～17:00(長期休業期間9:00から17:00)					
	休館日	土日祝					
	施設利用の予約方法及び解約方法	入会申請					
	施設利用対象者	市内小学一年から三年					
	対象者規模(H17.3.31)	1915人					
	対象者規模(当初)	350人					
	将来予測	女性の社会進出や少子化対策によりニーズは増加傾向にある					
	利用料	有	減免制度		有		

目標達成度評価

施設利用状況

最大利用件数	500
目標利用件数	500

区分	14年度(決算)	15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)
総利用件数(A)	200	278	250	350
利用状況				
入会児童数	200	278	250	350
利用率	40.0%	55.6%	50.0%	70.0%
目標達成度	40.0%	55.6%	50.0%	70.0%

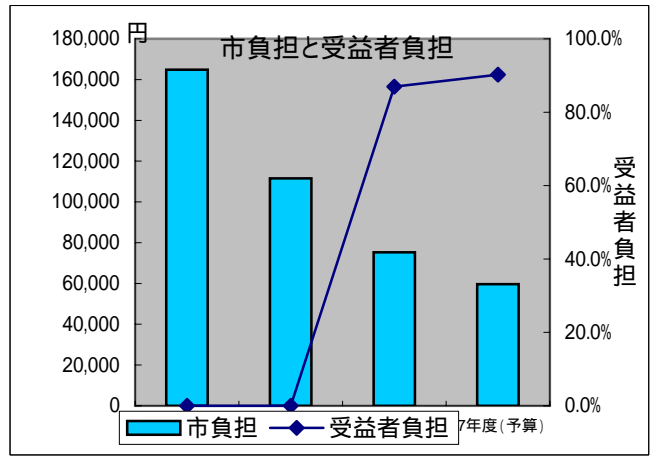
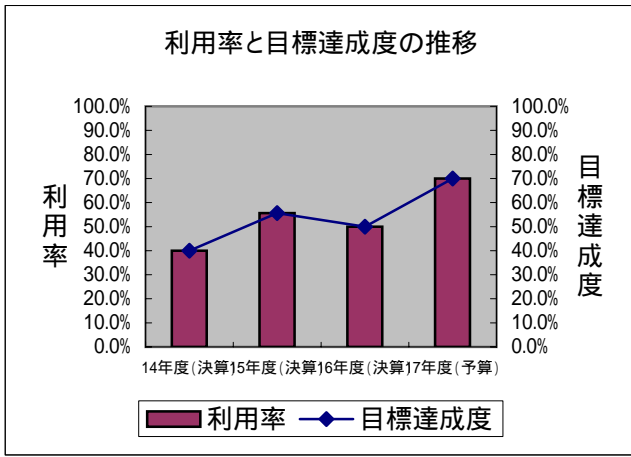
効率性評価

年間経費

(千円)	
建設費	0
用地費	0

区分		14年度(決算)	15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)
資本的経費	公債費				
	計	0	0	0	0
経常経費	正規職員数	1	1	1	1
	人件費	6,952	6,651	6,294	8,133
	事業費	26,016	24,361	28,109	30,071
	計(B)	32,968	31,012	34,403	38,204
総経費(C)		32,968	31,012	34,403	38,204
最大利用年間収入(D) 1		0	0	29,915	34,479
減免非適用の場合の実収入				20,939	26,559
実収入(E)				15,588	17,319
受益者負担率	対経常経費(D)/(B)	0.0%	0.0%	87.0%	90.2%
	対総経費(D)/(C)	0.0%	0.0%	87.0%	90.2%
利用1件当たりの市負担((C-E)/A)		165	112	75	60

1 最大利用年間収入には、減免制度について考慮せず、すべての利用において満額の収入があることを想定してください。

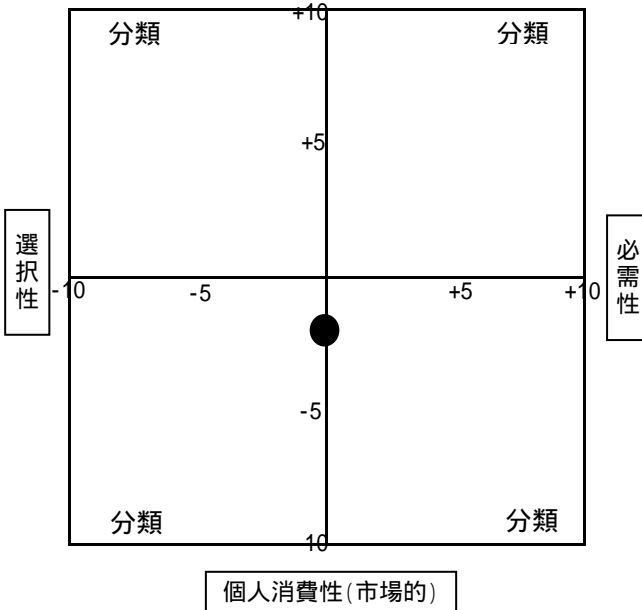


事業領域評価

類似施設	施設名	運営主体	総利用件数(年間)	利用料金
行政	泉南市留守家庭児童会	泉南市	284人	4000円
民間	熊取学童保育所	NPO熊取こどもとおとなのネットワーク	376人(1年～6年)	12000円

公共性評価

共同消費性(公益性)



分類 選択・個人消費性(市場的)

人によって必要性がことなり、民間にもあるサービス。
個人的な利益に関わるが、格別欠かせられないということではないサービスが含まれる領域。

個人消費性(市場的)

総合評価

目標達成度	今年度10月より、全校区での実施した。
効率性	最大利用件数、目標数とも、14年度320、15年度360、16年度420と移行している点を配慮に入れ、利用率は65%から70%増加傾向にある。
公共性	子育て支援、少子化対策において、必要な施設であるが、民力での柔軟なサービス提供も視野におきたい。

公の施設評価調書

N01

入力は、 のセルのみです。

施設の概要

施設名称	阪南市立総合体育館		所管担当課	スポーツ振興課																																																																			
施設所在地	阪南市光陽台1丁目17番24号																																																																						
施設開設時期	昭和57	年度	増改築時期		年度																																																																		
耐用年数	50	年	残存年数	27	年																																																																		
運営形態	直営																																																																						
施設設置目的	市民の体育およびスポーツの振興を図り、もって市民の健康並びに体力の向上を促進するため																																																																						
施設設置根拠法令等	スポーツ振興法、阪南市立総合体育館条例																																																																						
施設の概要	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>事業概要</td> <td colspan="5">体育教室、障害児者スポーツ教室、ファミリーニュースポーツ大会、みんなのスポーツ祭、体力テスト、総合体育大会</td> </tr> <tr> <td>規模</td> <td>延床面積</td> <td>4,068</td> <td>m²</td> <td>敷地面積</td> <td>15,948 m²</td> </tr> <tr> <td>施設の内容</td> <td colspan="5">大体育室(1)、小体育室(1)、トレーニング室(1)、会議室(1)等</td> </tr> <tr> <td>開館時間</td> <td colspan="5">午前9時～午後9時</td> </tr> <tr> <td>休館日</td> <td colspan="5">毎週火曜日、祝日の翌日</td> </tr> <tr> <td>施設利用の予約方法及び解約方法</td> <td colspan="5">団体使用は体育館使用許可申請書で申請、解約は使用取消し申請書を提出、個人使用は入場券を購入</td> </tr> <tr> <td>施設利用対象者</td> <td colspan="5">阪南市在住、在勤、在学者、他市の方も利用可能</td> </tr> <tr> <td>対象者規模(H17.3.31)</td> <td colspan="5">個人使用26,081名、団体使用1,711団体(35,804人)</td> </tr> <tr> <td>対象者規模(当初)</td> <td colspan="5">個人使用11,500名、団体使用455団体</td> </tr> <tr> <td>将来予測</td> <td colspan="5">トレーニング室の利用は個人の健康志向の為増加が見込まれる</td> </tr> <tr> <td>利用料</td> <td>有</td> <td>減免制度</td> <td>有</td> <td>有</td> <td>有</td> </tr> </table>					事業概要	体育教室、障害児者スポーツ教室、ファミリーニュースポーツ大会、みんなのスポーツ祭、体力テスト、総合体育大会					規模	延床面積	4,068	m ²	敷地面積	15,948 m ²	施設の内容	大体育室(1)、小体育室(1)、トレーニング室(1)、会議室(1)等					開館時間	午前9時～午後9時					休館日	毎週火曜日、祝日の翌日					施設利用の予約方法及び解約方法	団体使用は体育館使用許可申請書で申請、解約は使用取消し申請書を提出、個人使用は入場券を購入					施設利用対象者	阪南市在住、在勤、在学者、他市の方も利用可能					対象者規模(H17.3.31)	個人使用26,081名、団体使用1,711団体(35,804人)					対象者規模(当初)	個人使用11,500名、団体使用455団体					将来予測	トレーニング室の利用は個人の健康志向の為増加が見込まれる					利用料	有	減免制度	有	有	有
事業概要	体育教室、障害児者スポーツ教室、ファミリーニュースポーツ大会、みんなのスポーツ祭、体力テスト、総合体育大会																																																																						
規模	延床面積	4,068	m ²	敷地面積	15,948 m ²																																																																		
施設の内容	大体育室(1)、小体育室(1)、トレーニング室(1)、会議室(1)等																																																																						
開館時間	午前9時～午後9時																																																																						
休館日	毎週火曜日、祝日の翌日																																																																						
施設利用の予約方法及び解約方法	団体使用は体育館使用許可申請書で申請、解約は使用取消し申請書を提出、個人使用は入場券を購入																																																																						
施設利用対象者	阪南市在住、在勤、在学者、他市の方も利用可能																																																																						
対象者規模(H17.3.31)	個人使用26,081名、団体使用1,711団体(35,804人)																																																																						
対象者規模(当初)	個人使用11,500名、団体使用455団体																																																																						
将来予測	トレーニング室の利用は個人の健康志向の為増加が見込まれる																																																																						
利用料	有	減免制度	有	有	有																																																																		

目標達成度評価

施設利用状況

最大利用件数	92,000
目標利用件数	64,000

区分	14年度(決算)	15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)
総利用件数(A)	62,909	59,533	61,885	62,000
利用状況				
	62,909	59,533	61,885	62,000
利用率	68.4%	64.7%	67.3%	67.4%
目標達成度	98.3%	93.0%	96.7%	96.9%

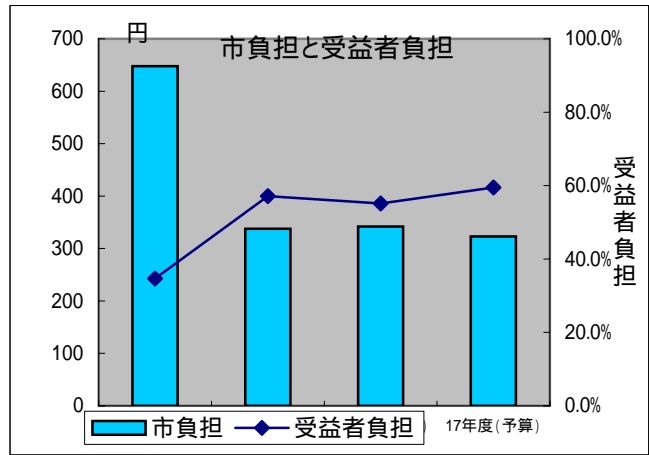
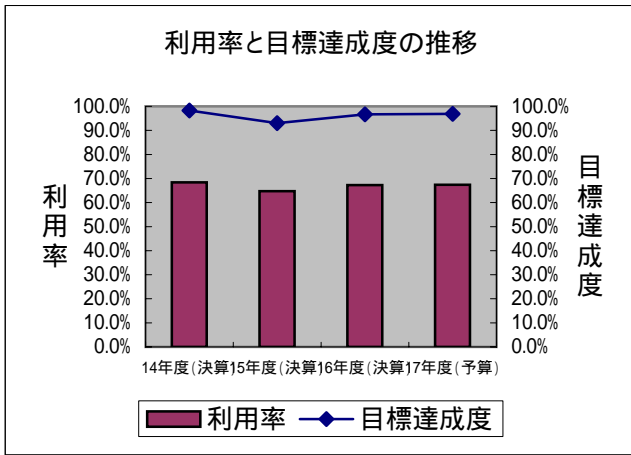
効率性評価

年間経費

(千円)	
建設費	799,950
用地費	0

区分		14年度(決算)	15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)
資本的経費	公債費	16,954	0	0	0
	計	16,954	0	0	0
経常経費	正規職員数	0.1	0.1	0.2	0.2
	人件費	869	831	1,574	1,627
	事業費	30,069	28,218	28,536	26,278
	計(B)	30,938	29,049	30,110	27,905
総経費(C)		47,892	29,049	30,110	27,905
最大利用年間収入(D) ¹		16,600	16,600	16,600	16,600
減免非適用の場合の実収入		9,602	12,033	12,058	10,606
実収入(E)		7,134	8,940	8,959	7,880
受益者負担率	対経常経費(D)/(B)	53.7%	57.1%	55.1%	59.5%
	対総経費(D)/(C)	34.7%	57.1%	55.1%	59.5%
利用1件当たりの市負担((C-E)/A)		0.6	0.3	0.3	0.3

1 最大利用年間収入には、減免制度について考慮せず、すべての利用において満額の収入があることを想定してください。

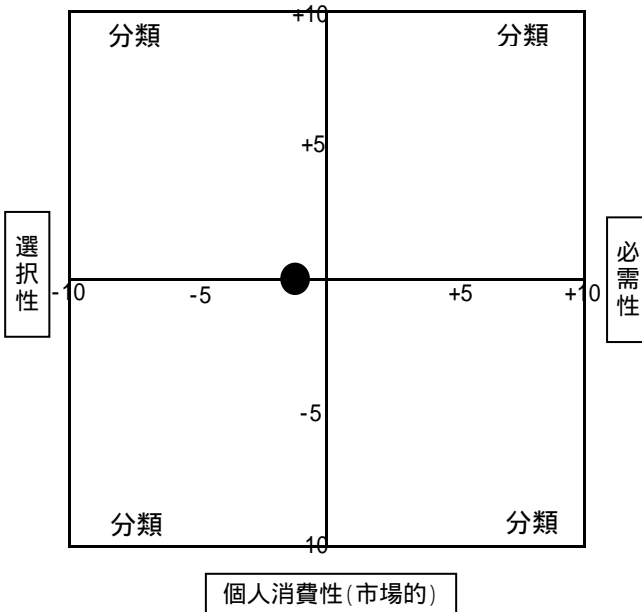


事業領域評価

類似施設	施設名	運営主体	総利用件数(年間)	利用料金
行政	泉南市立市民体育館	泉南市	50,936人	2,875,910円
民間				

公共性評価

共同消費性(公益性)



分類	選択・共同消費性(非市場的)
	人によって必要性が異なるが、民間にあまりないサービス。 より多くの人たちが利益を受けるが、欠かせられないかどうかはサービスを提供する人、される人の中で考えることができるようなサービスが含まれる領域。

個人消費性(市場的)

総合評価

目標達成度	総合体育館における利用率が60%台となっている。平日の昼の個人使用が少ない為
効率性	最大利用定員を確保した場合との収入差は、400万以上となっている。
公共性	民間の類似施設が存在しない個人消費性・公益性の中間の領域である。

公の施設評価調書

N01

入力は、 のセルのみです。

施設の概要

施設名称	阪南中央グラウンド他1グラウンド	所管担当課	スポーツ振興課
施設所在地	阪南市光陽台1丁目17番24号、		
施設開設時期	昭和50	年度	増改築時期
耐用年数	25	年	残存年数
運営形態	直営		
施設設置目的	市民の健康と体力を増強し、文化的生活の向上とスポーツの振興に寄与するため		
施設設置根拠法令等	スポーツ振興法、阪南市運動広場の設置及び管理に関する条例		
施設の概要	事業概要		
	みんなのスポーツ祭、パタンク大会		
規模	延床面積	m ²	敷地面積
			11,880 m ²
施設の内容	グラウンド(1)、便所(1)、管理棟(1)等		
開館時間	午前9時～午後7時		
休館日	12月29日から翌年の1月4日まで		
施設利用の予約方法及び解約方法	運動広場等使用許可申請書で申請、解約は使用取消し申請書を提出		
施設利用対象者	阪南市在住、在勤、在学者		
対象者規模(H17.3.31)	中央グラウンド1,475件、光陽台グラウンド375件		
対象者規模(当初)	中央グラウンド1,600件、光陽台グラウンド400件		
将来予測	施設の利用団体は、概ね限定されている為今後は横ばいと予想		
利用料	有	減免制度	有

目標達成度評価

施設利用状況

最大利用件数	1,680
目標利用件数	1,600

区分	14年度(決算)	15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)
総利用件数(A)	1,339	1,447	1,475	1,500
利用状況				
	1,339	1,447	1,475	1,500
利用率	79.7%	86.1%	87.8%	89.3%
目標達成度	83.7%	90.4%	92.2%	93.8%

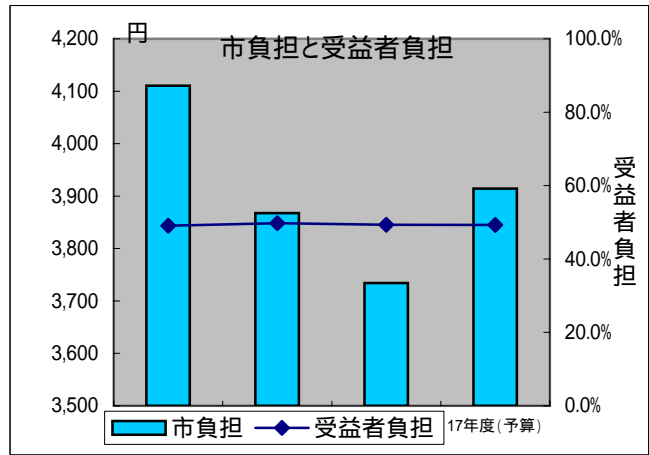
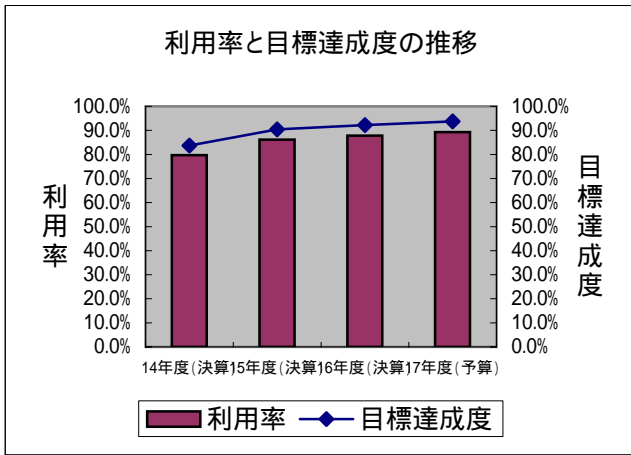
効率性評価

年間経費

(千円)	
建設費	
用地費	

区分		14年度(決算)	15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)
資本的経費	公債費				
	計	0	0	0	0
経常経費	正規職員数	0.1	0.1	0.1	0.1
	人件費	869	831	787	813
	事業費	5,982	5,922	6,024	6,005
	計(B)	6,851	6,753	6,811	6,818
総経費(C)		6,851	6,753	6,811	6,818
最大利用年間収入(D) 1		3,360	3,360	3,360	3,360
減免非適用の場合の実収入		1,951	1,761	1,907	1,551
実収入(E)		1,347	1,157	1,303	947
受益者負担率	対経常経費(D)/(B)	49.0%	49.8%	49.3%	49.3%
	対総経費(D)/(C)	49.0%	49.8%	49.3%	49.3%
利用1件当たりの市負担((C-E)/A)		4	4	4	4

1 最大利用年間収入には、減免制度について考慮せず、すべての利用において満額の収入があることを想定してください。

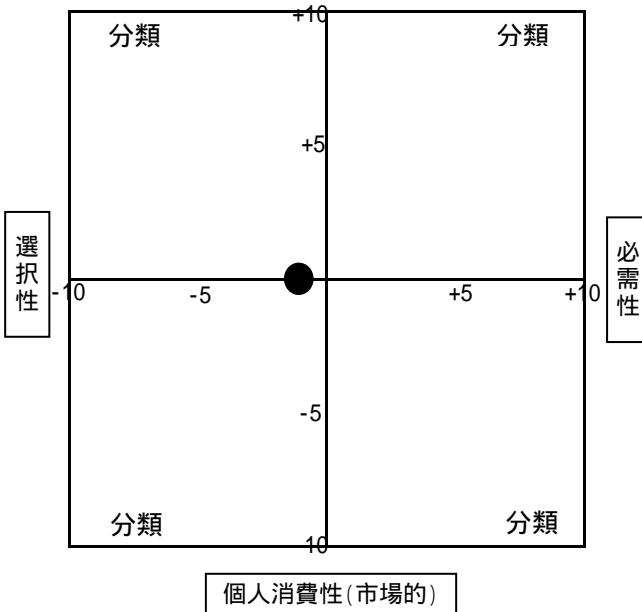


事業領域評価

類似施設	施設名	運営主体	総利用件数(年間)	利用料金
行政	サザンスタジアム	泉南市	418	2,274,670
民間				

公共性評価

共同消費性(公益性)



分類	選択・共同消費性(非市場的)
	人によって必要性が異なるが、民間にあまりないサービス。 より多くの人たちが利益を受けるが、欠かせられないかどうかはサービスを提供する人、される人の中で考えることができるようなサービスが含まれる領域。

総合評価

目標達成度	中央グラウンドにおける利用率が80%強となっている。
効率性	最大利用定員を確保した場合との収入差は200万程度となっている。
公共性	民間の類似施設が存在しない個人消費性・公益性の中間の領域である。

公の施設評価調書

N01

入力は、 のセルのみです。

施設の概要

施設名称	阪南市立桑畑総合グラウンド	所管担当課	スポーツ振興課																																																
施設所在地	阪南市桑畑430番地																																																		
施設開設時期	平成4	年度	増改築時期																																																
耐用年数	25	年	残存年数																																																
運営形態	直営																																																		
施設設置目的	市民の健康と体力を増強し、文化的生活の向上とスポーツの振興に寄与するため																																																		
施設設置根拠法令等	スポーツ振興法、阪南市立桑畑総合グラウンド条例																																																		
施設の概要	<table border="1"> <tr> <td>事業概要</td> <td colspan="3">阪南市総合体育大会、阪南市健康マラソン大会</td> </tr> <tr> <td>規模</td> <td>延床面積</td> <td>171 m²</td> <td>敷地面積</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>21,624 m²</td> </tr> <tr> <td>施設の内容</td> <td colspan="3">多目的グラウンド(1)、テニスコート(1)、管理棟(1)等</td> </tr> <tr> <td>開館時間</td> <td colspan="3">午前9時～午後9時</td> </tr> <tr> <td>休館日</td> <td colspan="3">12月29日から翌年の1月4日まで</td> </tr> <tr> <td>施設利用の予約方法及び解約方法</td> <td colspan="3">運動広場等使用許可申請書で申請、解約は使用取消し申請書を提出</td> </tr> <tr> <td>施設利用対象者</td> <td colspan="3">阪南市在住、在勤、在学者</td> </tr> <tr> <td>対象者規模(H17.3.31)</td> <td colspan="3">桑畑グラウンド1,471件、テニスコート3,028件</td> </tr> <tr> <td>対象者規模(当初)</td> <td colspan="3">桑畑グラウンド1,421件、テニスコート2,560件</td> </tr> <tr> <td>将来予測</td> <td colspan="3">施設の利用団体は、概ね限定されている為今後は横ばいと予想</td> </tr> <tr> <td>利用料</td> <td>有</td> <td>減免制度</td> <td>有</td> </tr> </table>			事業概要	阪南市総合体育大会、阪南市健康マラソン大会			規模	延床面積	171 m ²	敷地面積				21,624 m ²	施設の内容	多目的グラウンド(1)、テニスコート(1)、管理棟(1)等			開館時間	午前9時～午後9時			休館日	12月29日から翌年の1月4日まで			施設利用の予約方法及び解約方法	運動広場等使用許可申請書で申請、解約は使用取消し申請書を提出			施設利用対象者	阪南市在住、在勤、在学者			対象者規模(H17.3.31)	桑畑グラウンド1,471件、テニスコート3,028件			対象者規模(当初)	桑畑グラウンド1,421件、テニスコート2,560件			将来予測	施設の利用団体は、概ね限定されている為今後は横ばいと予想			利用料	有	減免制度	有
事業概要	阪南市総合体育大会、阪南市健康マラソン大会																																																		
規模	延床面積	171 m ²	敷地面積																																																
			21,624 m ²																																																
施設の内容	多目的グラウンド(1)、テニスコート(1)、管理棟(1)等																																																		
開館時間	午前9時～午後9時																																																		
休館日	12月29日から翌年の1月4日まで																																																		
施設利用の予約方法及び解約方法	運動広場等使用許可申請書で申請、解約は使用取消し申請書を提出																																																		
施設利用対象者	阪南市在住、在勤、在学者																																																		
対象者規模(H17.3.31)	桑畑グラウンド1,471件、テニスコート3,028件																																																		
対象者規模(当初)	桑畑グラウンド1,421件、テニスコート2,560件																																																		
将来予測	施設の利用団体は、概ね限定されている為今後は横ばいと予想																																																		
利用料	有	減免制度	有																																																

目標達成度評価

施設利用状況

最大利用件数	2,513
目標利用件数	1,600

区分	14年度(決算)	15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)
総利用件数(A)	1,409	1,497	1,471	1,500
利用状況				
	1,409	1,497	1,471	1,500
利用率	56.1%	59.6%	58.5%	59.7%
目標達成度	88.1%	93.6%	91.9%	93.8%

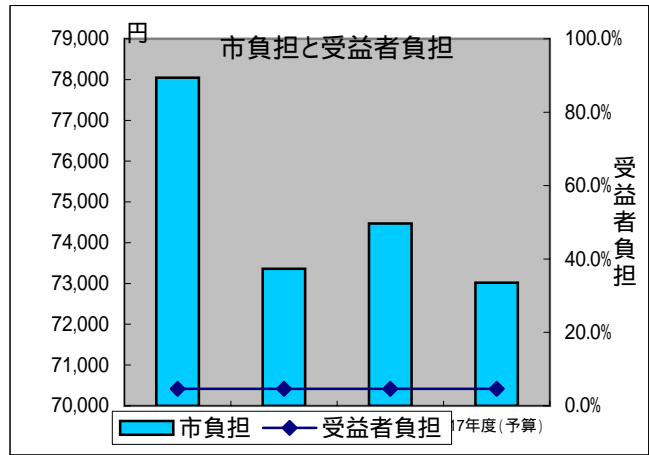
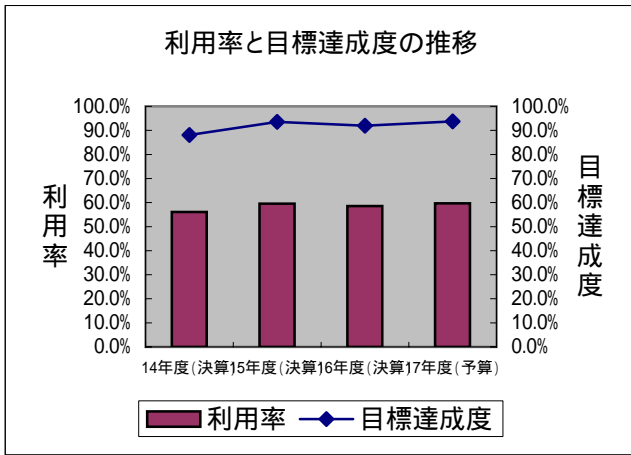
効率性評価

年間経費

(千円)	
建設費	358,600
用地費	179,300

区分		14年度(決算)	15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)
資本的経費	公債費	103,464	103,464	103,464	103,464
	計	103,464	103,464	103,464	103,464
経常経費	正規職員数	0.15	0.15	0.15	0.15
	人件費	1,304	1,247	1,180	1,220
	事業費	6,301	6,114	6,024	6,005
	計(B)	7,605	7,361	7,204	7,225
総経費(C)		111,069	110,825	110,668	110,689
最大利用年間収入(D) 1		5,140	5,140	5,140	5,140
減免非適用の場合の実収入		1,754	1,600	1,787	1,849
実収入(E)		1,103	1,006	1,124	1,163
受益者負担率	対経常経費(D)/(B)	67.6%	69.8%	71.3%	71.1%
	対総経費(D)/(C)	4.6%	4.6%	4.6%	4.6%
利用1件当たりの市負担((C-E)/A)		78	73	74	73

1 最大利用年間収入には、減免制度について考慮せず、すべての利用において満額の収入があることを想定してください。

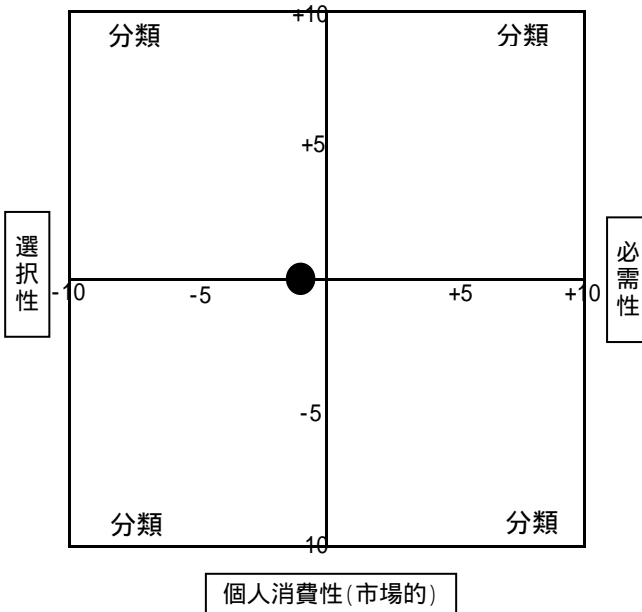


事業領域評価

類似施設	施設名	運営主体	総利用件数(年間)	利用料金
行政	サザンスタジアム	泉南市	418	2,274,670
民間				

公共性評価

共同消費性(公益性)



分類	選択・共同消費性(非市場的)
	人によって必要性が異なるが、民間にあまりないサービス。 より多くの人たちが利益を受けるが、欠かせられないかどうかはサービスを提供する人、される人の間で考えることができるようなサービスが含まれる領域。

総合評価

目標達成度	桑畑グラウンドにおける利用率が60%弱となっている。これは、平日の昼の個人使用が少ない為。
効率性	最大利用定員を確保した場合との収入差は400万以上となっている。
公共性	民間の類似施設が存在しない個人消費性・公益性の中間の領域である。

公の施設評価調書

N01

入力は、 のセルのみです。

施設の概要

施設名称	阪南市営中央プール他5プール		所管担当課	スポーツ振興課	
施設所在地	阪南市光陽台1丁目17番24号				
施設開設時期	昭和58	年度	増改築時期		年度
耐用年数	25	年	残存年数	3	年
運営形態	直営				
施設設置目的	一般市民、特に青少年の健康の増進と心身の向上を図り、水難を防止する為				
施設設置根拠法令等	スポーツ振興法、阪南市営プール設置及び管理に関する条例				
施設の概要	事業概要 上荘プールは、目標達成度評価及び効率性評価には含むが、学校プールであるため、指定管理者制度導入対象外とする。				
規模	延床面積	425	m ²	敷地面積	1,541
施設の内容	機械室(1)倉庫(1)更衣室(1)便所(1)等				
開館時間	午前9時～午後4時				
休館日	6月25日から8月10日以外の日				
施設利用の予約方法及び解約方法	団体使用は、市営プール専用許可申請書を提出、個人は入場券を購入、解約方法は規定無				
施設利用対象者	阪南市在住、在勤、在学者、他市の方も利用可能				
対象者規模(H17.3.31)	一般開放6,141件、団体使用32,588人				
対象者規模(当初)	一般開放35,000件、団体使用45,000件				
将来予測	施設の利用は、レジャーが多様化している為減少と予想				
利用料	有		減免制度	有	

目標達成度評価

施設利用状況

最大利用件数	9,500
目標利用件数	7,000

区分	14年度(決算)	15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)
総利用件数(A)	6,624	5,508	6,141	5,540
利用状況				
	6,624	5,508	6,141	5,540
利用率	69.7%	58.0%	64.6%	58.3%
目標達成度	94.6%	78.7%	87.7%	79.1%

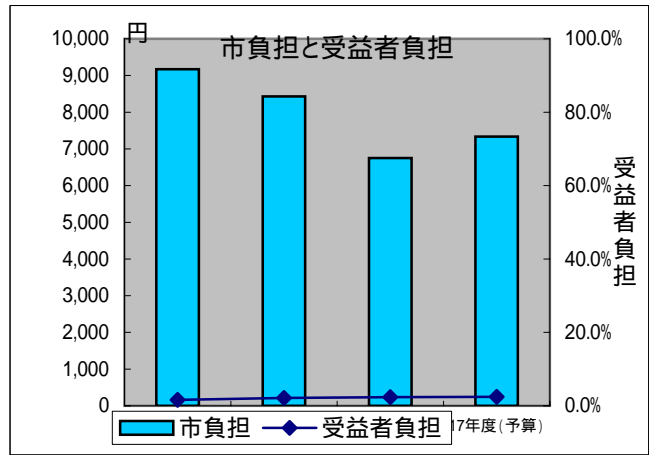
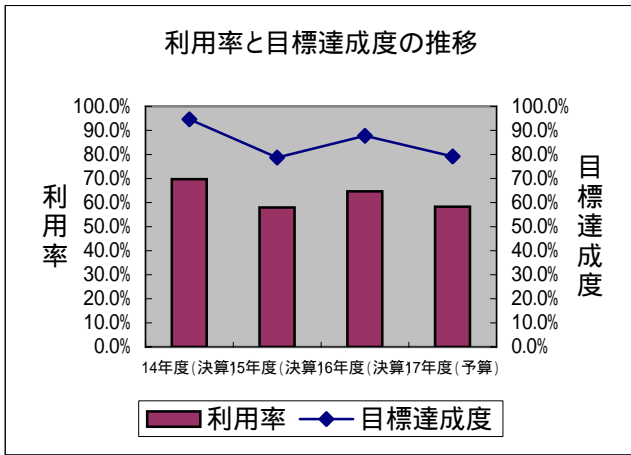
効率性評価

年間経費

(千円)	
建設費	61,800
用地費	0

区分		14年度(決算)	15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)
資本的経費	公債費	45,166	31,259	25,862	25,862
	計	45,166	31,259	25,862	25,862
経常経費	正規職員数	0.1	0.1	0.25	0.25
	人件費	869	831	1,967	2,033
	事業費	15,463	14,927	14,283	13,352
	計(B)	16,332	15,758	16,250	15,385
総経費(C)		61,498	47,017	42,112	41,247
最大利用年間収入(D) ¹		1,000	1,000	1,000	1,000
減免非適用の場合の実収入		740	596	662	620
実収入(E)		740	596	662	620
受益者負担率	対経常経費(D)/(B)	6.1%	6.3%	6.2%	6.5%
	対総経費(D)/(C)	1.6%	2.1%	2.4%	2.4%
利用1件当たりの市負担((C-E)/A)		9	8	7	7

1 最大利用年間収入には、減免制度について考慮せず、すべての利用において満額の収入があることを想定してください。

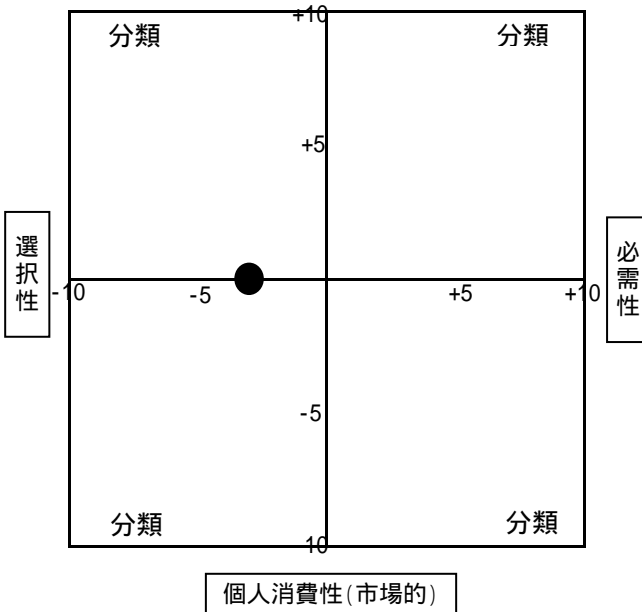


事業領域評価

類似施設	施設名	運営主体	総利用件数(年間)	利用料金
行政	市民プール	泉南市	1,708	978,000
民間				

公共性評価

共同消費性(公益性)



分類	選択・共同消費性(非市場的)
	人によって必要性が異なるが、民間にあまりないサービス。 より多くの人たちが利益を受けるが、欠かせられないかどうかはサービスを提供する人、される人の間で考えることができるようなサービスが含まれる領域。

総合評価

目標達成度	市営プールにおける利用率が80%弱となっている。しかし、日曜日の利用が低い。
効率性	最大利用定員を確保した場合との収入差は40万前後となっている。
公共性	民間の類似施設が存在する個人消費性・私益性の領域である。

公の施設評価調書

N01

入力は、 のセルのみです。

施設の概要

施設名称	阪南市立テニスコート		所管担当課	スポーツ振興課	
施設所在地	阪南市鳥取中32番地				
施設開設時期	昭和55	年度	増改築時期		年度
耐用年数	25	年	残存年数	0	年
運営形態	直営				
施設設置目的	市民の体位の向上及び健康の増進を図り、社会体育振興の推進に寄与する為				
施設設置根拠法令等	スポーツ振興法、阪南市立テニスコート条例				
施設の概要					
事業概要	該当事業無				
規模	延床面積		m ²	敷地面積	2,223 m ²
施設の内容	倉庫(1)更衣室(1)便所(1)等				
開館時間	午前9時～午後5時				
休館日	12月29日から翌年の1月4日まで				
施設利用の予約方法及び解約方法	運動広場等使用許可申請書で申請、解約は使用取消し申請書を提出				
施設利用対象者	阪南市在住、在勤、在学者				
対象者規模(H17.3.31)	個人使用903件				
対象者規模(当初)	個人使用1,600件				
将来予測	施設の利用者は、概ね限定されている為今後は横ばいと予想				
利用料	有	減免制度	有		

目標達成度評価

施設利用状況

最大利用件数	2,688
目標利用件数	1,000

区分	14年度(決算)	15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)
総利用件数(A)	912	734	903	950
利用状況				
	912	734	903	950
利用率	33.9%	27.3%	33.6%	35.3%
目標達成度	91.2%	73.4%	90.3%	95.0%

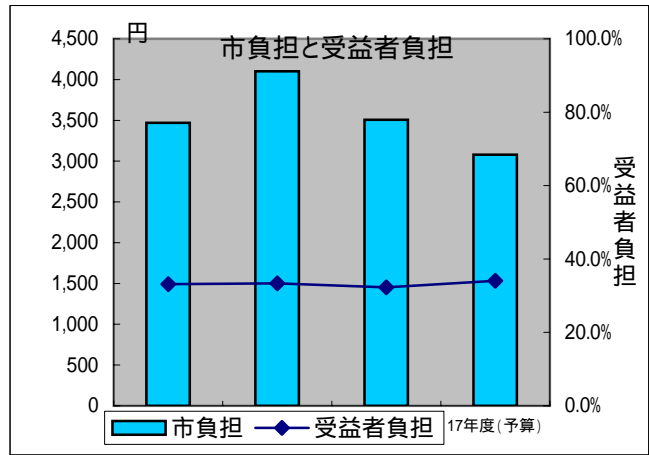
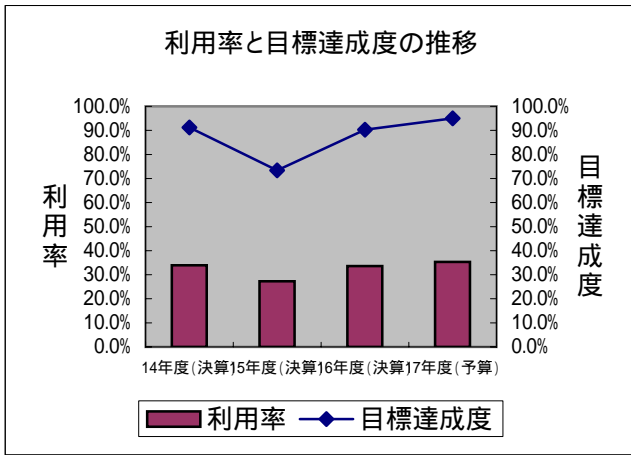
効率性評価

年間経費

(千円)	
建設費	
用地費	

区分		14年度(決算)	15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)
資本的経費	公債費				
	計	0	0	0	0
経常経費	正規職員数	0.1	0.1	0.1	0.1
	人件費	869	831	787	813
	事業費	3,188	3,195	3,379	3,135
	計(B)	4,057	4,026	4,166	3,948
総経費(C)		4,057	4,026	4,166	3,948
最大利用年間収入(D) ¹		1,344	1,344	1,344	1,344
減免非適用の場合の実収入		884	1,008	991	1,016
実収入(E)		892	1,016	999	1,024
受益者負担率	対経常経費(D)/(B)	33.1%	33.4%	32.3%	34.0%
	対総経費(D)/(C)	33.1%	33.4%	32.3%	34.0%
利用1件当たりの市負担((C-E)/A)		3	4	4	3

1 最大利用年間収入には、減免制度について考慮せず、すべての利用において満額の収入があることを想定してください。

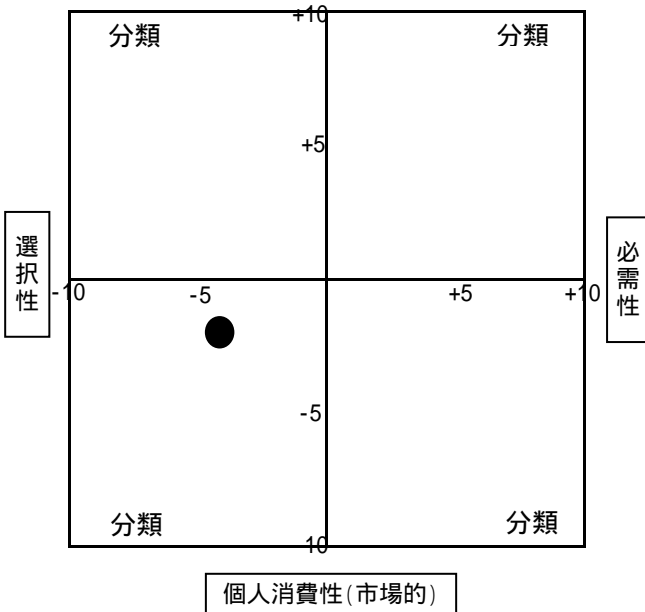


事業領域評価

類似施設	施設名	運営主体	総利用件数(年間)	利用料金
行政	泉南市立双子川テニスコート	泉南市		1200円
民間				

公共性評価

共同消費性(公益性)



分類

選択・個人消費性(市場的)

人によって必要性がことなり、民間にもあるサービス。
個人的な利益に関わるが、格別欠かせられないということではないサービスが含まれる領域。

個人消費性(市場的)

総合評価

目標達成度	市立テニスコートにおける利用率が30%強となっている。人工芝でないため利用が低い。
効率性	最大利用定員を確保した場合との収入差は30万強となっている。
公共性	民間の類似施設が存在する個人消費性・私益性の領域である。

公の施設評価調書

N01

入力は、 のセルのみです。

施設の概要

施設名称	阪南市ゲートボール憩いの広場	所管担当課	スポーツ振興課
施設所在地	阪南市自然田1457番地		
施設開設時期	昭和58	年度	増改築時期
耐用年数	25	年	残存年数
運営形態	直営		
施設設置目的	市民に健全な憩いの場を提供し、ゲートボール等により健康と体力の増強を図る。		
施設設置根拠法令等	スポーツ振興法、阪南市憩いの広場条例		

施設の概要

事業概要	該当事業無		
規模	延床面積	0	m ² 敷地面積
			1,989
			m ²
施設の内容	ゲートボール場のみ		
開館時間	条例上規定無		
休館日	条例上規定無		
施設利用の予約方法及び解約方法	条例上規定無		
施設利用対象者	条例上規定無		
対象者規模(H17.3.31)	設定無		
対象者規模(当初)	設定無		
将来予測	利用者の把握をしていない		
利用料	無	減免制度	無

目標達成度評価

施設利用状況

最大利用件数
目標利用件数

区分	14年度(決算)	15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)
総利用件数(A)	0	0	0	0
利用状況				
利用率	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
目標達成度	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!

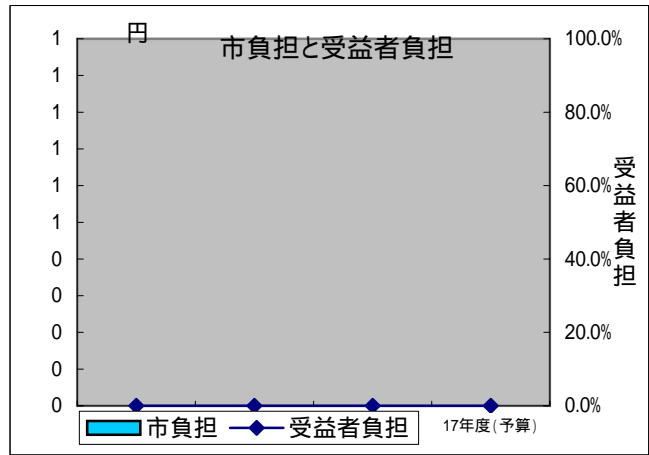
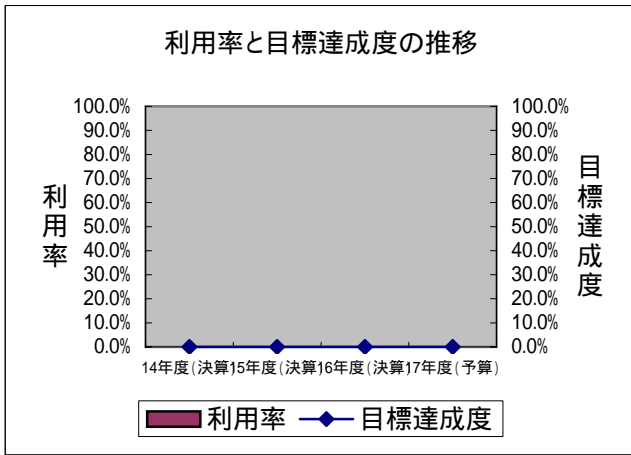
効率性評価

年間経費

(千円)
建設費
用地費

区分		14年度(決算)	15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)
資本的経費	公債費				
	計	0	0	0	0
経常経費	正規職員数	0.1	0.1	0.01	0.01
	人件費	869	831	79	81
	事業費	41	41	42	278
	計(B)	910	872	121	359
総経費(C)		910	872	121	359
最大利用年間収入(D) ¹		0	0	0	0
減免非適用の場合の実収入		0	0	0	0
実収入(E)		0	0	0	0
受益者負担率	対経常経費(D)/(B)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	対総経費(D)/(C)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
利用1件当たりの市負担((C-E)/A)		#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!

1 最大利用年間収入には、減免制度について考慮せず、すべての利用において満額の収入があることを想定してください。

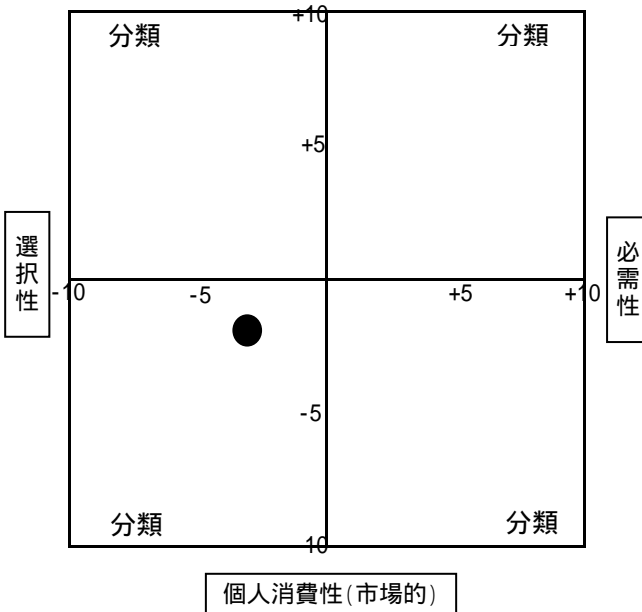


事業領域評価

類似施設	施設名	運営主体	総利用件数(年間)	利用料金
行政				
民間				

公共性評価

共同消費性(公益性)



分類	選択・個人消費性(市場的)
人によって必要性がことなり、民間にもあるサービス。 個人的な利益に関わるが、格別欠かせられないということではないサービスが含まれる領域。	

総合評価

目標達成度	設定していない。
効率性	
公共性	

公の施設評価調書

N01

入力は、 のセルのみです。

施設の概要

施設名称	阪南市立図書館		所管担当課	生涯学習部図書館	
施設所在地	阪南市尾崎町35番地の3				
施設開設時期	平成元	年度	増改築時期	年度	年度
耐用年数	50	年	残存年数	34	年
運営形態	直営				
施設設置目的	図書、記録その他必要な資料の収集、整理及び保存を行い、市民の利用に供し、その教養、調査研究等に資するため設置する				
施設設置根拠法令等	図書館法、阪南市立図書館条例				
施設の概要	16年度末の蔵書冊数約21万9千冊、貸出冊数約51万冊、市民1人あたりの年間貸出冊数約8.6冊で、他に「体験！1日図書館員」「おはなし会」「ブックスタート」「3歳からの絵本講座」等開催				
事業概要					
規模	延床面積	1,797	m ²	敷地面積	7,216
施設の内容	開架室(849m ²)、閉架書庫(186m ²)、視聴覚室				
開館時間	午前10時～午後5時(日～木)、午前10時～午後7時(金・土)				
休館日	水曜・祝日・月末資料整理日・年末年始				
施設利用の予約方法及び解約方法	図書の貸出には図書カードが必要(阪南市民、在学、在勤者)。閲覧は制限なし				
施設利用対象者	図書の貸出には図書カードが必要。入場閲覧は誰でもできる				
対象者規模(H17.3.31)	約6万人				
対象者規模(当初)	約5万4千人				
将来予測	阪南市の人口増に連動する				
利用料	無	減免制度	無		

目標達成度評価

施設利用状況

最大利用件数	510,215
目標利用件数	520,000

区分	14年度(決算)	15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)
総利用件数(A)	429,393	445,868	510,215	520,000
利用状況				
	429,393	445,868	510,215	520,000
利用率	84.2%	87.4%	100.0%	101.9%
目標達成度	82.6%	85.7%	98.1%	100.0%

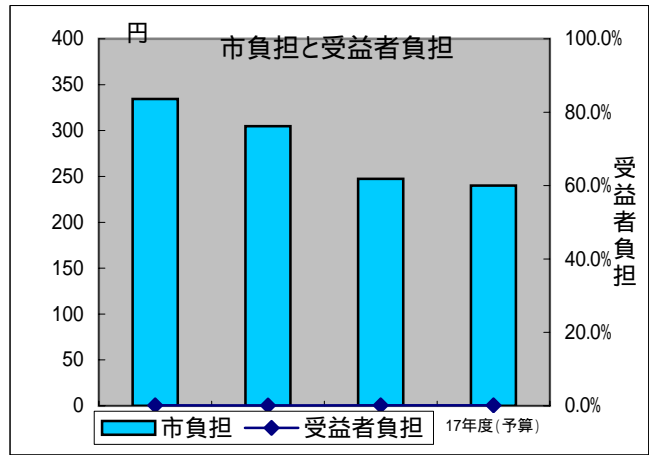
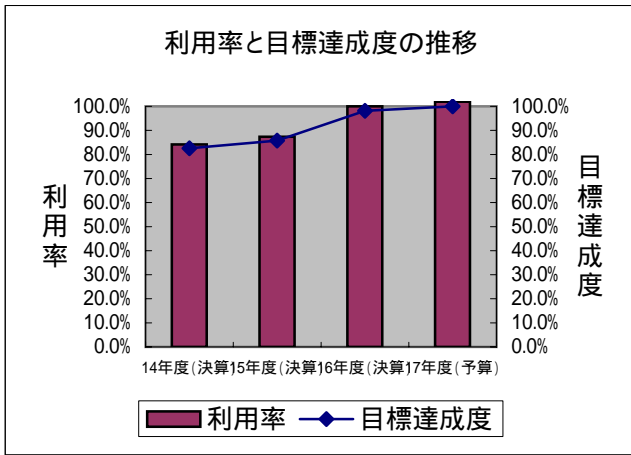
効率性評価

年間経費

(千円)	
建設費	2,338,770
用地費	

区分		14年度(決算)	15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)
資本的経費	公債費	37,988	37,988	37,988	37,988
	計	37,988	37,988	37,988	37,988
経常経費	正規職員数	8.0	7.9	7.4	7.4
	人件費	69,520	65,681	58,223	60,184
	事業費	36,246	32,305	30,206	26,846
	計(B)	105,766	97,986	88,429	87,030
総経費(C)		143,754	135,974	126,417	125,018
最大利用年間収入(D) ¹		159	90	173	159
減免非適用の場合の実収入		159	90	173	159
実収入(E)		159	90	173	159
受益者負担率	対経常経費(D)/(B)	0.2%	0.1%	0.2%	0.2%
	対総経費(D)/(C)	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
利用1件当たりの市負担((C-E)/A)		0.3	0.3	0.2	0.2

1 最大利用年間収入には、減免制度について考慮せず、すべての利用において満額の収入があることを想定してください。

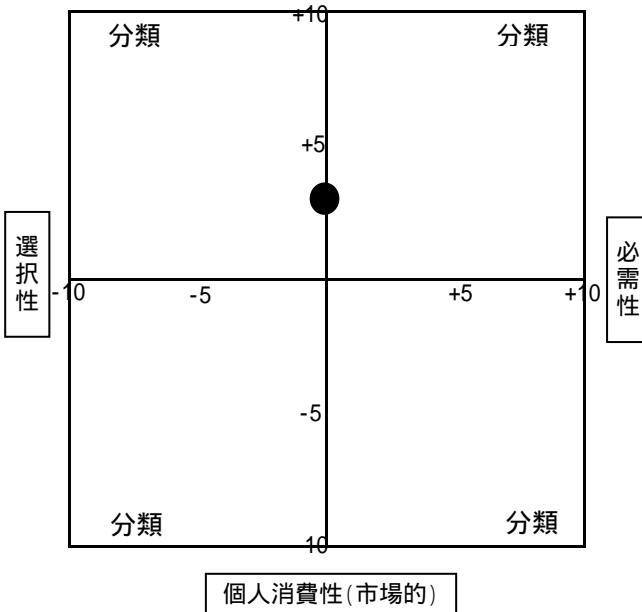


事業領域評価

類似施設	施設名	運営主体	総利用件数(年間)	利用料金
行政	貝塚市民図書館	直営	425,472	
民間				

公共性評価

共同消費性(公益性)



分類	必需・共同消費性(非市場的)
	専ら行政が提供するサービス。より多くの人たちが利益を受け、しかも日常欠かせられないサービスが含まれる領域。

総合評価

目標達成度	市民の要望に応える形で、平成16年度から貸出冊数制限を廃止し、目標値に迫っている。
効率性	年間来館者数22万人、貸出冊数51万冊と実績をあげ、市民への還元度からすると費用対効果率は高い。
公共性	誰もが利用でき、図書貸出無料の原則のとおり、専ら行政が提供すべきサービスである。

公の施設評価調書

N01

入力は、 のセルのみです。

施設の概要

施設名称	阪南市立文化センター		所管担当課	文化センター	
施設所在地	阪南市尾崎町35-3				
施設開設時期	平成元年	年度	増改築時期	年度	年度
耐用年数	50	年	残存年数	33	年
運営形態	直営				
施設設置目的	市民生活の向上と文化芸術の普及及び振興を図る。				
施設設置根拠法令等	阪南市立文化センター条例				
施設の概要	事業概要				
	能・コンサート・中学校高等学校音楽祭等				
規模	延床面積	6,686	m ²	敷地面積	7,216 m ²
施設の内容	大ホール(1)・小ホール(1)・リハーサル室(1)・和室(1)・展示室(1)・練習室(2)・楽屋(3)・楽屋事務室(1)・事務所(1)・レストラン				
開館時間	午前9時～午後10時				
休館日	水曜日・祝日の翌日・年末年始				
施設利用の予約方法及び解約方法	電話及び直接				
施設利用対象者	市民				
対象者規模(H17.3.31)	阪南市				
対象者規模(当初)	岸和田市以南				
将来予測	他の市町にも同様の施設が建設され、増加は見込めない。				
利用料	有		減免制度	有	

目標達成度評価

施設利用状況

最大利用件数	6,174
目標利用件数	4,321

区分	14年度(決算)	15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)
総利用件数(A)	2,657	2,452	2,702	2,778
利用状況				
	2,657	2,452	2,702	2,778
利用率	43.0%	39.7%	43.8%	45.0%
目標達成度	61.5%	56.7%	62.5%	64.3%

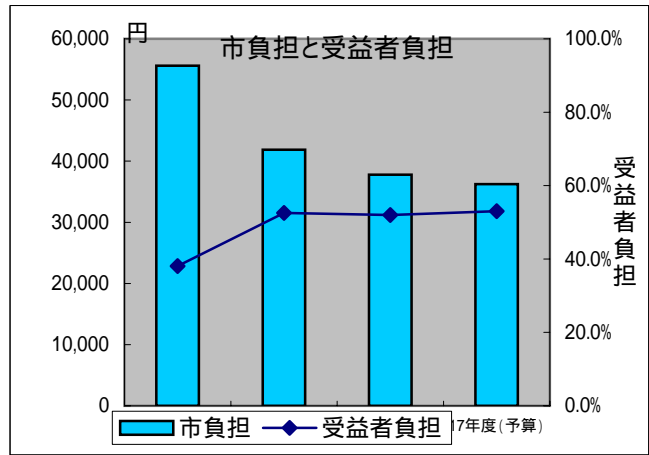
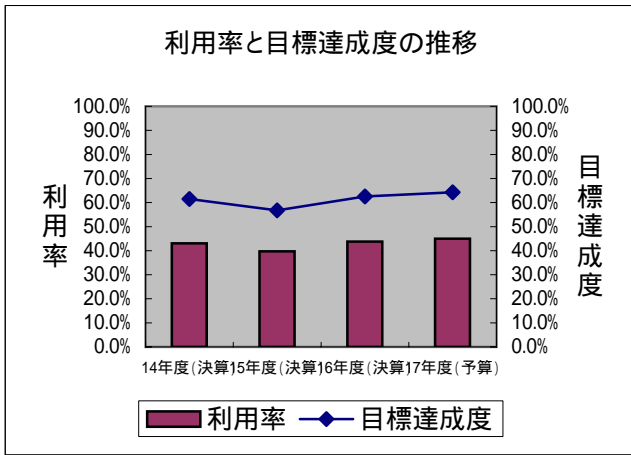
効率性評価

年間経費

(千円)	
建設費	2,338,770
用地費	

区分		14年度(決算)	15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)
資本的経費	公債費	0	0	0	0
	計	0	0	0	0
経常経費	正規職員数	4	4	4	4
	人件費	34,760	33,256	31,472	32,532
	事業費	122,103	80,381	83,478	80,139
	計(B)	156,863	113,637	114,950	112,671
総経費(C)		156,863	113,637	114,950	112,671
最大利用年間収入(D) 1		59,734	59,734	59,734	59,734
減免非適用の場合の実収入				19,947	18,569
実収入(E)		9,115	11,012	12,890	12,000
受益者負担率	対経常経費(D)/(B)	38.1%	52.6%	52.0%	53.0%
	対総経費(D)/(C)	38.1%	52.6%	52.0%	53.0%
利用1件当たりの市負担((C-E)/A)		56	42	38	36

1 最大利用年間収入には、減免制度について考慮せず、すべての利用において満額の収入があることを想定してください。

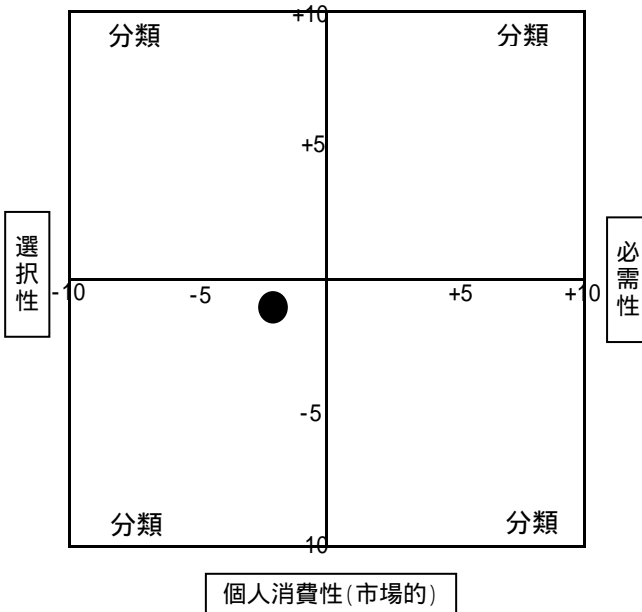


事業領域評価

類似施設	施設名	運営主体	総利用件数(年間)	利用料金
行政	ール・コスモシアター・泉の森	財団法人		
民間				

公共性評価

共同消費性(公益性)



分類

選択・個人消費性(市場的)

人によって必要性がことなり、民間にもあるサービス。
個人的な利益に関わるが、格別欠かせられないということではないサービスが含まれる領域。

総合評価

目標達成度	室の形態が異なるため、一概に達成度が低いとは言えない。
効率性	施設の維持管理経費に多額の費用を要するため、金額面での効率性は悪い。
公共性	個人の趣味・娯楽の領域。

公の施設評価調書

N01

入力は、 のセルのみです。

施設の概要

施設名称	阪南市立尾崎公民館		所管担当課	生涯学習部尾崎公民館	
施設所在地	阪南市尾崎町2-3-26				
施設開設時期	昭和39年	年度	増改築時期	年度	年度
耐用年数	50	年	残存年数	9	年
運営形態	一部委託				
施設設置目的	市民相互の交流と地域活動の振興に資するとともに、市民の文化の向上及び福祉に寄与するため、社会教育法第24条の規定に基づき、阪南市立公民館を設置する。				
施設設置根拠法令等	社会教育法・阪南市立公民館条例				
施設の概要	事業概要 ・社会教育法第22条 ・定期講座を開催 ・討論会、講習会、講演会、実習会、展示会を開催 ・各種の団体、機械等の連絡を図る ・集会その他の公共的利用に供する				
規模	延床面積	378	m ²	敷地面積	1,272 m ²
施設の内容	会議室等(4) 講堂(1) 和室(1) 料理実習室(1)				
開館時間	午前9時から午後10時				
休館日	毎週月曜日・祝日・祝日が月曜日の場合翌日も・年末年始				
施設利用の予約方法及び解約方法	窓口・電話予約				
施設利用対象者	公民館の役割は学習機会の提供であるため、特に規定はなし。				
対象者規模(H17.3.31)	31,791				
対象者規模(当初)	35,100				
将来予測	増加 生涯学習に対する市民の関心度が高い。				
利用料	有	減免制度	有	有	有

目標達成度評価

施設利用状況

最大利用件数	2,200
目標利用件数	2,100

区分	14年度(決算)	15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)
総利用件数(A)	1,980	2,038	2,061	2,100
利用状況				
	1,980	2,038	2,061	2,100
利用率	90.0%	92.6%	93.7%	95.5%
目標達成度	94.3%	97.0%	98.1%	100.0%

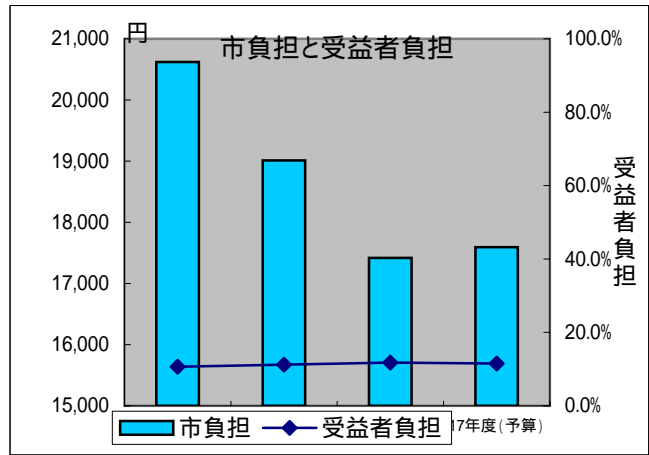
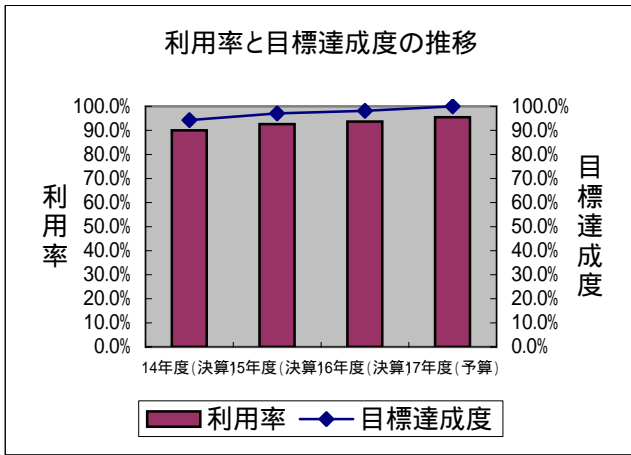
効率性評価

年間経費

(千円)	
建設費	
用地費	

区分		14年度(決算)	15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)
資本的経費	公債費				
	計	0	0	0	0
経常経費	正規職員数	4	4	4	4
	人件費	34,760	33,256	31,472	32,532
	事業費	6,534	6,061	5,833	5,663
	計(B)	41,294	39,317	37,305	38,195
総経費(C)		41,294	39,317	37,305	38,195
最大利用年間収入(D) 1		4,399	4,399	4,399	4,399
減免非適用の場合の実収入		3,118	3,826	4,399	3,911
実収入(E)		467	573	1,408	1,252
受益者負担率	対経常経費(D)/(B)	10.7%	11.2%	11.8%	11.5%
	対総経費(D)/(C)	10.7%	11.2%	11.8%	11.5%
利用1件当たりの市負担((C-E)/A)		21	19	17	18

1 最大利用年間収入には、減免制度について考慮せず、すべての利用において満額の収入があることを想定してください。

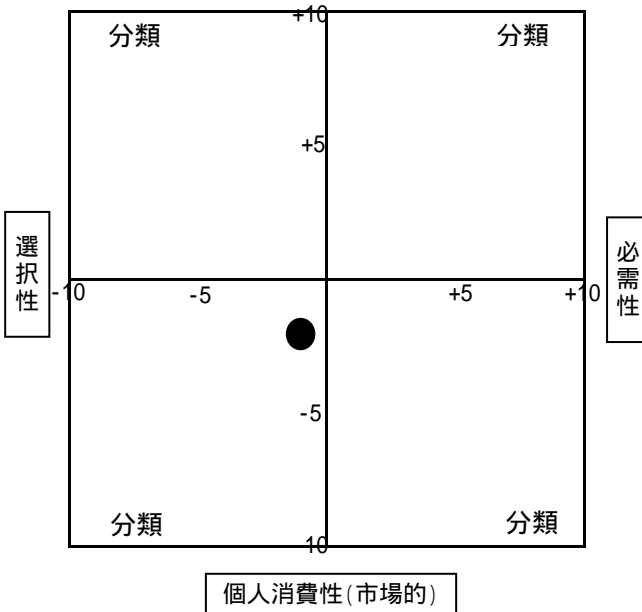


事業領域評価

類似施設	施設名	運営主体	総利用件数(年間)	利用料金
行政	泉南市立樽井公民館	直営	16年度 1,738件	1,013千円
民間	なし			

公共性評価

共同消費性(公益性)



分類 選択・個人消費性(市場的)
 人によって必要性がことなり、民間にもあるサービス。
 個人的な利益に関わるが、格別欠かせられないということではないサービスが含まれる領域。

総合評価

目標達成度	H16年度有料化につき、クラブ数は減少し利用率は下がったが、H17年度クラブ数増により上昇
効率性	年間一人当りの負担が約20千円前後で定額である。
公共性	民間に類似施設がなく、共同消費性・公益性の領域である。

公の施設評価調書

N01

入力は、 のセルのみです。

施設の概要

施設名称	阪南市立東鳥取公民館		所管担当課	東鳥取公民館	
施設所在地	阪南市自然田1464				
施設開設時期	昭和45	年度	増改築時期	平成2	年度
耐用年数	50	年	残存年数	15	年
運営形態	一部委託				
施設設置目的	市民相互の交流と地域活動の振興に資するとともに、市民の文化の向上及び福祉に寄与するため、社会教育法24条の規定に基づき、阪南市立公民館を設置する。				
施設設置根拠法令等	社会教育法、阪南市立公民館条例				
施設の概要	社会教育法第22条 定期講座を開催・討論会、講習会、講演会、実習会、展示会を開催・各種の団体、機関等の連絡を図る・集会その他の公的利用に供する				
事業概要	社会教育法第22条 定期講座を開催・討論会、講習会、講演会、実習会、展示会を開催・各種の団体、機関等の連絡を図る・集会その他の公的利用に供する				
規模	延床面積	1,170	m ²	敷地面積	1,272
施設の内容	会議室等(5) 講堂(1) 和室(2) 料理室(1) 茶室(1)				
開館時間	午前9時から午後10時				
休館日	毎週月曜日・祝日・祝日が月曜日の場合翌日も・年末年始				
施設利用の予約方法及び解約方法	窓口・電話予約ならびにインターネット施設予約利用申請による。				
施設利用対象者	公民館の役割は学習機会の提供であるため、特に規定はなし。				
対象者規模(H17.3.31)	16,933人				
対象者規模(当初)	17,000人				
将来予測	増加 生涯学習に対する市民の関心度が高い				
利用料	有		減免制度	有	

目標達成度評価

施設利用状況

最大利用件数	2,032
目標利用件数	2,000

区分	14年度(決算)	15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)
総利用件数(A)	2,002	2,032	1,716	1,800
利用状況				
	2,002	2,032	1,716	1,800
利用率	98.5%	100.0%	84.4%	88.6%
目標達成度	100.1%	101.6%	85.8%	90.0%

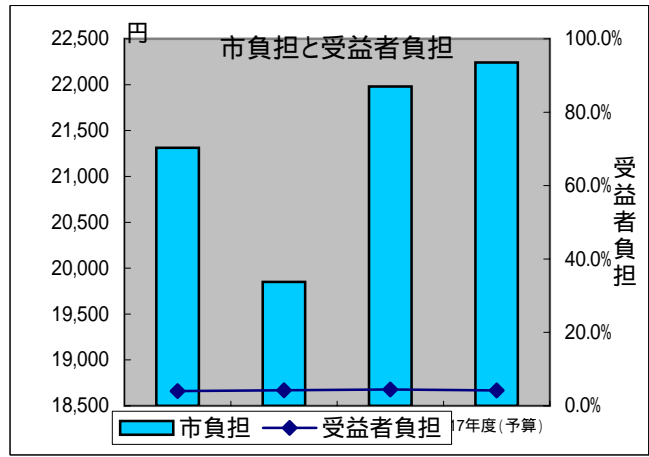
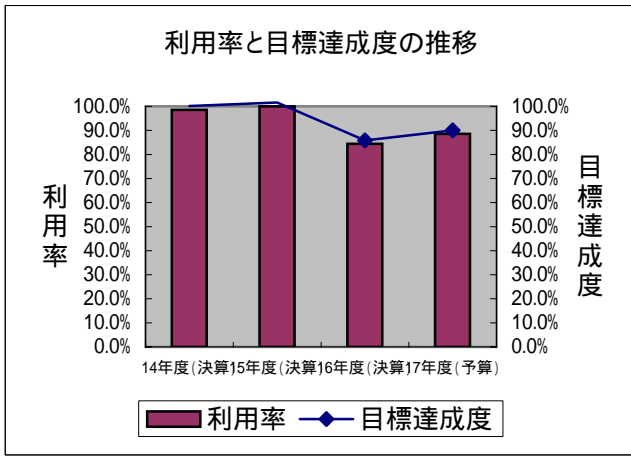
効率性評価

年間経費

(千円)
建設費
用地費

区分		14年度(決算)	15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)
資本的経費	公債費				
	計	0	0	0	0
経常経費	正規職員数	4	4	4	4
	人件費	34,760	33,256	31,472	32,532
	事業費	8,183	7,454	7,229	8,504
	計(B)	42,943	40,710	38,701	41,036
総経費(C)		42,943	40,710	38,701	41,036
最大利用年間収入(D) 1		1,724	1,724	1,724	1,724
減免非適用の場合の実収入		916	1,030	1,145	1,161
実収入(E)		275	376	984	1,000
受益者負担率	対経常経費(D)/(B)	4.0%	4.2%	4.5%	4.2%
	対総経費(D)/(C)	4.0%	4.2%	4.5%	4.2%
利用1件当たりの市負担((C-E)/A)		21	20	22	22

1 最大利用年間収入には、減免制度について考慮せず、すべての利用において満額の収入があることを想定してください。

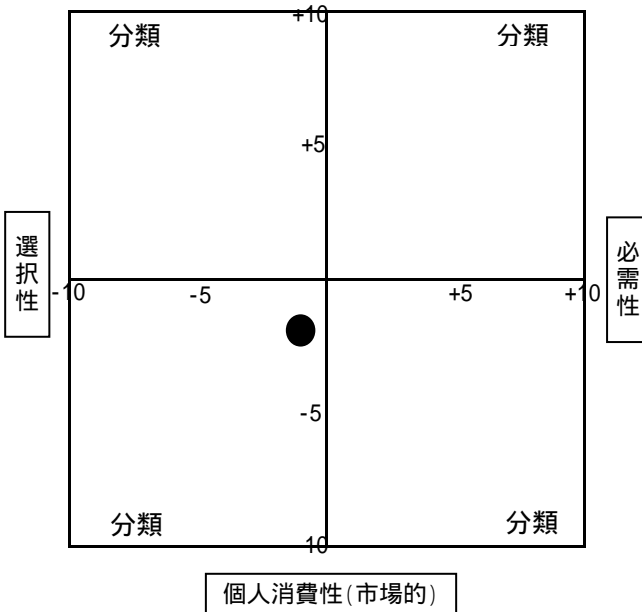


事業領域評価

類似施設	施設名	運営主体	総利用件数(年間)	利用料金
行政	泉南市立樽井公民館	直営	16年度1,738件	1,013千円
民間	なし			

公共性評価

共同消費性(公益性)



分類 選択・個人消費性(市場的)

人によって必要性がことなり、民間にもあるサービス。
個人的な利益に関わるが、格別欠かせられないということではないサービスが含まれる領域。

総合評価

目標達成度	16年度有料化につきクラブ数が減少し利用率が下がったが、17年度3クラブ増により上昇
効率性	年間1人当りの負担が約20千円前後で定額である。
公共性	民間に類似施設がなく、共同消費性・公益性の領域である。

公の施設評価調書

N01

入力は、 のセルのみです。

施設の概要

施設名称	阪南市立西鳥取公民館	所管担当課	生涯学習部西鳥取公民館
施設所在地	阪南市鳥取1214-1		
施設開設時期	平成6	年度	増改築時期
耐用年数	50	年	残存年数
運営形態	一部委託		
施設設置目的	市民相互の交流と地域活動の振興に資するとともに、市民の文化の向上及び福祉に寄与するため、社会教育法第24条の規定に基づき、阪南市立公民館を設置する。		
施設設置根拠法令等	社会教育法・阪南市立公民館条例		
施設の概要	社会教育法第22条・定期講座を開催・討論会、講習会、講演会、実習会、展示会を開催・各種の団体、機関等の連絡を図る・集会その他の公共的利用に供する		
事業概要	社会教育法第22条・定期講座を開催・討論会、講習会、講演会、実習会、展示会を開催・各種の団体、機関等の連絡を図る・集会その他の公共的利用に供する		
規模	延床面積	1,415 m ²	敷地面積
施設の内容	会議室等(5)多目的ホール(1)和室(1)料理実習室(1)		
開館時間	午前9時から午後10時		
休館日	毎週月曜日・祝日・祝日が月曜日の場合翌日も・年末年始		
施設利用の予約方法及び解約方法	窓口・電話予約ならびにインターネット施設予約利用申請による。		
施設利用対象者	公民館の役割は学習機会の提供であるため、特に規定はなし。		
対象者規模(H17.3.31)	41,923		
対象者規模(当初)	40,000		
将来予測	増加～生涯学習に対する市民の関心度が高い。		
利用料	有	減免制度	有

目標達成度評価

施設利用状況

最大利用件数	3,683
目標利用件数	3,000

区分	14年度(決算)	15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)
総利用件数(A)	3,683	3,346	2,625	2,800
利用状況				
	3,671	3,336	2,625	2,800
補助事業件数	12	10		
利用率	100.0%	90.8%	71.3%	76.0%
目標達成度	122.8%	111.5%	87.5%	93.3%

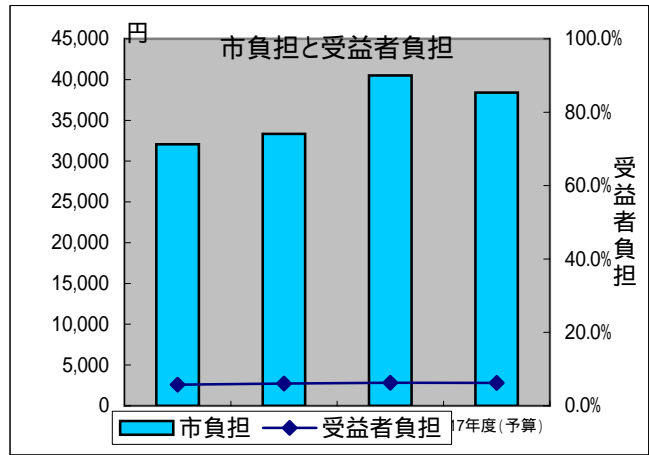
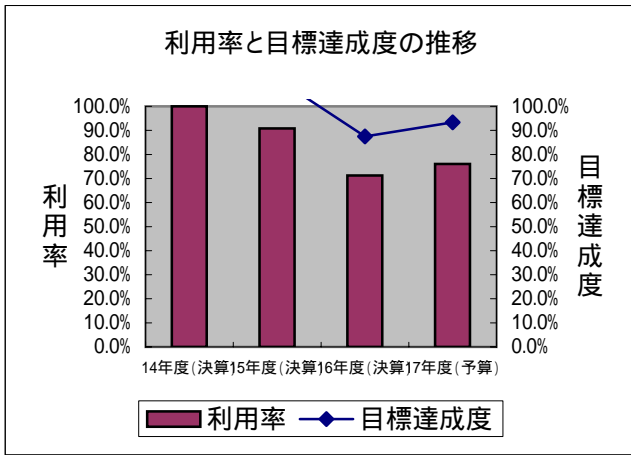
効率性評価

年間経費

(千円)	
建設費	800,000
用地費	350,000

区分		14年度(決算)	15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)
資本的経費	公債費	65,171	65,171	65,171	65,171
	計	65,171	65,171	65,171	65,171
経常経費	正規職員数	4	4	4	4
	人件費	34,760	33,256	31,472	32,532
	事業費	18,652	13,889	11,644	11,526
	計(B)	53,412	47,145	43,116	44,058
総経費(C)		118,583	112,316	108,287	109,229
最大利用年間収入(D) 1		6,814	6,814	6,814	6,814
減免非適用の場合の実収入		6,814	6,190	4,880	5,180
実収入(E)		515	727	1,964	1,700
受益者負担率	対経常経費(D)/(B)	12.8%	14.5%	15.8%	15.5%
	対総経費(D)/(C)	5.7%	6.1%	6.3%	6.2%
利用1件当たりの市負担((C-E)/A)		32	33	41	38

1 最大利用年間収入には、減免制度について考慮せず、すべての利用において満額の収入があることを想定してください。

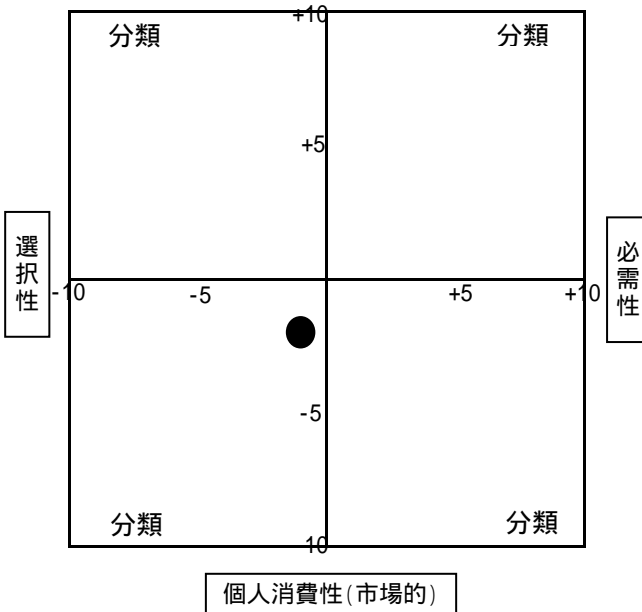


事業領域評価

類似施設	施設名	運営主体	総利用件数(年間)	利用料金
行政	泉南市立樽井公民館	直営	16年度 1,738件	1,013千円
民間	なし			

公共性評価

共同消費性(公益性)



分類 選択・個人消費性(市場的)

人によって必要性がことなり、民間にもあるサービス。
個人的な利益に関わるが、格別欠かせられないということではないサービスが含まれる領域。

総合評価

目標達成度	16年度有料化につきクラブ数が減少し利用率が下がったが、17年度3クラブ増により上昇。
効率性	年間1人当たりの負担が約40千円前後で低額である。
公共性	民間に類似施設がなく、共同消費性・公益性の領域である。

公の施設評価調書

NO1

入力は、 のセルのみです。

施設の概要

施設名称	上水道事業	所管担当課	水道業務課及び水道工務課
施設所在地	阪南市内全域		
施設開設時期	昭和32	年度	増改築時期
耐用年数	施設:60・管:40	年	残存年数
運営形態	直営		
施設設置目的	水道法第1条の規定による。 水道法第1条「この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道を計画的に整備し、及び水道事業を保護育成することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。」		
施設設置根拠法令等	水道法、地方公営企業法、阪南市水道事業の設置等に関する条例		
施設の概要	事業概要		
	生活用水その他の浄水を市民に供給		
規模	延床面積	m ²	敷地面積
施設の内容	送配水管延長:267km・配水池:15箇所		
開館時間	24時間体制		
休館日	無休		
施設利用の予約方法及び解約方法	水道の閉開栓については、随時受け付け		
施設利用対象者	無制限(給水区域内における給水利用者)		
対象者規模(H17.3.31)	給水人口:59,800人・給水戸数:21,034戸(利用実績)		
対象者規模(当初)	給水人口:74,000人・給水戸数:25,340戸(認可数値)		
将来予測	給水戸数は核家族化等により微増傾向にあるが、給水人口及び水需要は節水機器の普及等により減少傾向にある。		
利用料	有	減免制度	無

目標達成度評価

施設利用状況

(m³/日)

最大利用水量	38,000
目標利用水量	23,750

区分	14年度(決算)	15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)
総利用水量(A)	19,248	18,990	19,042	19,397
利用状況				
1日平均配水量(m ³ /日)	19,248	18,990	19,042	19,397
施設利用率	50.7%	50.0%	50.1%	51.0%
目標達成度	81.0%	80.0%	80.2%	81.7%

効率性評価

年間経費

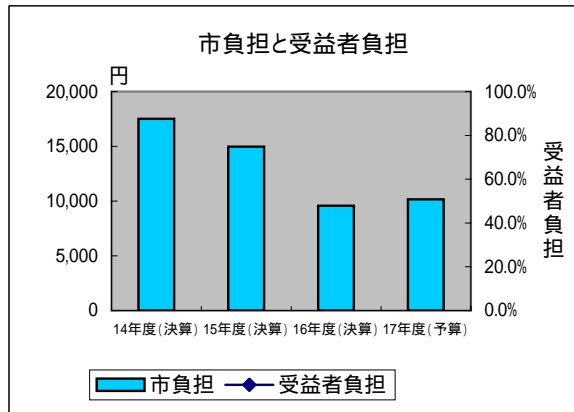
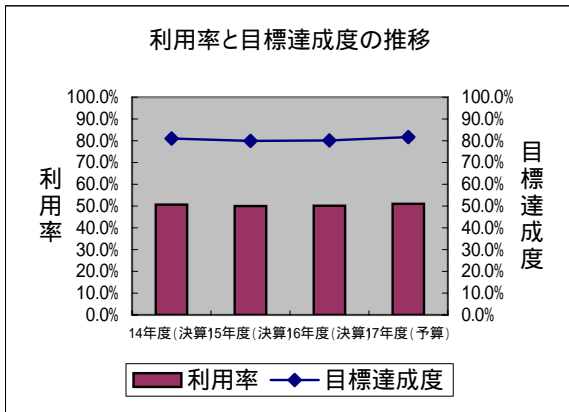
(千円)

建設費	12,293,871
用地費	878,499

(単位:千円)

区分	14年度(決算)	15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)
資本的経費(税込み)				
正規職員数	4	4	4	4
人件費	31,808	32,210	27,795	30,282
建設改良費	338,291	130,785	339,376	286,737
元金償還金	128,655	129,554	140,699	148,323
計	498,754	292,549	507,870	465,342
収益的経費(税抜き)				
正規職員数	22	21	19	19
人件費	198,442	185,879	159,709	166,383
事業費	1,133,486	1,105,356	1,112,106	1,355,867
計(B)	1,331,928	1,291,235	1,271,815	1,522,250
総経費(C)	1,830,682	1,583,784	1,779,685	1,987,592
最大利用年間収入(D) ¹	2,167,119	1,978,287	2,383,888	2,586,381
減免非適用の場合の実収入	1,497,259	1,299,460	1,597,378	1,790,513
資本的実収入	263,076	90,973	311,595	265,310
収益的実収入	1,230,421	1,208,487	1,285,783	1,525,203
実収入計(E)	1,493,497	1,299,460	1,597,378	1,790,513
受益者負担率				
対経常経費(D)/(B)	162.7%	153.2%	187.4%	169.9%
対総経費(D)/(C)	118.4%	124.9%	133.9%	130.1%
利用1m ³ 当たりの市負担((C-E)/A)	18	15	10	10

1 最大利用年間収入には、減免制度について考慮せず、すべての利用において満額の収入があることを想定してください。

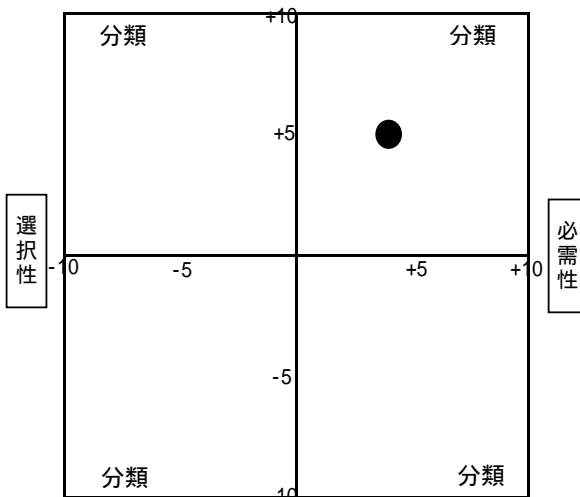


事業領域評価

類似施設	施設名	運営主体	総利用件数(年間)	利用料金
行政	上水道事業	各自治体		
民間	無し			

公共性評価

共同消費性(公益性)



分類	必需・共同消費性(非市場的)
	専ら行政が提供するサービス。より多くの人たちが利益を受け、しかも日常欠かせられないサービスが含まれる領域。

個人消費性(市場的)

総合評価

目標達成度	水需要の低迷等により利用率は約50%と低くなっている。
効率性	上水道事業は独立採算性で、全ての経費を水道料金等の収入で賄うこととなっています。しかし、主収入である水道料金は以下の理由で大阪府下において上位ランクにあります。 自己水が無く、大阪府営水道から100%水を購入している。(1m3に付き88.1円【税抜き】) 市街地が平野部と丘陵部に分かれているため、他市と比べ施設数が多く、管延長も長い ため、必然的に維持管理費や更新費用が高くなる。 又、人口密度が低いため、管の使用効率等が悪い。 商工業施設等の事業所が少ないため、一般家庭用に頼らざるを得ない。 また、経費についても上記経費のほか、今後、災害対策や石綿管対策により、老朽管の更新事業、施設の耐震化事業等、多大な費用が必要となってくる。
公共性	上水道事業は、ライフライン事業であるため、全国的に見ても民間の類似施設は全くなく、第三者委託についても部分的な委託(浄水場の管理等)はあるが、包括的な委託は行っていません。 また、公共性評価からも公共性の高い事業であることが分かる。

公の施設評価調書

N01

入力は、 のセルのみです。

施設の概要

施設名称	公共下水道	所管担当課	下水道課
施設所在地	阪南市内各所		
施設開設時期	平成5	年度	増改築時期
耐用年数		年	残存年数
運営形態	一部委託		
施設設置目的	市街地における下水を排除して、終末処理場で浄化して公共用水域に放流する。		
施設設置根拠法令等	阪南市下水道条例		
施設の概要	事業概要		
	公共下水道管の設置・維持管理等		
規模	延床面積	m ²	敷地面積
施設の内容	市街地から発生する汚水を排除するための管渠等		
開館時間			
休館日			
施設利用の予約方法及び解約方法	排水設備工事を行ない、使用開始届けにより使用を開始する。水栓を廃止することで、使用を停止する。		
施設利用対象者	公共下水道供用開始区域内で汚水を発生させる者		
対象者規模(H17.3.31)	19,391		
対象者規模(当初)			
将来予測	公共下水道へ接続する人が増加するので。利用者は増加する。		
利用料	有	減免制度	無

目標達成度評価

施設利用状況

最大利用件数	59,836
目標利用件数	68,300

区分	14年度(決算)	15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)
総利用件数(A)	18,788	19,392	19,985	20,914
利用状況				
	18,788	19,392	19,985	20,914
利用率	31.4%	32.4%	33.4%	35.0%
目標達成度	27.5%	28.4%	29.3%	30.6%

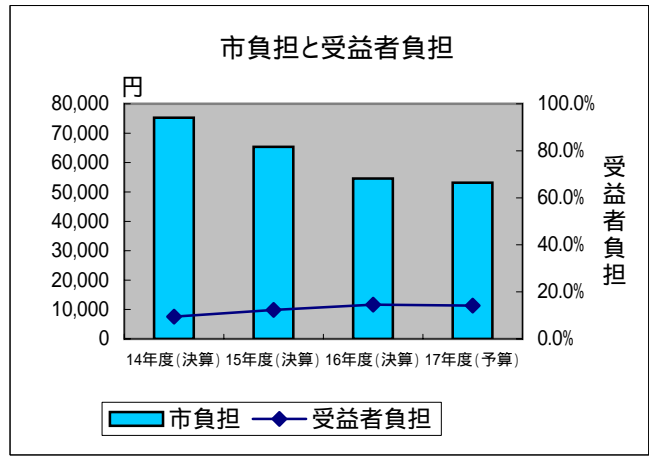
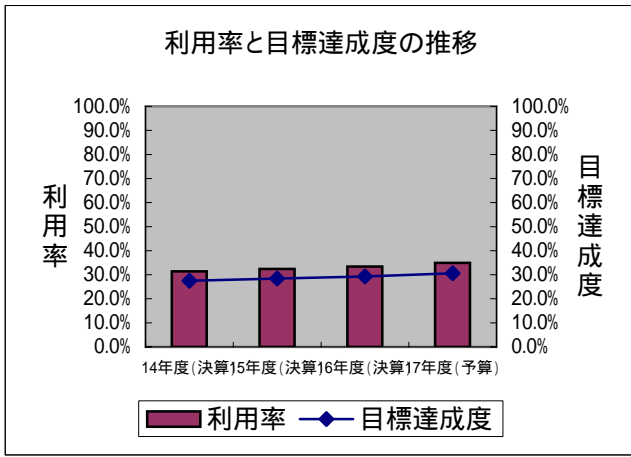
効率性評価

年間経費

(千円)	
建設費	18,639,110
用地費	

区分		14年度(決算)	15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)
資本的経費	公債費	731,755	813,533	721,957	720,354
	計	731,755	813,533	721,957	720,354
経常経費	正規職員数	13	12	10	10
	人件費	105,237	92,629	74,738	80,820
	事業費	719,874	533,479	472,628	493,778
	計(B)	825,111	626,108	547,366	574,598
総経費(C)		1,556,866	1,439,641	1,269,323	1,294,952
最大利用年間収入(D) 1		147,380	177,843	184,811	183,000
減免非適用の場合の実収入		142,512	172,340	178,797	183,000
実収入(E)		142,512	172,340	178,797	183,000
受益者負担率	対経常経費(D)/(B)	17.9%	28.4%	33.8%	31.8%
	対総経費(D)/(C)	9.5%	12.4%	14.6%	14.1%
利用1件当たりの市負担((C-E)/A)		75	65	55	53

1 最大利用年間収入には、減免制度について考慮せず、すべての利用において満額の収入があることを想定してください。

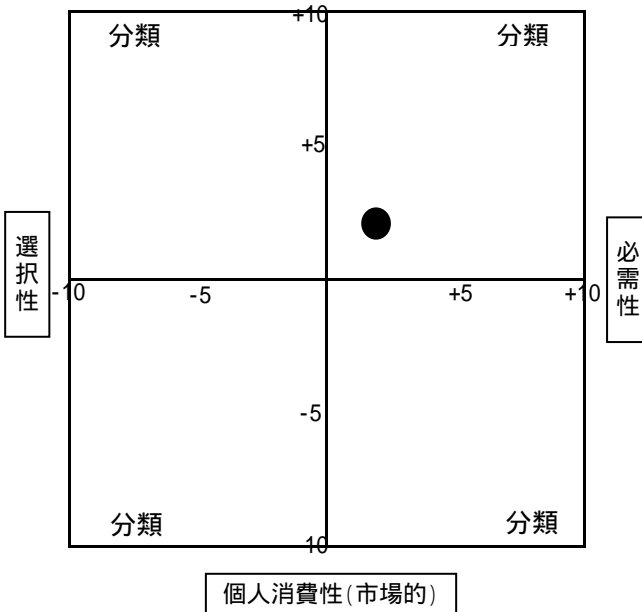


事業領域評価

類似施設	施設名	運営主体	総利用件数(年間)	利用料金
行政	泉南市公共下水道事業	泉南市		
民間				

公共性評価

共同消費性(公益性)



分類	必需・共同消費性(非市場的)
	専ら行政が提供するサービス。より多くの人たちが利益を受け、しかも日常欠かせられないサービスが含まれる領域。

総合評価

目標達成度	平成5年度から供用開始を行い、現在の普及率は33.4%となっている。今後も、財政状況を見極めながら更なる普及率の向上を図る。
効率性	建設費の節減を図るため工事の合併発注
公共性	快適な生活環境の確保・公共用水域の水質保全

公の施設評価調書

N01

入力は、 のセルのみです。

施設の概要

施設名称	阪南市立病院		所管担当課	事務局経営企画課																																																																			
施設所在地	大阪府阪南市下出17																																																																						
施設開設時期	昭和27	年度	増改築時期	昭和41	年度																																																																		
耐用年数	50	年	残存年数	11	年																																																																		
運営形態	一部委託																																																																						
施設設置目的	市民の健康保持に必要な医療を提供するため。																																																																						
施設設置根拠法令等	医療法、地方公営企業法、阪南市病院事業の設置等に関する条例																																																																						
施設の概要	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>事業概要</td> <td colspan="5">病院事業</td> </tr> <tr> <td>規模</td> <td>延床面積</td> <td>7,718</td> <td>m²</td> <td>敷地面積</td> <td>6,845 m²</td> </tr> <tr> <td>施設の内容</td> <td colspan="5">病院</td> </tr> <tr> <td>開館時間</td> <td colspan="5">午前8時～午後3時(左記は外来受付時間 一部科により異なる)</td> </tr> <tr> <td>休館日</td> <td colspan="5">土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月30日～1月4日)</td> </tr> <tr> <td>施設利用の予約方法及び解約方法</td> <td colspan="5">平成17年11月より予約診開始予定</td> </tr> <tr> <td>施設利用対象者</td> <td colspan="5">制限なし</td> </tr> <tr> <td>対象者規模(H17.3.31)</td> <td colspan="5">医療圏(阪南市、泉南市、岬町)</td> </tr> <tr> <td>対象者規模(当初)</td> <td colspan="5">医療圏(阪南市、泉南市、岬町)</td> </tr> <tr> <td>将来予測</td> <td colspan="5">患者数は近年の動向からも減少傾向にある。</td> </tr> <tr> <td>利用料</td> <td>有</td> <td>減免制度</td> <td colspan="3">無</td> </tr> </table>					事業概要	病院事業					規模	延床面積	7,718	m ²	敷地面積	6,845 m ²	施設の内容	病院					開館時間	午前8時～午後3時(左記は外来受付時間 一部科により異なる)					休館日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月30日～1月4日)					施設利用の予約方法及び解約方法	平成17年11月より予約診開始予定					施設利用対象者	制限なし					対象者規模(H17.3.31)	医療圏(阪南市、泉南市、岬町)					対象者規模(当初)	医療圏(阪南市、泉南市、岬町)					将来予測	患者数は近年の動向からも減少傾向にある。					利用料	有	減免制度	無		
事業概要	病院事業																																																																						
規模	延床面積	7,718	m ²	敷地面積	6,845 m ²																																																																		
施設の内容	病院																																																																						
開館時間	午前8時～午後3時(左記は外来受付時間 一部科により異なる)																																																																						
休館日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月30日～1月4日)																																																																						
施設利用の予約方法及び解約方法	平成17年11月より予約診開始予定																																																																						
施設利用対象者	制限なし																																																																						
対象者規模(H17.3.31)	医療圏(阪南市、泉南市、岬町)																																																																						
対象者規模(当初)	医療圏(阪南市、泉南市、岬町)																																																																						
将来予測	患者数は近年の動向からも減少傾向にある。																																																																						
利用料	有	減免制度	無																																																																				

目標達成度評価

施設利用状況

最大利用件数	67,525
目標利用件数	54,750

区分	14年度(決算)	15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)
総利用件数(A)	46,518	48,500	50,280	55,225
利用状況				
入院患者数	46,518	48,500	50,280	55,225
外来患者数	154,625	145,838	126,390	136,538
利用率	68.9%	71.8%	74.5%	81.8%
目標達成度	85.0%	88.6%	91.8%	100.9%

効率性評価

年間経費

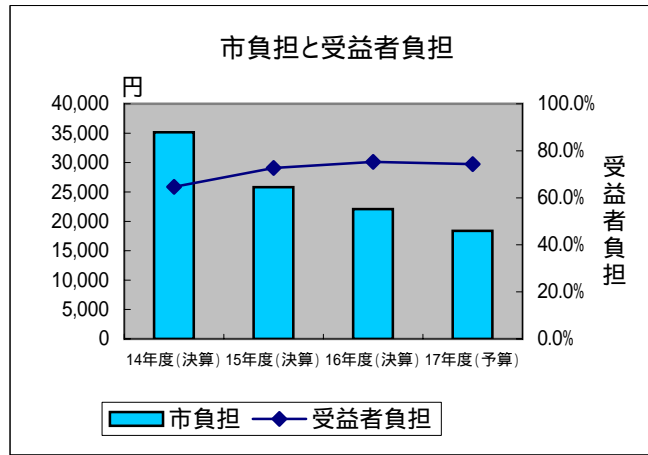
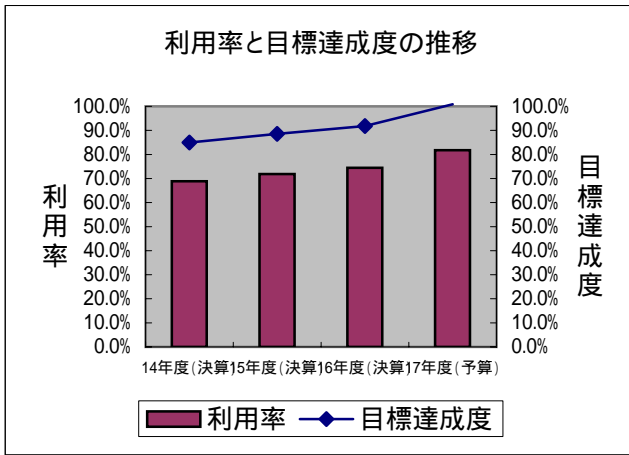
(千円)	
建設費	636,509
用地費	14,401

0

入院患者のみ

区分		14年度(決算)	15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)
資本的経費	公債費	53,940	79,836	73,916	61,536
	計	53,940	79,836	73,916	61,536
経常経費	正規職員数	151	141	141	151
	人件費	1,312,190	1,172,274	1,109,388	1,228,083
	事業費	1,581,703	1,366,668	1,342,663	1,298,149
	計(B)	2,893,893	2,538,942	2,452,051	2,526,232
総経費(C)		2,947,833	2,618,778	2,525,967	2,587,768
最大利用年間収入(D)		1,906,075	1,903,867	1,902,044	1,923,112
減免非適用の場合の実収入		1,906,075	1,903,867	1,902,044	1,923,112
実収入(E)		1,313,096	1,367,438	1,416,267	1,572,821
受益者負担率	対経常経費(D)/(B)	65.9%	75.0%	77.6%	76.1%
	対総経費(D)/(C)	64.7%	72.7%	75.3%	74.3%
利用1件当たりの市負担((C-E)/A)		35	26	22	18

1 最大利用年間収入には、減免制度について考慮せず、すべての利用において満額の収入があることを想定してください。

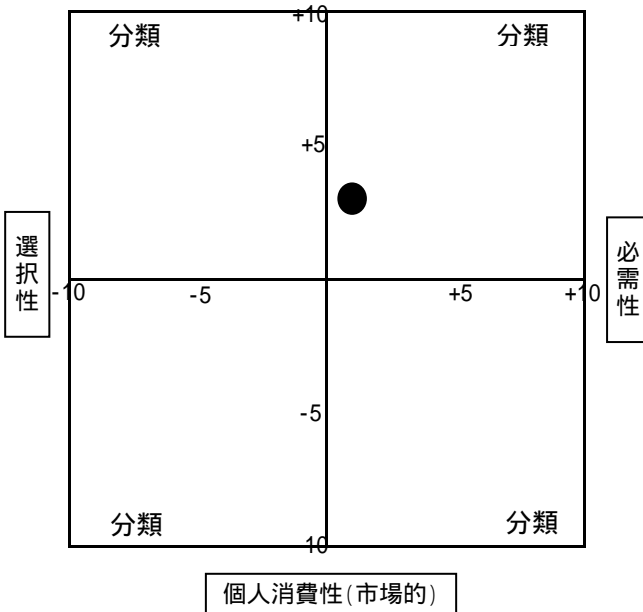


事業領域評価

類似施設	施設名	運営主体	総利用件数(年間)	利用料金
行政	泉大津市立病院	泉大津市	60,796	2,006,642
民間				

公共性評価

共同消費性(公益性)



分類	必需・共同消費性(非市場的)
	専ら行政が提供するサービス。より多くの人たちが利益を受け、しかも日常欠かせられないサービスが含まれる領域。

総合評価

目標達成度	入院患者数は利用率が向上しているが、外来患者数は減少している。
効率性	施設規模及び市負担率から考察すると、効率的に運営されている。
公共性	民間及び行政において類似施設が存在するが、行政が提供するサービス。